

令和7年度 第1回高知県子どもの環境づくり推進委員会

次第

令和7年6月15日（日）14:00～15:30

高知県庁本庁舎2階 第二応接室

1 開会

子どもの環境づくり推進委員会委員長の選任

2 議事

(1) 子どもの環境づくり推進計画の総括について

(2) 令和7年度子ども条例フォーラムの開催内容について

3 閉会

計画の目標

全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現（高知県子ども条例 第1条）

特に「厳しい環境にある子どもたち」に配慮して取組を実施

「目指すべき姿」の3つの柱としての取組・成果・課題等

1 家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性・社会性を育む	2 成長とともに高い規範意識、自尊心と他者を思いやる心を身に付ける	3 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる																												
<p>主な取組（H30～R6）</p> <p>【プラン1】子どもが豊かな体験をするための支援 ・児童生徒向け自然体験の実施 ・動物愛護体験教室の開催 ・放課後学びの場における学習支援の実施 …等</p> <p>【プラン2】文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり ・各文化施設による教育普及事業の実施 ・まんが・アニメ、ものづくり、スポーツ関連イベントの開催 ・就業・起業体験の実施、職場見学の受け入れ …等</p> <p>【プラン3】子ども自身の自発的な活動を支援 ・読書ボランティア養成講座の実施 ・子どもの環境づくり推進委員会、子ども条例フォーラムの開催 …等</p> <p>【プラン4】子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり ・子どもの地域活動などへの参加事例や活動に関する情報提供 …等</p>	<p>主な取組（H30～R6）</p> <p>【プラン5】自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり ・子育て世代包括支援センターの設置 ・あったかふれあいセンターの整備 ・子ども食堂の開設や運営費の支援 …等</p> <p>【プラン6】社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備 ・児童養護施設の退所者や中卒児童等への自立支援 ・ニートやひきこもり傾向にある若者への修学支援・就労支援 …等</p> <p>【プラン7】コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進 ・親子の絆教室の開催 ・オーケストラ演奏会の開催、高校演劇の技術指導会の開催 …等</p> <p>【プラン8】子どもと大人の規範意識を高める取り組み ・非行防止教室の開催 ・薬物乱用防止ポスターの掲示 ・交通安全教育の実施 …等</p>	<p>主な取組（H30～R6）</p> <p>【プラン9】子どもの人権に関する理解の促進 ・人権啓発ポスター、作文の募集 ・人権啓発研修の実施 …等</p> <p>【プラン10】児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化 ・児童相談所の機能強化 ・児童虐待防止対策の実施 ・思春期相談センターの運営 ヤングケアラー・コーディネーターの設置 …等</p> <p>【プラン11】不登校対策などへの多方面からの取り組み ・不登校支援推進プロジェクトの実施 ・無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の実施 …等</p> <p>【プラン12】子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援 ・奨学金や支援金の交付 ・ひとり親や生活困窮者への支援 ・里親制度の推進 ・入所児童への学習支援、自立支援 …等</p> <p>【プラン13】子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進 ・健康教育、食に関する指導の実施 …等</p>																												
<p>主な成果（一部抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>自然体験活動の実施（プラン1）</td> <td>参加者（児童生徒） H30～R6累計：1,017人 ※小中学校のべ30校、NPO等のべ14団体が実施</td> </tr> <tr> <td>森林環境教育指導者の育成（プラン1）</td> <td>森林活動指導者育成数 H30～R6累計：20人 （目標：R9までに40人）</td> </tr> <tr> <td>放課後学習支援の実施（プラン1・2・3）</td> <td>実施率 R6：97.5%（目標：96%以上）</td> </tr> <tr> <td>アニメ制作体験講座等の実施（プラン2）</td> <td>参加者 R6：クリエイター講演会44人、 アニメ制作体験講座のべ28人</td> </tr> <tr> <td>子ども条例フォーラムの実施（プラン3・4）</td> <td>子どもの参加者 H30～R6累計：のべ218人 （実施回数：のべ7回）</td> </tr> </table>	自然体験活動の実施（プラン1）	参加者（児童生徒） H30～R6累計：1,017人 ※小中学校のべ30校、NPO等のべ14団体が実施	森林環境教育指導者の育成（プラン1）	森林活動指導者育成数 H30～R6累計：20人 （目標：R9までに40人）	放課後学習支援の実施（プラン1・2・3）	実施率 R6：97.5%（目標：96%以上）	アニメ制作体験講座等の実施（プラン2）	参加者 R6：クリエイター講演会44人、 アニメ制作体験講座のべ28人	子ども条例フォーラムの実施（プラン3・4）	子どもの参加者 H30～R6累計：のべ218人 （実施回数：のべ7回）	<p>主な成果（一部抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>子育て世代包括支援センターの設置（プラン5）</td> <td>センター設置箇所 R6：34市町村36箇所 （R4年度に全市町村設置達成）</td> </tr> <tr> <td>子ども食堂の開設・運営の支援（プラン5）</td> <td>子ども食堂開設箇所 R6：23市町村120箇所 （H29：18市町村52箇所）</td> </tr> <tr> <td>若者サポートステーションによる支援の実施（プラン6）</td> <td>新規登録者 R6：141人（目標：340人） 単年度進路決定率 R6：31.1%（目標：27%以上）</td> </tr> <tr> <td>親子の絆教室の開催（プラン7）</td> <td>実施率 R6：66.4% （目標：R7までに100%）</td> </tr> <tr> <td>非行防止教室の開催（プラン8）</td> <td>実施率 R6：62.6%（R元：78.8%）</td> </tr> </table>	子育て世代包括支援センターの設置（プラン5）	センター設置箇所 R6：34市町村36箇所 （R4年度に全市町村設置達成）	子ども食堂の開設・運営の支援（プラン5）	子ども食堂開設箇所 R6：23市町村120箇所 （H29：18市町村52箇所）	若者サポートステーションによる支援の実施（プラン6）	新規登録者 R6：141人（目標：340人） 単年度進路決定率 R6：31.1%（目標：27%以上）	親子の絆教室の開催（プラン7）	実施率 R6：66.4% （目標：R7までに100%）	非行防止教室の開催（プラン8）	実施率 R6：62.6%（R元：78.8%）	<p>主な成果（一部抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>人権啓発フェスティバルの開催（プラン9）</td> <td>来場者数 R6：約7,000人</td> </tr> <tr> <td>心の教育センター相談支援の実施（プラン10・11）</td> <td>※R6年度 来所・出張相談：1,744件 24時間電話相談：609件 メール相談：97件 SNS相談：63人等</td> </tr> <tr> <td>生活保護生活扶助費の支給（教育費の支給）（プラン12）</td> <td>※R5.4.1時点 中学校卒業後進学率 93.8%（全国92.5%） 高校卒業後進学率 41.8%（全国42.9%）</td> </tr> <tr> <td>食育講座の実施（プラン13）</td> <td>実施率 R6：100%（目標100%） ※34市町村（91校）112回実施</td> </tr> </table>	人権啓発フェスティバルの開催（プラン9）	来場者数 R6：約7,000人	心の教育センター相談支援の実施（プラン10・11）	※R6年度 来所・出張相談：1,744件 24時間電話相談：609件 メール相談：97件 SNS相談：63人等	生活保護生活扶助費の支給（教育費の支給）（プラン12）	※R5.4.1時点 中学校卒業後進学率 93.8%（全国92.5%） 高校卒業後進学率 41.8%（全国42.9%）	食育講座の実施（プラン13）	実施率 R6：100%（目標100%） ※34市町村（91校）112回実施
自然体験活動の実施（プラン1）	参加者（児童生徒） H30～R6累計：1,017人 ※小中学校のべ30校、NPO等のべ14団体が実施																													
森林環境教育指導者の育成（プラン1）	森林活動指導者育成数 H30～R6累計：20人 （目標：R9までに40人）																													
放課後学習支援の実施（プラン1・2・3）	実施率 R6：97.5%（目標：96%以上）																													
アニメ制作体験講座等の実施（プラン2）	参加者 R6：クリエイター講演会44人、 アニメ制作体験講座のべ28人																													
子ども条例フォーラムの実施（プラン3・4）	子どもの参加者 H30～R6累計：のべ218人 （実施回数：のべ7回）																													
子育て世代包括支援センターの設置（プラン5）	センター設置箇所 R6：34市町村36箇所 （R4年度に全市町村設置達成）																													
子ども食堂の開設・運営の支援（プラン5）	子ども食堂開設箇所 R6：23市町村120箇所 （H29：18市町村52箇所）																													
若者サポートステーションによる支援の実施（プラン6）	新規登録者 R6：141人（目標：340人） 単年度進路決定率 R6：31.1%（目標：27%以上）																													
親子の絆教室の開催（プラン7）	実施率 R6：66.4% （目標：R7までに100%）																													
非行防止教室の開催（プラン8）	実施率 R6：62.6%（R元：78.8%）																													
人権啓発フェスティバルの開催（プラン9）	来場者数 R6：約7,000人																													
心の教育センター相談支援の実施（プラン10・11）	※R6年度 来所・出張相談：1,744件 24時間電話相談：609件 メール相談：97件 SNS相談：63人等																													
生活保護生活扶助費の支給（教育費の支給）（プラン12）	※R5.4.1時点 中学校卒業後進学率 93.8%（全国92.5%） 高校卒業後進学率 41.8%（全国42.9%）																													
食育講座の実施（プラン13）	実施率 R6：100%（目標100%） ※34市町村（91校）112回実施																													
<p>評価・課題等</p> <p>【プラン1】 自然体験活動や動物愛護教室などは、実施団体や専門人材の確保が課題。 【プラン2】 各文化施設で体験機会を提供しているが、参加者減少が一部で見られる。内容の見直しや情報発信が必要。 【プラン3】 子ども条例フォーラムの参加者数が年々減少傾向にあるため、内容や広報手段の見直しが必要。 【プラン4】 全所属にて適宜実施。</p>	<p>課題等</p> <p>【プラン5】 子ども食堂の取組は県内全土に広がりつつあるが、未開設地域での立ち上げや定期的な開催などへのさらなる支援が必要。 【プラン6】 支援対象者の把握や支援員の資質向上、適切な支援機関につなげるための連携が必要。 【プラン7】 演奏会やまんが甲子園など、協調性やチームワークを育む機会を提供できている。 【プラン8】 薬物乱用防止教室や非行防止教室など定期的に実施しているが、さらなる県民への周知が必要。</p>	<p>課題等</p> <p>【プラン9】 人権啓発イベントについて、若年層や子育て層への広報の工夫や来場者の増加につながるイベントの実施が必要 【プラン10】 児童相談所や思春期相談センター等、相談支援体制は整備～11）されているが、一部で専門性の確保が課題となっている。 【プラン12】 制度は充実しているが、ひとり親自立支援関連など一部の制度は、認知度の低さや申請の難しさにより、利用率が低い。 【プラン13】 効果的な実施に向けて教育委員会との連携が必要。</p>																												

⇒ 令和7年度以降の事業進捗については「高知県子ども計画」にて管理

別紙1:子どもの環境づくり推進計画(第四期)関連事業一覧

別紙1

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別 ※R5→R6 を入力済	R7予算	R6予算 (2月補正後) ※R6年6月時 点の予算を入力 済	再掲
1	プラン1 子どもが豊かな体験をするための 支援	生涯学習課	環境学習推進事業	①子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体等が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。 ②地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、体験を中心とした森林環境教育を推進できる人材を育成する。	①R6統合 (事業番号 33) ②拡充	755	755	
2		生涯学習課	青少年教育施設振興事業	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。		4,419	4,419	
3		保健体育課	幼児期の身体活動推進事業 (R1廃止)	神経系の発達が著しい幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きたくなる身体の育成を図る。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	
4	プラン1 子どもが豊かな体験をするための 支援	薬務衛生課	動物愛護体験事業	動物について正しい知識を得ることで命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。		489	512	
5		子育て支援課	子育て応援広報紙作成等委託 事業(「わいわいくじら」夏休み 号) (R1廃止)	子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるよう、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	
6		国際交流課	友好姉妹都市学生等交流推進 事業	高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問や、ホームステイ等を通じた国際交流を行う。		1,945	1,066	
7		自然共生課	環境活動支援センター事業	環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成、活動団体の交流会の開催等により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。 また、ホームページ・SNS運営や、地域イベントへの出展による情報発信を行う。		17,790	17,790	
8		自然共生課	牧野植物園管理運営費 (企画広報事業)	植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを実施するとともに、HP・SNSでの広報、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスター作成等による情報提供を行う。		3,764	3,764	
9		生涯学習課	新・放課後子ども総合プラン推 進事業	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。		718,532	773,435	
10		生涯学習課	環境学習推進事業 ※再掲(1番)	①子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体等が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。 ②地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、体験を中心とした森林環境教育を推進できる人材を育成する。	①R6統合 (事業番号 33) ②拡充	755	755	○
11		生涯学習課	長期宿泊体験活動推進事業 (R1廃止)	県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上 の宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを 確立する。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	
12		生涯学習課	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。		4,419	4,419	○
13		政策企画課	薩長土肥連携青少年交流事業	薩長土肥4県の高校生が幕末維新期の偉人やその志などを学び、相互に交流することにより、自らの郷土への愛着と誇りを育むとともに、物事を多角的にとらえることのできる広い視野と高い志を持って地域や日本をリードする人材を育成する。 年1回、鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県が持ち回りで宿泊研修を行う。		1,300	1,300	

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲	
					※R5→R6 を入力済	※R6年6月時 点の予算を入力済			
14	プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に 触れる機会や幅広い職業体験 の機会づくり	・知られていない地域の文化や 伝統芸能、昔あそびなどに触 れ、自分の住む地域への愛着 や親しみを感じられる機会の充 実	歴史文化財課	県立坂本龍馬記念館 (教育普及事業)	小中学校を対象に記念館職員による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出 前授業を実施する。		2,954	2,954	
15			文化振興課	県立文学館 (教育普及事業)	朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを 実施する。カルチャサポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、 絵本の読み聞かせを行う。		800	823	
16			歴史文化財課	県立高知城歴史博物館 (教育普及事業)	子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向 ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。		3,343	1,559	
17			歴史文化財課	県立歴史民俗資料館 (教育普及(学校教育)事業)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中高生の職場体験学習の受け入れ、来館し て展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。		1,992	1,280	
18			文化振興課	県立美術館 (教育普及事業)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学 校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の 作品に触れる機会を提供する。		5,473	4,323	
19			スポーツ課	「わいわいチャレンジ！」(ス ポーツ体験事業) (R1廃止)	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ 体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作 りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を 通じて学べる場とする。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	
20			生涯学習課	ふるさと教育推進事業	郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通して、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育む ために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。		726	726	
21			生涯学習課	地域学校協働活動推進事業	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進す る。		71,093	71,093	
22			生涯学習課	新・放課後子ども総合プラン推 進事業 ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後 児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課 後のさまざまな活動を支援する。		718,532	773,435	○
23			歴史文化財課	高知県立埋蔵文化財センター (出前考古学教室事業)	埋蔵文化財センターの職員が学校に出向き、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学 習を実施し、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。		592	875	
24	歴史文化財課	高知県立埋蔵文化財センター (公開講座事業)	考古学の基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座と、ものづくりや火起こし などの体験教室を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。		1,135	1,343			

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別 ※R5→R6 を入力済	R7予算	R6予算 (2月補正後) ※R6年6月時 点の予算を入力済	再掲	
25	プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり	・芸術やスポーツ、自然などの生の姿に触れ、実際に自分でやってみる参加体験型のイベントの促進や、ハンズ・オン(自ら見て、触って、試して、考えること)の機会の充実	文化振興課	県立県民文化ホール(一般だけではなく子どもを対象としたコンサート、舞台公演、映画等)	親子で楽しめる映画の上映、子どもたちを対象にビッグバンドスタイルの演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校吹奏楽部の合同演奏会を実施する。		5,195	7,710	
26			文化振興課	県立美術館(教育普及事業) ※再掲(18番)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。		5,473	4,323	○
27			国際交流課	親子で学ぶ国際理解講座開催事業	子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や県南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。		90	94	
28			国際交流課	高知県・韓国全羅南道小中学生相互国際交流	JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の児童の相互国際交流(文化交流)を行う。		0	0	
29			文化振興課	「まんが・アニメ教室」開催事業	県内のプロ、セミプロの漫画家又はアニメクリエイターが小中高学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法、アニメーションの作り方を指導する。 ※R3年度よりから鏡地区、春野地区及び土佐山地区に限り高知市内も対象に追加。 ※令和6年度より高校生を対象とした教室開催	R7拡充	465	465	
30			文化振興課	高知まんがBASE(まんが王国・土佐情報発信拠点施設)	高知のまんが文化の理解を深めるための資料展示やアナログ・デジタルの作画ツールを用いた作画体験教室、親子まんが教室、まんが塾の運営等を行う。		890	530	
31			スポーツ課	「わいわいチャレンジ!」(スポーツ体験事業) ※再掲(19番) (R1廃止)	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	○
32			中山間地域対策課鳥獣対策室	野鳥とのふれあい事業	愛鳥週間のポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室などを実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。		348	348	
33			林業環境政策課	山の学習支援事業	本県の豊かな森林環境を子供たちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習及び木育の推進の担い手となる木育指導員を養成する活動を支援する。	R6拡充	38,661	33,972	
34			林業環境政策課	森林公園等管理運営費(南喜ヶ峰森林公園森林環境学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業)	親子で参加できる木工クラフトや、自然観察、炭焼体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。		2,220	参加費徴求により事業を実施のため、予算0	
35			林業環境政策課	緑化促進事業	郷土樹種を活用してモデル的な緑化を促進することで、県土の緑化を総合的に推進するとともに、良好な環境の形成と併せて、県民の「緑」に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動への参加につなげる。		15,000	15,000	
36			木材産業振興課	乳幼児等木育推進事業 木の香るまちづくり推進事業(木育推進事業)へ統合	市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。	R5廃止	R5廃止	R5廃止	
37			自然共生課	環境活動支援センター事業 ※再掲(7番)	子どもたちが環境について考え、行動し、その経験を絵日記にすることで、環境意識を育むことを目的とした環境絵日記コンテストを実施する。 また、体験型の環境イベントを開催し、子どもたちが環境について、見て、触れて、遊んで、学べる機会を提供する。		17,790	17,790	○
38			自然共生課	牧野植物園管理運営費(教育普及事業)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。		5,676	5,676	
39		自然共生課	県立こどもの森管理運営費	自然の中での野外活動やイベントの実施により、子どもたちが自然に触れつつ学べる機会を提供する。		14,129	14,129		

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算	再掲		
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		(2月補正後) ※R6年6月時点 の予算を入力済			
40	プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり	・芸術やスポーツ、自然などの生の姿に触れ、実際に自分でやってみる参加体験型のイベントの促進や、ハンズ・オン(自ら見て、触って、試して、考えること)の機会の充実	防災砂防課	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。		4,590	5,561		
41			港湾・海岸課	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。		0	0		
42			小中学校課	教育文化祭	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。		4,000	4,000		
43			高等学校課	感性を育む教育推進費 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こうち総文)終了	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	R3廃止	R3廃止	R3廃止		
44			生涯学習課	環境学習推進事業 ※再掲(1番)⇒R6年度から削除	子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境教育や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。また、こうした機会の充実に向けて、森林環境教育や自然体験学習を推進できる人材を育成する。	R6削除	0	R6廃止	○	
45			生涯学習課	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子ども大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。		4,419	4,419	○	
46			・学校や地域でのものづくり体験を通じて地場産業についての理解を深めるなど、様々な職業観を身に付ける機会の充実	広報広聴課	県庁見学	県民に県庁の仕事を身近に感じていただくために実施する。		0	0	
47				林業環境政策課	山の学習支援事業 ※再掲(33番)	本県の豊かな森林環境を子供たちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習及び木育の推進の担い手となる木育指導員を養成する活動を支援する。		38,661	33,972	○
48				木材産業振興課	木の香るまちづくり推進事業 (学校関連環境整備)	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館等への木製品の導入を支援する。		15,000	4,582	
49				自然共生課	環境活動支援センター事業	地域の企業等の施設を訪問し、日頃公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。	R5廃止	R5廃止	R5廃止	
50	自然共生課	牧野植物園管理運営費 (教育普及事業) ※再掲(38番)		親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。		5,676	5,676	○		
51	商工政策課担い手対策室	ものづくり県内企業理解促進事業		将来を担う子どもたちに、「働くことの素晴らしさ」や「ものづくり」の楽しさを知ってもらうための動画を制作するとともに、小学校の授業の中で当該動画を積極的に活用してもらうため、教員向けの動画活用マニュアルを作成する。	R6新規	4,746	4,684			
52	雇用労働政策課	ものづくりイベント開催事業		高等技術学校を会場に、小学生等を対象とした訓練実習体験やものづくり教室等を開催し、ものづくりの機会を提供することで高等技術学校をPRするとともに、ものづくり分野や建築分野への関心を高める。		1,356	1,087			

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲	
					※R5→R6 を入力済		※R6年6月時 点の予算を入力済		
53	プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に 触れる機会や幅広い職業体験 の機会づくり	・子どもの「夢」や「志」をかなえる ため、社会的・職業的自立に 向けて必要な能力やマナーを 身に付けるキャリア教育の推進	障害保健支援課	障害者委託訓練事業 (特別支援学校早期訓練コース)	特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。	R4廃止	R4廃止	R4廃止	
			歴史文化財課	県立歴史民俗資料館 (教育普及(学校教育)事業) ※再掲(17番)	県有施設における中高生の職場体験の受入を行う。		1,992	1,280	○
			文化振興課	まんが甲子園開催事業	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第1試合、第2試合を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。		52,824	53,017	
56	プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に 触れる機会や幅広い職業体験 の機会づくり	・子どもの「夢」や「志」をかなえる ため、社会的・職業的自立に 向けて必要な能力やマナーを 身に付けるキャリア教育の推進	文化振興課	「まんが・アニメ教室」開催事業 ※再掲(29番)	県内のプロ、セミプロの漫画家又はアニメクリエイターが小中高学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法、アニメーションの作り方を指導する。 ※R3年度よりから鏡地区、春野地区及び土佐山地区に限り高知市内も対象に追加。 ※令和6年度より高校生を対象とした教室開催	R7拡充	465	465	○
			文化振興課	高知まんがBASE (まんが王国・土佐情報発信拠点施設) ※再掲(30番)	高知のまんが文化の理解を深めるための資料展示やアナログ・デジタルの作画ツールを用いた作画体験教室、親子まんが教室、まんが塾の運営等を行う。		890	530	○
58			私学・大学支援課	私立学校教育力強化・教育改革推進事業	私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。		173,758	139,812	
59			私学・大学支援課	職場体験活動・インターンシップ等の推進	県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動インターンシップや職場見学の受入れが可能な事務所に関する情報提供を行う。		0	0	
60			スポーツ課	タレント発掘四国ブロック展開事業 (R2廃止)	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築してため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	R2廃止	R2廃止	R2廃止	
61			公園上下水道課	県立のいち動物公園管理運営費(教育普及活動)	飼育職員や獣医職員が学校に向いての講義・講習や、中学・高校生の職場体験学習等を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。		0	0	
62			小中学校課	キャリア教育強化プラン	学習指導要領(平成29年告示)において、キャリア教育の要として位置付けられた特別活動を中心として、小・中・高等学校を通じて育成を目指す社会的・職業的自立に向けた資質・能力の一層の育成に向け、小・中・高等学校教員のキャリア教育指導力向上を進めるとともに、各地域の特色を生かしたキャリア教育の充実を支援し、児童生徒のキャリア発達を促す。		1044	866	
63			高等学校課	21ハイスクールプラン推進費 (R3組替えにより学びの保障・充実のための取組推進事業の内数へ)	各県立高校等における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的で創造的な取組を推進する。		40,313	39,000	
64			高等学校課	キャリアアップ事業(企業・学校見学、インターンシップ)	生徒に自らの学習内容や将来の進路等に関係した県内企業等で就業体験をさせることにより、県内企業に対する理解を深めさせるとともに、学校では学ぶことのできない知識・技術を習得させる。また、勤労観・職業観の育成を図り、生徒が自らキャリア形成を行う力を身に付けさせる。		12,487	10,142	

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算	再掲
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		(2月補正後) ※R6年6月時点の予算を入力済	
65	プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり	・子どもの「夢」や「志」をかなえるため、社会的・職業的自立に向けて必要な能力やマナーを身に付けるキャリア教育の推進	高等学校課	キャリアアップ事業(進路に向けた課題解決支援) (※R1組替えにより廃止)	専門的なスキルを持った講師を招き、スキルアップ講習会を実施し、1年生の早い段階から生徒のビジネスマナーや就職基礎学力の向上を図り、併せて、継続的に指導していかなければならない教員のスキルの向上を目指す。	R1廃止	R1廃止	R1廃止
66			高等学校課	新たな学びへの改革推進事業 →「授業改善サイクルの確立・授業と家庭学習のシームレス化」に名称変更 ソーシャルスキルアップ事業	充実した高校生活を送るための環境を整えるとともに、高知県の将来を担う良き社会人の育成に取り組み、全国平均と比べて高い中途退学率、就職後の離職率を全国平均に近づける。 高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に関して、「生徒の学習支援」「学校の学習支援体制の充実」を図る。		110,701	121,621
67			高等学校課	産業教育推進費 キャリアアップ事業(外部講師活用事業)	外部講師活用事業、農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励事業などを実施する。		41,073	41,946
68			高等学校課	教師力ブラッシュアップ事業 →教科指導力向上事業 ※事業名変更	高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に重点化して、「教員の指導力向上」を図る。	R5廃止	R5廃止	R5廃止
69			特別支援教育課	地域と協働したキャリア教育の推進事業	地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組みとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。		11,713	11,219
70			保健体育課	トップアスリート夢先生派遣事業 (R1廃止)	スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つとする気持ちや夢に向かって取り組もうとする意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢の教室を実施する。	R1廃止	R1廃止	R1廃止
71			産業イノベーション課	起業促進事業(小中学生対象)	「起業」を将来の選択肢として検討してもらうため、小中学生を対象に「起業体験ワークショップ」を実施する。	R6拡充	4,235	4,234
72			産業イノベーション課	起業促進事業(小学4,5,6年生・中学生・高校生対象)	「起業」を身近に感じ、新しいことにチャレンジする意欲を高めてもらうため、学校に県出身又は県在住の起業家を招き、講演を実施する		859	500
74			産業イノベーション課	アニメ制作体験講座等実施事業	県内の中学生・高校生・専門学生・大学生を対象に、アニメクリエイターの仕事内容や魅力を伝える講座を実施し、アニメクリエイターを将来の仕事の選択肢の一つとして考えてもらうきっかけづくりを行う。	R6拡充	2,197	2,197
75			雇用労働政策課	高知県就職支援相談センター事業(①学校出前講座、②ジョブキッズ)	自立した社会人・職業人となるための基盤をつくるために、主体的に行動すると同時に、目的意識を持って就職する力を育成する。 ①県内の中学・高校等における、キャリア教育や就職活動に必要な支援の実施 ②小学生の好奇心や興味を大事にしつつ、自分の未来を肯定的に感じ、早期に様々な職業を知るきっかけづくりとするための、自己分析・仕事研究ワークの実施		71,332の一部 (※就職支援相談センター事業実施委託を含む)	69,631の一部 (※就職支援相談センター事業実施委託を含む)

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲	
					※R5→R6 を入力済		※R6年6月時 点の予算を入力済		
76	プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に 触れる機会や幅広い職業体験 の機会づくり	・子どものスポーツに対する意 欲が高まり、体力・競技力の向 上や部活動の活性化につな がる取り組みの推進	スポーツ課	私立学校運動部活動強化校支 援事業	本県の競技力向上を図るため、近年全国規模の大会で優秀な成績を収める等の高い競技 実績を有する私立高等学校の運動部が行う競技力向上を図る活動に対し補助する。		800	800	
77			スポーツ課	競技力向上総合対策事業	中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上を図る活動 に対し補助する。		9,928	9,928	
78			スポーツ課	タレント発掘四国ブロック展開 事業 ※再掲(60番) (R2廃止)	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろ しおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げると ともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築してため、四国ブロック規模でよ り質の高いプログラムを実施する。	R2廃止	R2廃止	R2廃止	○
79			スポーツ課	高知県スポーツ少年団育成事 業	スポーツ少年団組織の充実と活動の活性化を図るため、高知県スポーツ協会が行う各種 事業を補助する。		5,033	5,033	
80			保健体育課	県立学校運動部活動活性化事 業	本県の県立学校の運動部活動の充実と競技力向上を目的として、全国上位入賞を維持す るために、練習用具購入等の支援を行う。		912	2,181	
81			保健体育課	運動部活動サポート事業 (R2廃止)	①運動部活動に専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートが出来る運動部活動 支援員を派遣、②運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、③中山間地域 における運動部活動支援員の配置促進を図る。	R2廃止	R2廃止	R2廃止	
82			保健体育課	運動部活動指導員配置事業	①運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るため に、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進②運動部活動指導員の資 質向上のための研修会を実施する。		65,125	54,643	
83			スポーツ課	高知県バスウェイシステム事業	・自分に合った競技を見つけることができる運動能力測定会や、多様なスポーツを体験でき る機会を提供する。 ・運動能力が優れた小学生を発掘しトップアスリートを目指して、多様なプログラムによる育 成を行う。		19,044	19,044	
84	プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に 触れる機会や幅広い職業体験 の機会づくり	・子どもがスポーツや文化芸術 活動に親しむための地域にお ける持続可能な環境づくりの推 進	スポーツ課	持続可能な子どものスポーツ推 進事業	子どものスポーツ環境の充実に向けた市町村の取組を支援するとともに、広域で連携する 取組を推進する。		8,549	5,073	
85			歴史文化財課	県立坂本龍馬記念館 (教育普及事業) ※再掲(14番)	小中学校を対象に記念館職員による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出 前授業を実施する。		2,954	2,954	○
86			文化振興課	県立文学館 (教育普及事業) ※再掲(15番)	朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを 実施する。カルチャサポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、 絵本の読み聞かせを行う。		800	823	○
87			歴史文化財課	県立高知城歴史博物館 (教育普及事業) ※再掲(16番)	子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向 ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。		3,343	1,559	○
88			歴史文化財課	県立歴史民俗資料館 (教育普及(学校教育)事業) ※再掲(17番)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中高生の職場体験学習の受入れ、来館し て展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上料を負担する。		1,992	1,280	○
89			文化振興課	県立美術館 (教育普及事業) ※再掲(18番)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学 校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の 作品に触れる機会を提供する。		5,473	4,323	○

(単位:千円)

番号	プラン		担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算	再掲
						新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		(2月補正後) ※R6年6月時 点の予算を入力済	
90	プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援	・子どもが読書習慣を身につけられるための読書活動の推進や、様々な機会と場所において読書できる環境づくり	生涯学習課	読書活動推進事業	「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。		9,082	9,082	
91	プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援	・ボランティア活動への支援や学年・学校を超えた地域間交流の場づくりへの支援	地域福祉政策課	県ボランティアセンター事業	市町村社協等と連携し、小中学生への福祉教育やボランティア体験及び学習の場の充実を図る。		4,725	4,725	
92			子育て支援課	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。		2,694	2,673	
93			文化振興課	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第1試合、第2試合を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。		52,824	53,017	○
94	プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援	・南海トラフ地震等の災害発生時に、子どもの命を守り、命をつなぐための支援や、情報提供	防災砂防課	こども防災キャンプ ※再掲(40番)	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。		4,590	5,561	○
95			港湾・海岸課	こども防災キャンプ ※再掲(41番)	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。		0	0	○
96			学校安全対策課	安全教育研修会 防災教育指導事業	震災を経験した教職員による講演、安全教育プログラムに基づく教育手法等の研修から、「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる安全教育の徹底、教職員の危機管理能力や防災対応力の向上を図る。 「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育を推進し、地震等の自然災害に対し「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる。(防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等)		3,001	2,879	
97			学校安全対策課	高校生防災学習推進事業 学校安全総合支援事業 (災害安全)	「高知県高校生防災サミット」の取組を通じて、高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 市町村立学校、県立学校でのモデル地域を指定し、拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。		9,782	5,883	
①			学校安全対策課	学校防災アドバイザー派遣事業	県内の大学等の有識者を学校防災アドバイザーとして学校に派遣し、各校の避難場所・避難経路等について専門的知見から助言を行うことを通じて、学校防災マニュアルの見直しや避難訓練の改善等、安全管理の強化を図る。	R5削除	—	—	
98			学校安全対策課	防災キャンプ推進事業 (R1廃止)	学校等を避難所と想定した生活体験等を地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプについて、市町村へ委託して実施する。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	
99			幼保支援課	南海トラフ地震対策研修等事業	園の防災に対する意識の育成に係る研修や各園の防災マニュアルの検証・情報交換等を行い、保育所・幼稚園等の防災力の向上を図る。		430	601	
100	生涯学習課	新・放課後子ども総合プラン推進事業(うち、放課後子ども教室等の安全対策) ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会を開催する。		232	232	○		

(単位:千円)

番号	プラン		担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算	再掲
						新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		(2月補正後) ※R6年6月時点の 予算を入力済	
101	プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援	・子どもの自治的活動(学校行事や児童会・生徒会活動)の活性化、および学級での話し合い活動や子どもが主体的に活躍できる場の充実にに向けた支援	人権教育・児童生徒課	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①子どもの発達を支える生徒指導調査研究事業 ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく発達支持的生徒指導(児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていけるよう、学校や教職員が支える姿勢)の組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①子どもの意識調査を指標としたPDCAを学校組織で回す取組の充実を市全体で図る。 ②学級活動を基盤とした話し合い活動や主体的に活躍できる場の充実を図る。 ③地域と共に自発的・自治的な活動の充実を図る。		4,597	6,033	
102	プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり	・子どもが公共のイベントに企画などを通じて参加する機会の促進や、地域の特色を生かした子どもたちの自主的・創造的な活動の推進	子育て支援課	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。		2,694	2,673	○
103			高等学校課	21ハイスクールプラン推進費 ※再掲(63番)	各県立高校等における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的な取組を推進する。		40,313	39,000	○
104	プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり	・子どもの地域活動などに関する情報提供	【全所属】	【全所属事業】			0	0	
105	プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり	・安心して妊娠・出産・子育てができる体制づくりのさらなる強化 住民参加型の子育てしやすい地域づくり	子育て支援課	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型、特定型、こども家庭センター型)、地域子育て支援拠点)に対して補助する。(市町村が設置するこども家庭センターや子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターの運営費等の支援)		78,606	78,606	
106			子ども家庭課	地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型))	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型))に対して補助する。(市町村が設置するこども家庭センターの設置促進)	R6新規	24,710	12,710	
107			地域福祉政策課	重層的支援体制整備事業	介護、障害、子ども、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業及び新たな機能分を一体的に実施する市町村に対して、交付金を一括交付するとともに、全市町村における包括的な支援体制の整備に向けた伴走支援を行う。		363,003	343,646	
108			子ども家庭課	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。		14,105	14,105	
109			子ども家庭課	子どもの見守り体制推進事業	市町村における市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、児童福祉に関する相談体制等の強化に取り組み市町村に対し交付金の交付を行う。	R6廃止	R6廃止	19,984	
110			子ども家庭課	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業)に対して補助する。	R6拡充	10,763	10,763	
111			子育て支援課	安心子育て応援事業 ※地域子育て支援センター等機能強化事業に予算組み替え	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	R3廃止(組替)	R3廃止(組替)	R3廃止(組替)	

(単位:千円)

番号	プラン		担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲	
						※R5→R6 を入力済		※R6年6月時 点の予算を入力済		
112	プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり	・安心して妊娠・出産・子育てでできる体制づくりのさらなる強化 住民参加型の子育てしやすい地域づくり	子育て支援課	母子保健・子育て支援総合交付金 地域子育て支援センター等機能強化事業(～R4) (R6廃止→人口減少対策総合交付金へ統合)	【母子保健・子育て支援総合交付金】 全ての家庭が安心して妊娠・出産・子育てでできる環境づくりを進めることを目的とし、「母子保健支援事業」、「地域子育て支援事業」及び「ファミリー・サポート・センター運営事業」を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で交付する。	R6廃止 (人口減少対策総合交付金に移行)	0	R6廃止(統合)		
113			子育て支援課	住民参加型子育て支援推進事業実施委託事業	子育てサークル等の地域資源を活用し、地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施		6,726	6,726		
114			子育て支援課	子育て支援員等研修事業	地域子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業に従事を希望又は、従事している方の人材養成及び質の向上に向けた研修開催		4,041	4,041		
115			子育て支援課	出会い・結婚・子育て応援コーナー(子育て相談)	専門職員を配置し、妊娠期から子育て期までの相談支援、地域子育て支援センターの機能強化に向けた支援を実施		R4廃止	R4廃止	R4廃止	
116			幼保支援課	多機能型保育支援事業	就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備し、園庭開放や子育て相談、未就園児の園行事への誘導などに積極的に取り組む保育所等を支援する。		9,001	9,611		
117	プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり	・子どもの心の安全基地となる親の子育て力向上のための支援や、保育者などの資質及び専門性を高める取り組みの推進	子育て支援課	「こうちプレマnet」運営委託事業	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。		1,839	1,839		
118			幼保支援課	園内研修支援事業	子ども一人一人に生きる力の基礎を育む教育・保育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進することにより、教育・保育の質の向上を図る。		13,083	14,178		
119			幼保支援課	親育ち支援推進事業 (基本的生活習慣向上事業を除く)	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。		4,238	4,500		
120			生涯学習課	家庭教育支援基盤形成事業	保護者を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図る。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファミリーターナーを養成し、県内全域に派遣する。		4,501	4,501		
121	プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり	・乳幼児の親子が交流を行う集いの場の充実や、放課後における子どもの学びの場(学ぶ意欲の向上につながる多様な活動の場)の充実	子ども家庭課	高知県児童健全育成地域活動推進事業費補助金(児童厚生施設活動支援事業)	児童の健全育成を図るため、児童厚生施設(児童館・児童センター)を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。		1,264	264		
122			子育て支援課	地域子ども・子育て支援事業 ※再掲(105番)	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型・特定型、こども家庭センター型)、地域子育て支援拠点)に対して補助する。(市町村が設置することも家庭センターや子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターの運営費等の支援)		78,606	78,606	○	
123			地域福祉政策課	重層的支援体制整備事業 ※再掲(107番)	介護、障害、子ども、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業及び新たな機能分を一体的に実施する市町村に対して、交付金を一括交付するとともに、全市町村における包括的な支援体制の整備に向けた伴走支援を行う。		363,003	343,646	○	
124			子育て支援課	安心子育て応援事業 ※再掲(111番)	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助		R3廃止	R3廃止	R3廃止	○

(単位:千円)

番号	プラン		担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算	再掲
						新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		(2月補正後) ※R6年6月時点の予算を入力済	
125	プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり	・乳幼児の親子が交流を行う集いの場の充実や、放課後における子どもの学びの場(学ぶ意欲の向上につながる多様な活動の場)の充実	子育て支援課	母子保健・子育て支援総合交付金(R5→R6) 地域子育て支援センター等機能強化事業(～R4) ※再掲(112番)	【母子保健・子育て支援総合交付金】 全ての家庭が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めることを目的とし、「母子保健支援事業」、「地域子育て支援事業」及び「ファミリー・サポート・センター運営事業」を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で交付する。	R6廃止 (人口減少対策総合交付金に移行)	0	R6廃止(統合)	○
126			子育て支援課	住民参加型子育て支援推進事業実施委託事業 ※再掲(113番)	子育てサークル等の地域資源を活用し、地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施	6,726	6,726	○	
127			子育て支援課	子育て支援員等研修事業 ※再掲(114番)	地域子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業に従事を希望又は、従事している方の人材養成及び質の向上に向けた研修開催	4,041	4,041	○	
128			幼保支援課	多機能型保育支援事業 ※再掲(116番)	就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備し、園庭開放や子育て相談、未就園児の園行事への誘導などに積極的に取り組む保育所等を支援する。	9,001	9,611	○	
129			生涯学習課	新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々への参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	718,532	773,435	○	
130	プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり	・地域における子どもの見守り体制の整備	地域福祉政策課	あったかふれあいセンター事業	子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、子育てや生活支援などの必要なサービスを受けることのできる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う。	405,034	381,574		
131			障害福祉課	障害福祉サービス等確保支援事業(障害児長期休暇支援事業)	学校等の長期休暇期間中に地域において、公民館等を利用して障害児の援助を行う事業に対して補助を行う。	2,441	1,552		
132			地域福祉政策課	民生・児童委員及び主任児童委員等による地域の見守り活動の推進	各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。	0	0		
133 (再掲 109番)			子ども家庭課	子どもの見守り体制推進事業 ※再掲(109番)	市町村における市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、児童福祉に関する相談体制等の強化に取り組む市町村に対し交付金の交付を行う。	R6廃止	R6廃止	19,984	○
134			子ども家庭課	地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型)) ※再掲(106番)	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型))に対して補助する。(市町村が設置するこども家庭センターの設置促進)	R6新規	24,710	12,710	○
135			県民生活課	安全安心まちづくり推進事業	犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、広く県民、事業者、地域活動団体の防犯意識を高めるよう広報・啓発を行うとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行う団体等の活動を支援する。	2,226	2,226		
136			学校安全対策課	高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校や通学路等における子どもの安全を守る体制の整備を推進するため、登下校時におけるスクールガード・リーダーによる巡回指導やスクールガード養成講習会の開催等を通じて見守り体制の強化を図る市町村を支援する。	15,717	14,977		
137			生涯学習課	地域学校協働活動推進事業 ※再掲(21番)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	71,093	71,093	○	
138			生涯学習課	新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	718,532	773,435	○	

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲	
					新規・拡充 ・廃止別 ※R5→R6 を入力済	※R6年6月時 点の予算を入力済			
139	プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり	子ども家庭課	子どもの居場所づくり推進事業	子ども食堂の開設、運営、衛生管理及び子育て支援・学習支援に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。		28,331	26,847		
140	プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備	高等学校課	定時制通信制教育振興費	勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制・通信制の課程に在籍する生徒に対し、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。		2,867	2,191		
141	プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備	子ども家庭課	児童養護施設等児童措置費 (児童自立生活援助事業)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童等に対し、自立援助ホーム、児童養護施設、ファミリーホームなどから通勤させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	R6拡充	126,754	126,224		
142		子ども家庭課	社会的養護自立支援事業(生活相談支援)	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	R6廃止	R6廃止	R6廃止		
143		子ども家庭課	社会的養護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互交流の場を提供し、必要な情報提供や相談支援を行うなど、将来の自立に結びつける。	R6新規	75,701	75,701		
144		生涯学習課	若者の学びなおしと自立支援事業	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者に対して、「若者サポートステーション」を核とした修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する。		68,596	68,596		
145		地域福祉政策課	就労体験拠点設置事業	ひきこもりの人等様々な事情により生きづらさを抱える人等を対象に、就労支援に係る総合相談窓口を設置するとともに、就労体験・就労訓練等の機会を提供する。		9,376	9,376		
146	プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進	家族や地域との絆を育む取り組みの推進	子育て支援課	「こうちプレマnet」運営委託事業 ※再掲(117番)	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。		1,839	1,839	○
147			子育て支援課	子育て講座	地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に、専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。	R3廃止	R3廃止	R3廃止	
148			子育て支援課	住民参加型子育て支援推進事業実施委託事業 ※再掲(113番)	子育てサークル等の地域資源を活用し、地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施		6,726	6,726	○
149			文化振興課	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第1試合、第2試合を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。		52,824	53,017	○
150			警察本部人身安全・少年課	新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。		718,532	722,079	

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲			
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済	※R6年6月時点の予算を入力済					
151	プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進	異年齢交流の推進や、地域の大人や職業人との交流の場づくりへの支援	文化振興課	県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成)	児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。		3,890	3,950	○		
152			文化振興課	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第1試合、第2試合を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。		52,824	53,017	○		
153			生涯学習課	新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。		718,532	773,435	○		
154	プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進	音楽活動への参加など子どもの成長に応じた様々な表現の場づくりへの支援	文化国際課	県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成)	児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。		3,950	3,950			
155			文化国際課	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。		53,017	47,323	○		
156			小中学校課	学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業(R2廃止)	学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。	R2廃止	R2廃止	R2廃止			
157			小中学校課	教育文化祭 ※再掲(42番)	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。		4,000	4,000	○		
158			高等学校課	感性を育む教育推進費 ※令和2年度・全国高等学校総合文化祭(こうち総文)終了 ※再掲(43番)	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	R3廃止	R3廃止	R3廃止	○		
159			プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み	非行防止教室や万引き防止の啓発、ネットマナーやSNSの危険性の啓発など、非行の未然防止策の推進	薬務衛生課	薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新5か年戦略推進事業	若年者が覚醒剤や大麻等の薬物の誘惑をはね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。		2,557	2,557	
160					子ども家庭課	万引き防止リーフレット作成等事業	万引き防止リーフレット等の活用により、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。コンビニ店舗等における一声運動の取組などの取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。		0	0	
161	子ども家庭課	万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大			コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シートの活用)を行う。		0	0			
162	人権教育・児童生徒課	ネット問題啓発資料づくり事業			ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。	R3廃止	R3廃止	R3廃止			
163	人権教育・児童生徒課	情報モラル教育実践ハンドブック			子どものインターネット機器の利用に関するモラルやネット問題の危険性等についての認識を高め、自らトラブルを防止しようとする児童生徒の育成や、保護者への啓発を目的として作成した「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用を促し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。		0	0			
164	人権教育・児童生徒課	学校ネットパトロール事業			インターネット上のいじめ等のトラブルを早期発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うなど、関係機関と連携した総合的な取組を進める。		3,050	4,649			
165		警察本部人身安全・少年課	非行防止教室開催推進	少年非行抑止の根源対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小・中・高等学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策		572	572				

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R6予算	再掲	
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済	R7予算 ※R6年6月時点の予算を入力済		
166	プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み	・法やまじりの意義についての理解を深め、主体的に社会の形成に参画できる人間としての自覚を身に付けることなどに配慮した、豊かな心を育む道徳教育の推進	小中学校課	道徳教育協働推進プラン(R5まで) 道徳教育実践力向上プラン(R6から)	学習指導要領(平成29年告示)の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。	2,541	7519	
167	プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み	・大人自らがモラルの向上に取り組むことの大切さの啓発	子育て支援課	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。	2,694	2,673	○
168	プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み	・子どもの交通安全意識を醸成する取り組みの推進	県民生活課	交通安全対策推進事業	各種の交通安全運動を具体的に推進し、広く県民に交通安全意識と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止に努める。	10,653	10,653	
169			私学・大学支援課	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象にしたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	991	991	
170	プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み	・子どもの交通安全意識を醸成する取り組みの推進	学校安全対策課	学校安全総合支援事業 (交通安全・生活安全)	モデル地域を指定し、拠点校の交通安全もしくは生活安全を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	449	449	
171			学校安全対策課	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象にしたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	4,784	4,694	
172			警察本部交通企画課	自転車安全教育(スケアードストリート)	自転車の利用機会が多い子供が、スタントマンによる疑似交通事故の実演を間近で見学することで、危険予測能力の向上及びヘルメット着用の重要性などを学び、交通安全意識の醸成を図る。	5,500	5,500	
173			警察本部交通企画課	T・S・Nを活用した交通安全教育	県教育委員会を通じ、学校の交通安全教育に必要な交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N(トラフィック・セーフティ・ニュース)を県下全ての中学校及び高等学校に年間5回提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図る。	0	0	
174			警察本部交通企画課	自転車交通安全研修 (高校生自転車交通安全リーダー研修会)	各高等学校で交通安全に取り組んでいるリーダーの立場の生徒に対し、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室の実施により、交通安全意識の向上を図り、同研修修了者を自転車交通安全リーダーとして認定し、同リーダーが中心となって自転車安全利用等を促進・啓発するもの。	0	0	
175			警察本部交通企画課	交通安全教室	県内各市町村の小中学校、中学校及び高等学校において、交通ルールやマナーの講話、横断歩道の正しい渡り方、自転車の乗り方や原動機付自転車等の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止を図る。	0	0	
176			警察本部交通企画課	自転車マナーアップキャンペーン	自転車安全利用五則や自転車利用者のルールの遵守徹底を目的とした広報の実施、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入促進等、自転車のマナーアップ向上に努めるとともに、交通事故防止を図る。	0	0	

(単位:千円)

番号	プラン		担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算	再掲
						新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		(2月補正後) ※R6年6月時点の予算を入力済	
177	プラン9 子どもの人権に関する理解の促進	・人権教育の充実及び子どもの権利に関する県民への啓発の推進	障害福祉課	「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集事業	障害や障害者に対する県民の理解と認識を深め障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。		501	501	
178			私学・大学支援課	私立学校人権教育指導事業	私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業)		3,553	3,553	
179			人権・男女共同参画課	人権啓発研修事業(人権教育、県民への啓発関連)	県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できる高知市中央公園でのイベントの開催やスポーツコマーシャルの放送、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。		25787	23,110	
180			教育政策課(教育センター)	人権教育研修費	人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践交流と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。		843	1007	
181			人権教育・児童生徒課	人権作文募集事業	子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることによって、人権尊重の重要性について理解を深め人権感覚が高まるとともに、人権作文を広報することによって県民の人権意識の高揚を図る。		61	103	
182			人権教育・児童生徒課	児童会・生徒会交流事業(H30:いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会援隊」)	いじめ問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が県内5会場に集まり、取組の実践交流や協議を行う。また、「高知家」児童生徒会援隊(実行委員)中心となり、交流会の企画・運営を行い、いじめ問題の取組の推進を図る。※R2年度より市町村や学校が主体となった取組に移行。	R2廃止	R2廃止	R2廃止	
183	プラン9 子どもの人権に関する理解の促進	・地域ぐるみや職域での大人に対する人権教育の推進	人権・男女共同参画課	人権啓発研修事業(大人に対する人権教育関連)	団体や企業等が実施する人権研修への講師派遣や、人権啓発に関わる講演会等を開催する。		13,910	14,403	
184	プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化	・市町村の包括的な支援体制の整備	地域福祉政策課	重層的支援体制整備事業 ※再掲(107番)	介護、障害、子ども、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業及び新たな機能分を一体的に実施する市町村に対して、交付金を一括交付するとともに、全市町村における包括的な支援体制の整備に向けた伴走支援を行う。		363,003	343,646	○

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲	
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		※R6年6月時点の予算を入力済		
185	プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化	児童相談所の体制強化や市町村における児童家庭相談体制の強化など、児童虐待予防等の取り組みの推進	子ども家庭課	家庭支援体制緊急整備促進事業(虐待対応事業) 児童相談所機能強化事業	児童相談所の運営力の強化や職員の専門性の向上を図る。		1,030	3,525	
186			子ども家庭課	家庭支援体制緊急整備促進事業(市町村職員等資質向上事業) 児童相談関係機関職員研修事業	市町村職員の資質向上のための研修会や、児童問題に関する職員の専門性の向上を図る。		2,376	1,070	
187			子ども家庭課	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを活用し、虐待防止を県民に周知していくための広報啓発を実施する。 また、地域における見守りを強化するとともに、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を推進するため、民生委員児童委員等を対象に、児童虐待の防止にかかる研修を開催し、地域の中核的人材の育成を図る。		223	2,376	
188			子ども家庭課	児童相談連携支援事業 児童相談関係機関職員研修事業(要対協連絡会議)	虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の支援を行う。		223	225	
189			人権・男女共同参画課	女性の自立支援促進事業 困難な問題を抱える女性等支援事業(DV被害者支援事業)	子どもを同伴するDV被害者からの相談を受け付け、必要に応じて一時保護を行い、心理的ケア、生活面のサポート、子どもへの学習支援等、自立に向けた各種支援を行うことで、子どもの健全な育成を促進する。 また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。		49,702	49,702	
190			人権教育・児童生徒課	緊急学校支援チーム派遣事業	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)と県教育委員会事務局職員による緊急学校支援チームを組織し、公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対して学校へ派遣し、改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から助言を行う。		728	728	
191	プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化	各種相談機関での来所や電話・メールによる相談支援の充実及び体制強化と窓口の広報等の実施	子育て支援課	思春期相談センター事業(PRINK)	介護、障害、子ども、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業及び新たな機能分を一体的に実施する市町村に対して、交付金を一括交付するとともに、全市町村における包括的な支援体制の整備に向けた伴走支援を行う。		9,169	9,169	
192			地域福祉政策課	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。		13,231	15,072	
193			地域福祉政策課	ひきこもりピアサポートセンター運営委託事業	相談窓口の多様化を図るため、元ひきこもり当事者等が中心となったピアサポーターによるひきこもりの人や家族へのピア相談、アウトリーチの訪問支援を行う。		4,763	4,763	
194			障害福祉課	発達障害者支援センター事業	発達障害者支援センターにおいて、ご本人やその家族の相談に応じ、発達支援や就労支援を行い、また関係機関との連携を促進するとともに、県民に対して発達障害に関する啓発活動を行う。		6,849	6,849	

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲	
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済	※R6年6月時点の予算を入力済			
195	プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化	各種相談機関での来所や電話・メールによる相談支援の充実及び体制強化と窓口の広報等の実施	子ども家庭課	家庭支援電話相談事業	家庭及び地域における児童養育を支援するために、電話による相談援助活動を行う。		616	616	
196			生涯学習課	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(144番)	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者に対して、「若者サポートステーション」を核とした修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する。		68,596	68,596	○
197			人権教育・児童生徒課	スクールカウンセラー等活用事業	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実践する。 また、スクールカウンセラー等を全公立学校へ配置するとともに、スクールカウンセラー等の専門性の向上を図る。 ※「スクールカウンセラー等」 スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す		332,773	332,773	
198			人権教育・児童生徒課	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーを全公立学校へ配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図る。		125,771	124,474	
199			人権教育・児童生徒課	24時間電話相談事業	悩みを抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整え、相談者のニーズに沿った対応を行う。		7,360	7,360	
200			人権教育・児童生徒課	心の教育センター相談支援事業	不登校やいじめをはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施、子どもたちの心の居場所づくり)		76,541	76,541	
201			人権教育・児童生徒課	生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 (R1廃止)	市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	
202			プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置など、保育所等や学校における相談・支援体制の充実	幼保支援課	特別支援保育推進事業 (親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	保育所等に特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。		28,148
203	幼保支援課	保育サービス促進事業 (家庭支援推進保育士の配置)			家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を家庭訪問や地域連携等を通じて行う保育士等を配置する。	R6廃止 (人口減少対策総合交付金に移行)	0	29,026	
204	幼保支援課	スクールソーシャルワーカー活用事業			厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。		10,235	14,104	
205	生涯学習課	地域学校協働活動推進事業 ※再掲(21番)			学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。		71,093	71,093	○
206	人権教育・児童生徒課	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(197番)			臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実践する。 また、スクールカウンセラー等を全公立学校へ配置するとともに、スクールカウンセラー等の専門性の向上を図る。 ※「スクールカウンセラー等」 スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す		332,773	332,773	○

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算	再掲
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		(2月補正後) ※R6年6月時点の 予算を入力済	
207	プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置など、保育所等や学校における相談・支援体制の充実	人権教育・児童生徒課 スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(198番)	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーを全公立学校へ配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図る。		125,771	124,474	○
208			人権教育・児童生徒課 緊急学校支援チーム派遣事業 ※再掲(187番)	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)と県教育委員会事務局職員による緊急学校支援チームを組織し、公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対して学校へ派遣し、改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から助言を行う。		728	728	○
209			人権教育・児童生徒課 生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(201番) (R1廃止)	市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	
②			人権教育・児童生徒課 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業 ※再掲(101番)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を発達支持的生徒指導(児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていけるよう、学校や教職員が支える姿勢)の組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②学級活動を基盤とした話し合い活動や主体的に活躍できる場の充実を図る。 ③地域と共に自発的・自治的な活動の充実を図る。	R5削除	R5削除	R5削除	○
210			人権教育・児童生徒課 SNS等を活用した相談事業	児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが、電話やメールからSNSに変化していることから、SNSを身近な相談ツールとして生徒に利用してもらうためのSNS相談窓口を設置する。		4,878	4,862	
211	プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化	・ヤングケアラーへの理解促進や、早期発見、相談支援体制の整備など、個々のニーズに応じたヤングケアラーへの支援の充実	子ども家庭課 ヤングケアラー支援体制強化事業 ①ヤングケアラー・コーディネーター設置 ②ヤングケアラー普及啓発事業	ヤングケアラーに関する理解促進のために普及啓発及び支援者養成のための研修会等を実施する。また、ヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の整備を推進するために、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する。 ①ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、市町村における相談支援体制の構築のための調整を行い、支援の充実を図る ②ヤングケアラーの理解促進のための啓発事業(オンラインセミナー、SNS広告制作等)の実施		15,095	15,095	
212	プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み	・不登校の予防と不登校児童生徒などへの支援の強化	人権教育・児童生徒課 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①子どもの発達を支える生徒指導調査研究事業 ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業 ※再掲(101番)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく発達支持的生徒指導(児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていけるよう、学校や教職員が支える姿勢)の組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①子どもの意識調査を指標としたPDCAを学校組織で回す取組の充実を市全体で図る。 ②学級活動を基盤とした話し合い活動や主体的に活躍できる場の充実を図る。 ③地域と共に自発的・自治的な活動の充実を図る。		4,597	6,033	○
213			人権教育・児童生徒課 不登校支援推進プロジェクト事業	「校内サポートルーム」モデル校を設置し、コーディネーター役の教員を常駐させ、生徒が安心して学べる環境整備と効果的な支援の在り方についての研究を実施する。また、モデル校を所管する市町村を「学習支援プラットフォーム活用モデル地域」に指定し、登校困難な子どもの学習機会確保に向け、各モデル地域の教育支援センターと連携し、タブレット端末を活用した効果的な自主学習など自立支援に向けた取組を行う。		725	725	
214			生涯学習課 青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。		4,419	4,419	○

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済	※R6年6月時点 の予算を入力済		
215	プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み	・学校や心の教育センター、ひきこもり地域支援センターにおける教育相談や、心のケアの充実強化	地域福祉政策課 ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲(192番)	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。		13,231	15,072	○
216	プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み	・学校や心の教育センター、ひきこもり地域支援センターにおける教育相談や、心のケアの充実強化	人権教育・児童生徒課 スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(197番)	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実践する。 また、スクールカウンセラー等を全公立学校へ配置するとともに、スクールカウンセラー等の専門性の向上を図る。 ※「スクールカウンセラー等」 スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す		332,773	332,773	○
217			人権教育・児童生徒課 スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(198番)	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーを全公立学校へ配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図る。	125,771	124,474	○	
218			人権教育・児童生徒課 心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの心の居場所「ことごとパーク」「こころオンラインサポート」、中高生等の居場所「Kochi Teens Base」を除く) ※再掲(200番)	不登校やいじめをはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施)	76,506	75,959	○	
219			人権教育・児童生徒課 スマイルふれんど派遣研究事業	高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。	R3廃止	R3廃止	R3廃止	
220			人権教育・児童生徒課 心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの心の居場所「ことごとパーク」「こころオンラインサポート」、中高生等の居場所「Kochi Teens Base」) ※再掲(200番)	不登校や学校での集団活動になじみにくい児童生徒を対象に、個々のペースで集団活動になじんでいけるような活動の場を提供する。	35	582	○	
221	プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み	・問題行動のある子どもに対する立ち直りの支援や、社会で孤立させないための就労支援など見守り体制の充実	子ども家庭課 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験講習事業)	無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。		434	434	
222			子ども家庭課 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守り見舞金制度)	無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。(県が直接支払い)	30	30		
223			子ども家庭課 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守り身元保証制度)	無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結	54	54		
224			子ども家庭課 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守り就労支援連絡会)	無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。	0	0		
225			障害福祉課 子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題に対応するため、拠点病院を中心に県内の医療機関と関係機関が連携した支援体制の構築を図る。	9,510	9,510		
226			人権教育・児童生徒課 生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(193番) (R1廃止)	市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	R1廃止	R1廃止	R1廃止	○

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R7予算	R6予算	再掲	
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済		(2月補正後) ※R6年6月時点の 予算を入力済		
227	プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み	警察本部人身安全・少年課	少年の立ち直り支援活動	非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策		213	213		
228			人権教育・児童生徒課	生徒指導推進事業 ・不登校対策推進事業費補助金	高知市教育委員会が教員OB等の専門的な人材(不登校対策アドバイザー)を活用し、定期・不定期に学校訪問を行い、県教育委員会の不登校対策チームと連携し、組織的な不登校対策が行われるよう指導助言を行う。	R5廃止	R5廃止	R5廃止	
③			人権教育・児童生徒課	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ※再掲(101番)	※再掲(101番)	R5削除	R5削除	R5削除	○
229	プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援	・奨学金貸与や就学に対する援助など、進学・修学の希望を叶えるための経済的な支援	私学・大学支援課	私立高等学校等再就学支援金交付金	高等学校等を中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをすることを支援するため、所得に応じ授業料の一部を助成する。		955	955	
230			私学・大学支援課	私立学校授業料減免補助金	私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯、年収350万円未満程度世帯及び年収500万円以上700万円未満程度の世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。		153,563	130,552	
231			私学・大学支援課	私立高等学校等就学支援金交付金	私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じ授業料の一部を助成する。		1,086,880	978,408	
232			私学・大学支援課	私立中学校等修学支援実証事業費補助金	家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。	R4廃止	R4廃止	R4廃止	
233			私学・大学支援課	私立高校生等奨学給付金扶助費	低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収270万円未満程度の世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。		73,987	69,327	
234			私学・大学支援課	高知県夢・志チャレンジ育英資金給付事業	国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付する。		22,280	21,200	
235			高等学校課	高等学校等奨学金貸付事業	経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。		159,427	112,603	
236			高等学校課	高等学校等就学支援金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。		1,355,243	1,393,979	
237			特別支援教育課	就学奨励事業	特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学に必要な経費の一部を助成し、特別支援教育の普及奨励を図る。		93,148	94,274	
238			プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援	子ども家庭課	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の6割を補助する。また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、上限の範囲内で費用の差額を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率:60% 補助基準額:上限20万円又は修学年数×40万円(講座等の種類による)		1,188	1,188

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7	R6予算	再掲	
					新規・拡充・廃止別 ※R5→R6 を入力済	R7予算 ※R6年6月時点の予算を入力済		
239	プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援	子どもの健やかな成長を育む生活基盤の確保に向けた保護者等への支援	子ども家庭課	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のために6月以上教育訓練(専門学校等)を受講する場合に、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練終了時に支給する。		6,011	6,011
240			子ども家庭課	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。		1,149	1,149
241			子ども家庭課	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、家賃の実費(上限4万円×12か月)を貸与する。(償還免除あり)		15,374	15,374
242			子ども家庭課	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合に、受講開始時、修了時及び合格時に受講費用の一部を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(内容により上限15万円又は30万円)		300	300
243			子ども家庭課	ひとり親家庭等就業・自立支援相談事業	ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等 委託先:特定非営利活動法人		7,280	7,280
244			子ども家庭課	ひとり親家庭医療費補助金	市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の親及び児童の健康維持と生活の安定を図る。		196,895	213,954
245			子ども家庭課	児童扶養手当費	父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令:児童扶養手当法		456,188	456,188
246			子ども家庭課	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 根拠法令:母子及び父子並びに寡婦福祉法		6,233	6,233
247			プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援	子どもの健やかな成長を育む生活基盤の確保に向けた保護者等への支援	子ども家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金の貸付 根拠法令:母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	
248	地域福祉政策課	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)			住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。		410	410
249	福祉指導課	被保護者就労支援事業			就労支援員を配置し、被保護者の自立に向けてアセスメントや求職活動の支援、個別求人開拓等の支援を実施する。		15,823	12,898
250	地域福祉政策課	生活困窮者就労準備支援事業			就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。		8,817	8,817
251	福祉指導課	被保護者就労準備支援事業(R2より「生活困窮者就労準備支援事業」から分離)			就労に向けた準備が整っていない生活保護受給者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。		3,295	3,227
252	地域福祉政策課	生活困窮者就労訓練事業所支援事業			生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。		4,498	4,498

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲	
					※R5→R6 を入力済		※R6年6月時 点の予算を入 力済		
253	プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援	子どもの健やかな成長を育む生活基盤の確保に向けた保護者等への支援	地域福祉政策課	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	R6拡充	110,006	110,006	
254			地域福祉政策課	生活困窮者家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者ととも家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施する。		19,760	19,760	
255			福祉指導課	生活保護生活扶助費	義務教育及び高等学校等での教育に関する費用(教材代、通学に要する交通費、授業料など)を支給する。		9,599	8,714	
256			住宅課	ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	県営住宅に応募した場合、応募者が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となるが、「小学校就学前の子供がいる世帯」「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」等は、抽選に当たり当選確率を高める優遇措置(項目に該当する毎に当選確率2倍)を受けられる。		0	0	
④			住宅課	地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業	地域優良賃貸住宅に子育て世帯等(収入分位0~40%)が入居する際に、事業主体に対して家賃低廉化のための助成を行う(1世帯当たり4万円/月を上限)。	R5削除	R5削除	R5削除	
257			プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援	・里親制度の推進や、児童養護施設等に入所する子どもなどに対する学習支援・自立支援の推進	子ども家庭課	里親養育包括支援事業	家庭での養育に欠ける児童に対し、愛情と正しい理解を持った家庭を与え、その人格を養育育成することを目的とした里親制度の充実を図る。		54,113
258	子ども家庭課	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム) ※再掲(141番)			義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童等に対し、自立援助ホーム、児童養護施設、ファミリーホームなどから通動させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	R6拡充	126,754	126,224	○
259	子ども家庭課	入所児童自立支援等事業			施設が相談支援職員を配置し、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実させる。		11,287	11,287	
260 (再掲 142番)	子ども家庭課	社会的養護自立支援事業(生活相談支援) ※再掲(142番)			児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	R6廃止	R6廃止	R6廃止	○
261 (再掲 143番)	子ども家庭課	社会的養護自立支援拠点事業 ※再掲(143番)			社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互交流の場を提供し、必要な情報提供や相談支援を行うなど、将来の自立に結びつける。	R6新規	75,701	75,701	○
262	子ども家庭課	身元保証人確保等対策事業			児童養護施設等を退所する子どもが身元保証人等を確保する場合の負担金や、未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を補助し、あわせて未成年後見人が加入する損害賠償保険及び被後見人が加入する傷害保険に係る費用を県が補助することで身元保証人等を確保する。		1,820	1,820	
263	子ども家庭課	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業			児童養護施設等を退所し就職又は進学した者または資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行う。		1,742	17,418	
264	福祉指導課	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (R1廃止)			親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。 (対象者:主に小中学生)	R1廃止	R1廃止	R1廃止	
⑤	生涯学習課	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(144番)			中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。	R5削除	R5削除	R5削除	○

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別	R7予算	R6予算 (2月補正後)	再掲		
					※R5→R6 を入力済		※R6年6月時 点の予算を入力済			
265	プラン13 子どもの健やかな成長を支える 生活習慣づくりの推進	・朝ごはんの習慣づけなど健全な食生活の重要性についての啓発や、健康教育・食に関する指導の実施	保健政策課	子どもの健康的な生活習慣支援事業	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。		1,913	1,741		
266			保健政策課	地域食育推進事業	若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、学校などでの食育講座や量販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。		1,541	1,541		
267			幼保支援課	親子支援推進事業 (基本的生活習慣向上事業)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。		1,308	1,302		
268			生涯学習課	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(120番)	保護者を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図る。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣する。		4,501	4,501	○	
269			保健体育課	食育・学校給食課題対応推進事業 (R1廃止)	学校給食の普及充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む		R1廃止	R1廃止	R1廃止	
270			保健体育課	食育推進支援事業	望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、家庭や地域と連携を図りながら、地域のボランティア団体による食事提供活動及び栄養教諭等による食に関する指導の充実を図る。(食事提供活動についてはR6に廃止)		376	364		
271			保健体育課	がん教育総合支援事業	がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。		1,089	979		
272			プラン13 子どもの健やかな成長を支える 生活習慣づくりの推進	・発達段階に応じた適切な運動や休養、睡眠など生活リズムの重要性についての健康教育・指導や、啓発の実施	保健政策課	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(265番)	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。		1,913	1,741
273	幼保支援課	親子支援推進事業 (基本的生活習慣向上事業) ※再掲(267番)			保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。		1,308	1,302	○	
274	生涯学習課	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(120番)			保護者を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図る。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣する。		4,501	4,501	○	
275	プラン13 子どもの健やかな成長を支える 生活習慣づくりの推進	・喫煙の影響や喫煙及び受動喫煙防止についての健康教育の実施	保健政策課	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(265番)	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。 (各学校で学年に応じた効果的な喫煙及び受動喫煙防止教育を実施する。)		1,913	1,741	○	
276	プラン13 子どもの健やかな成長を支える 生活習慣づくりの推進	・むし歯・歯肉炎予防やフッ化物応用の推進、仕上げ磨きの重要性の啓発	保健政策課	子どもの歯口応援推進事業	子どもの頃からのむし歯、歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。		525	297		
277			保健体育課	学校保健指導費	むし歯・歯肉炎予防、フッ化物応用、仕上げ磨きの重要性と口腔清掃定着を図るため、歯と口の健康に関する表彰等を通じて啓発活動を行う。		916	920		

(単位:千円)

番号	プラン	担当課室	事業名	事業概要	R6→R7 新規・拡充 ・廃止別 ※R5→R6 を入力済	R7予算	R6予算 (2月補正後) ※R6年6月時 点の予算を入 力済	再掲
----	-----	------	-----	------	--	------	--	----

千円

令和6年度予算	13,782,384	(令和5年度予算	13,849,521	※2月補正後
再掲を除く予算	8,241,620	(再掲を除いた計	8,155,419	※R6廃止の額は含めず
事業数(合計)	240	(事業数(合計)	240	
<small>(新規5(再掲2) 削除1 廃止4(再掲2) 事業移行3(再掲2))</small>				
再掲を除いた事業数	179	(再掲を除いた事業数	178	
<small>※令和6年度事業数(240)-再掲事業数(61)=179</small>		<small>※事業数(240)-再掲(62)=178</small>		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
生涯学習課	1	環境学習推進事業	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取る事が目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ○自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成 (H25～H31累計) 100人以上※H30年度事業終了	○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	【事業移管】④自然体験学習事業 ・林業環境教育課が実施している。山の学習支援事業「宿泊型学習支援」に事業を移管。(事業番号33) 【拡充】⑤森林活用指導者育成事業 ・地域の森林等、身近な自然環境等を活用し、保幼の園児、小・中・高の児童生徒を対象に体験を中心とした自然体験学習や森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標、上記の人材育成研修を修了した者を40名以上育成する。(令和3～9年度まで) ・令和3～5年度修了者の計:16名 ・令和6年度から修了者を対象としたフォローアップ研修を実施する。	○森林活用指導者育成事業 ・年4回の研修を実施(9/28・10/26・1/25・2/10)し、4名が修了者となった。 ・教育的な考え方や視点を取り入れた座学研修 ・身近な自然をフィールドとした体験活動や資料を使ったものづくり体験 ・学校林等を活用している幼稚園や学校の現地視察及び実習 ・修了者を対象としたフォローアップ研修を実施(9/28・12/14) ○森林活用指導者育成事業 ・森林活用指導者として20名を育成した。 ・指導者が各学校等で森林環境教育を実施できるよう、各市町村等へ情報提供し、指導者が学び続けるようフォローアップ研修を実施するなど取り組みを進める。	○自然体験型学習事業 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止から事業が中止となり、事業を実施する学校や団体が減少したものの、小中学校のべ30校、NPO法人等民間団体のべ14団体が実施し、のべ1,017名の児童生徒が宿泊を伴う自然体験活動に参加した。
生涯学習課	2	青少年教育施設振興事業	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子ども大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。 また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むための、青少年教育施設の機能を生かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを生かしてふさふさの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子ども大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。 県立青少年教育施設の青少年(25歳未満)の利用者数 延べ172,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特長やスタッフのノウハウを生かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○主催事業の実施 ・社員の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつ安心して参加できる事業の充実を図る。 ○中1学級づくり合宿事業の実施 ・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。 また、学校のニーズを踏まえ、事業の効果を発揮できる学習プログラムの一層の充実を図る。 ○不登校対策事業の実施 ・農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 ○広報活動の実施 ・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。	○主催事業の実施 ・青少年センター 12事業(14回) ・補多青少年の家 7事業(8回) ○中1学級づくり合宿事業の実施 ・青少年センター 9校 ・補多青少年の家 15校(延べ) ○不登校対策事業の実施 ・本家、宿泊により効果を発揮する事業であるが、日帰りや学校への出張指導での研修実施も増えている。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、宿泊を伴う共同生活の中での体験を通じて、協力の大切さ等学び、人間関係づくりがより深く行えた。 ○不登校対策事業の実施 ・施設のパネル展や主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・地元ケーブルテレビでの事業紹介 ・地元教育委員会への事業説明 ○広報活動の実施 ・チラシ等の発送、校長会での事業説明、地元ケーブルテレビでのPRなど、積極的に広報を行った。	○主催事業の実施 ・青少年センター 12事業(14回) ・補多青少年の家 7事業(8回) ○中1学級づくり合宿事業の実施 ・青少年センター 9校 ・補多青少年の家 15校(延べ) ○不登校対策事業の実施 ・本家、宿泊により効果を発揮する事業であるが、日帰りや学校への出張指導での研修実施も増えている。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、宿泊を伴う共同生活の中での体験を通じて、協力の大切さ等学び、人間関係づくりがより深く行えた。 ○不登校対策事業の実施 ・施設のパネル展や主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・地元ケーブルテレビでの事業紹介 ・地元教育委員会への事業説明 ○広報活動の実施 ・チラシ等の発送、校長会での事業説明、地元ケーブルテレビでのPRなど、積極的に広報を行った。
保健体育課	3	幼児期の身体活動推進事業 【R1廃止】	神経系の発達が著しい幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きたくなる身体の育成を図る。						
業務衛生課	4	動物愛護教室事業	動物とのふれあいを通じ命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。	○動物愛護教室の募集をしても、希望数が少ないため、教室の開催形態や内容の見直しを図り参加者の増加に努める。	○動物愛護教室の広報をすることで、動物愛護教室の開催数を増やし、動物の命を尊重する考え方を育んでいくと共に、動物の適正な飼養について理解することにつなげる。	○動物愛護教室を毎年20回程度開催する。 ○開催数を増やすように広報を継続する。 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。 ○動物愛護推進員への協力依頼を継続する。	○動物愛護教室の開催 ・9校(281名) ○評価 ・対象者が低学年と限られていることや動物愛護推進員の減少などから、昨年度より開催校が減少した。 ○課題 ・動物愛護教室に協力していただく動物愛護推進員の固定化と減少が見込まれる。	【評価・課題】 ○評価 ・対象者が低学年と限られていることや動物愛護推進員の減少などから、昨年度より開催校が減少した。 ○課題 ・動物愛護教室に協力していただく動物愛護推進員の固定化と減少が見込まれる。	
子育て支援課	5	子育て応援広報紙作成等委託事業(「わいわいくじら」夏休み号) 【R1廃止】	子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるように、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。						
国際交流課	6	友好姉妹都市学生等交流推進事業	高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問や、ホームステイ等を通じた国際交流を行う。	○次世代を担う若い世代の国際交流の推進	○多様な文化と出会うことによる国際感覚の醸成 ○日本(高知)と韓国(全羅南道)の架け橋となる意識を持つ生徒が増える ○草の根の国際交流の推進 ○両県道の交流のルートである田内千鶴子氏について理解を深める	○高知県側は実施主体である(公財)高知県国際交流協会、文化国際課に加えて教育委員会と連携し、派遣・受入を行う。 ○派遣・受入を行った学校が、継続して国際交流の推進に取り組む意識を持つよう促す。	○全羅南道の学生派遣を県で受入予定	○7/28～8/31に韓国全羅南道マチュン高校の学生が来県し、青少年交流を実施 ・参加者10名(高校生6名、引率者1名、全羅南道庁職員3名) ・交流を行った学校 一室戸高校、安芸高校、高知東高校、高知県立大学 ・訪問先 一室戸ジョパーク、吉良川街並み交流館、帯屋町の町紙の博物館、田内千鶴子記念碑、牧野植物園、高知県庁、まんがベース	・県内の学生が全羅南道を訪問し、道民と交流することは、それぞれの文化の相互理解につながり、今後の2国間の交流の活性化につながっていくことが期待される。 ・田内千鶴子氏に係る学習を通じて、両県道の交流の歴史を学ぶことができた。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
自然共生課	7	環境活動支援センター事業	環境学習の講師の紹介・派遣、環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成、活動団体の交流会の開催等により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。また、ホームページ・SNS運営や、地域イベントへの出展による情報発信を行う。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○環境学習の受講者数 1,800人/年 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数 50人(累計)	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消 ○推進リーダー育成研修の充実	○環境学習講師の紹介、派遣 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座の開催 ○環境学習プログラムを活用した環境学習の推進 ○子どもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展 ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信	○環境学習講師の紹介・派遣件数:102件(受講者数:3,223人) ○生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座:2回(受講者数:計20人) ○生物多様性こうち戦略推進リーダースキルアップ講座:2回(受講者数:計16人) ○地域イベントへの出展 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数:120名(R10年度までの目標値:150人) ○環境学習プログラムを活用した環境学習の受講者数:1,338名(採案数:約36回) ○R7.3.16「子どもエコクラブ交流会」開催(参加:31人) ○地域イベントへの出展(5回) ○(1)ホームページによる情報提供(イベント情報:234件、募集・お知らせ:20件、助成金情報:62件) (2)メールマガジン、SNSによる情報提供 *メールマガジン登録者数(1,058人) *Facebook(47回、845人)、Instagram(41回、176人)、X(2回、9人)	○環境学習講師の紹介、派遣 ○環境学習講師の紹介・派遣件数:102件(受講者数:3,223人)の達成では環境基本計画の目標である2500人を達成。引き続き受講者数の増に努める。 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数はR5年度(100人)を達成。引き続き登録者数の増に努める。 ○情報発信 ○ホームページを活用して随時情報発信を実施 ○フォロワー数も伸びており、引き続き、効果的な発信に努める。
自然共生課	8	放野植物園管理運営費(企画広報事業)	植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを実施するとともに、HP、SNSでの広報、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスター作成等による情報提供を行う。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための新園地を整備するとともに、プログラムの充実を図り、年間を通して学校に利用していただける体制を整えたいうえで、効果的な広報を実施する。	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(330校に対し4回) ○県内の児童館・児童センターに配布するなど、対象や興味をしまし、お子様の目に直接触れる広報を実施する。 ○学習プログラム実施のためのふむむふむ広場利用を広く、学校の校外学習利用につなげる	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付した(330校に対し4回) ○キッズラボプログラムに関する広報物を約3ヶ月ごとに制作して、県内の児童館・児童センター約30施設へ送付した ○学習プログラム実施のための新園地等の利用を広くした	○新園地での学習プログラムやキッズプログラム、各イベントが好評で、子どもの入園者数は伸びている。 R3 18,981人 → R4 25,685人 → R5 35,738人 ○新園地での学習プログラムやキッズプログラムについて効果的に広報し、学習利用の児童生徒数の増に努める。
生涯学習課	9	新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30 放課後子ども総合プラン推進事業)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができている。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:98%以上 放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)か所 児童クラブ187(89)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成4箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 学び場人材バンクの活動 (5) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・支援員等資質向上研修 11回 ・推進委員会 2回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)か所 児童クラブ186(88)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 2市町2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・防災対策経費、特別なニーズに応じる学びの場支援者の謝金への補助 (4) 学び場人材バンクの活動 出前講座実施回数 108件 (5) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)9/22、10/13、11/4、12/8・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)12/11、3/2 ・支援員等資質向上研修 12回(防災)7/8、7/10、7/17(防犯)9/13、9/17、9/24(発達障害理解)11/21、11/22、11/26(発達理解促進)1/21、1/23、1/28 ・推進委員会 2回(11/14、2/13) ・全市町村訪問 8～9月・取組状況調査 6～7月	○全小学校区の97.9%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率は95.98.8%からR6:97.5%と若干減少したが、高い割合で推移している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。
生涯学習課	10	環境学習推進事業 ※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)
生涯学習課	11	長期宿泊体験活動推進事業 【R1廃止】	県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを確立する。						
生涯学習課	12	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
歴史文化財課	14	黒立坂本龍馬記念館(教育普及事業)	小中学校を対象に記念館職員等による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の事前授業を実施する。	○出前授業の認知度がまだ低い。 ○子どもたちの興味をひき、かつ参加しやすい内容の検討。	○年間20校程度 ○参加者30名程度	○黒内市新市の教育委員会に出向き、出前講座についての説明を行い、認知度をあげるよう努める。 ○6月上旬までに内容を確定させ、夏休み前には広報を行う。(9月上旬実施)	○出前授業 ○夏休み・りょうま工作教室	○出前授業 ○当館の学芸員による出前授業 ・黒内 9校(13回) 452人参加 ・黒内 2校 158人参加 ・ズーム通観学習(県外)1校1回 19人参加 ○夏休み・りょうま工作教室等 ・4回開催、60人参加	○出前授業 ・小中学校等と児童クラブを対象とした活動の場を広げ、坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習の充実を図った。 ・高知校に加えて、県外でも出前授業を実施した。 ・来館日前にズームを活用した事前学習として、学校(県内・県外)の希望に合わせて通観授業を実施した。 ○夏休み・りょうま工作教室等 ・工作や学芸員体験を楽しみながら坂本龍馬や幕末について知識を広めることができるよう取り組みを行った。
文化振興課	15	黒立文学館(教育普及事業)	朗読を通して文学に親しむ子どもを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。児童生徒文学ルチャサポーターによる子どもたちが興味を持つ朗読や、土佐民権の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育むことができるよう、児童生徒文学作品朗読コンクール等を実施している。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育むよう、積極的な発表を図る	○小学生を対象にした朗読コンクールや絵本の読み聞かせを実施することにより、文化や文学に親しむ子どもたちを育てる。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン ○学校(団体)等(小学校以下も含む)の受入 ○高校生サポーターの創設	○児童生徒文学作品朗読コンクール、地区審査3回、県審査1回(出場者111人) ○おはなしキャラバン・館内公演12回、館外公演24回、参加者1,603人 ○学校(団体)等の受入:12校729人 ○高校生サポーターの創設:36名	○朗読コンクールは学校単位での申し込みが原則だが、今回新しい試みとして、事前で参加者を募集したところの応募があった。わずかながらあるが、朗読に興味を持つ児童生徒へのアプローチができた。また、中学生の参加者減少が懸念となっており、参加したくなる魅力的な仕掛けを検討している。 ○おはなしキャラバンは、土佐民権の紙芝居や絵本の読み聞かせなどを進めて楽しく充実した時間をカルチャーサポーターとともに提供した。 ○高校生サポーター クイズイベントの受付、工作イベント準備、夏の企画展【ムー展】の展示解説補助、おはなしキャラバン補助等年間を通して館のイベントをサポートした。99年度は6名の登録があり、今後も取り組みを継続している。
歴史文化財課	16	黒立高知城歴史博物館(教育普及事業)	子ども達へ歴史・文化を体験する機会を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。	○子どもたちが楽しみながら歴史に触れるよう、子ども向け体験型講座等を実施している。	○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化にふれる機会と内容の充実を図る。	○子供向け体験講座の開催等により、子どもたちは歴史・文化を体験する機会を提供するとともに、展示方法に工夫を加えることで、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を充実させる。また、学校の授業に協力し、出前授業や見学の受け入れ等を行う。	○子供向け体験型講座 ○みる・きく・さわる ○夏休み工作教室 ○わくわく探検高知城 ○夏休み自由研究応援企画 ○学校見学の受入 ○スクールミュージアム・バス事業 ○フルタイム学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○博物館実習生の受入 ○企画展(地震災害展)に係る学校との連携	○みる・きく・さわる 日本の武闘「杖」5/4 18人 茶道体験 11/3 18人 ○夏休み工作教室 型染でオリジナルの作品を作ってみよう 7/27・8/19 38人 ○わくわく探検高知城 7/28 31人 ○スクールミュージアム・バス事業 ○夏休み自由研究応援企画 8/3・8/17 19人 ○博物館実習生の受入 7校 3,054人 ○スクールミュージアム・バス(バス費用補助事業) 15校(小学校12校、中学校1校、高等学校2校) ○学校への出前授業 17回 572人 ○フルタイム学習への協力 城下町案内 1校 9人 高知城案内 10校 249人(美術館とともに、高知城の案内を実施したのは、13校、439人) ○教材資料の貸し出し、教材シートの提供 ○クワクワ ○職場体験学習の受入 中学校 2校 8人 高等学校 1校 1人 特別支援学校 2校 2人 ○博物館実習生の受入 大学生 4大学 4人	○子ども向けの体験行事では、子どもたちの主体的・積極的な参加を促すため、クイズ形式や対話型の進行を取り入れるなど、工夫をしている。特に、クイズ形式の進行は、子どもはもちろんだが、保護者からも好評を得ている。 ○学校の受け入れでは、県内・県外から多くの学校が来館している。引き続き、多くの学校に英語だけでなく、学習内容や体験プログラムの内容をより充実させていきたい。 ○子どもたちに、より良い博物館体験を提供できるよう、引き続き、職員の意識を高めていきたい。
歴史文化財課	17	黒立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中高生の職場体験学習の受入れ、来館して展示学習やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、クワクワ(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施や中高生の職場体験学習の受入れ、来館して展示学習・ビデオ学習等を行う学校に対するバス借上げ料の費用負担。	○職場体験の受入 ○博物館実習生の受入 ○クワクワ ○派遣授業 ○体験学習 解説、ビデオ視聴 自由見学 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援	○職場体験4名(南国市立北陵中学校4/23～25、南国市立鷹ヶ池中学校5/15～17)を受け入れた。 ○博物館実習生4名(高知大学・徳島文理大学・八洲学園大学・鹿児島女子大学大学院、8/18～25、うち1日は休み)を受け入れた。 ○クワクワを計4回(6/3、8/11、12/7、12/8)実施し、137名が参加した。 ○派遣授業(出張体験学習・出前授業)は、6/6高知立高知小学校(100名)、7/12土佐市立新居小学校(21名)、7/24高知市立介良親見台小学校児童クラブ(59名)、7/25高知市立江ノ口小学校児童クラブ(48名)、8/13高知市立瀬田町小学校児童クラブ(60名)の計5校に対して行い、288名が参加した。 ○体験学習は、4/30高知市立昭和小学校(84名)、5/2高知市立大津小学校(67名)、10/9南国市立大窪小学校(121名)等、計8校410名が来館し、解説等を受けた。 ○学校教育活動支援事業は、来館した学校のうち昭和小学校等5校(337名)が利用した。 ○授業応援教材の開発 なし ○調査・調べ学習の支援 なし	○R5年度の半年間の休館が終了後、R6年度の小学校利用はR4年度よりやや少ないペースとなっている。

子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画を調整して設定	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画を調整して設定	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・実績(C)
文化振興課	18	黒立美術館(教育普及事業)	美術館職員が学校へ向かい、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展覧紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座を開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスター ⑤学校見学の受入 ○高知サマープジェクト(R6.7.8～9.14) 「Color lab 色の実験室」	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 10件(167人参加) ②出前クラシック教室 4件(176人参加) ③出前演劇教室 2件(61人参加) ④ミュージアムバスター 3件(224人) ⑤学校見学の受入 24件(963人) ○高知サマープジェクト(R6.7.8～9.14) 「Color lab 色の実験室」(7,006人)	○スクールプログラムは一定の利用があったが、さらなる利用促進に向けて、県内各地域の学校関係者に対してプログラムの周知、呼びかけを行うことが必要である。 特に、ミュージアムバスターについては、他館と連携しながら活用を促していく必要がある。
スポーツ課	19	「わいわいチャレンジ!」(スポーツ体験事業) [R1廃止]	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。						
生産学習課	20	ふるさと教育推進事業	郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通して、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する機会を支援し、ふるさと教育を推進する。	○本来、社会教育で公民館等が担うべき郷土学習が十分になれていない。または、対象が一部の大人に留まっている。 ○ふるさと教育を更に推進するため、小学生が郷土の偉人の生き方や志について公民館を学びの拠点としてフィールドワーク等を通して学ぶ機会を増やす。 ○お遊覧会において子ども達の積極的な参加を促す。	○子ども達の郷土の歴史、偉人の志に対する興味・関心、知識が向上している。 ○子ども達がおもてなしの精神を学ぶことで他者を思いやる心を身につけている。	○フィールドワーク等、体験を通して郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むよう促すことで、教育現場に掲げられた基本理念「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を抱け、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成」の実現を目指す。 ○お遊覧会への接待を毎年年度行い、おもてなしを通して子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。	○史談会講座を継続することで、ふるさとへの理解を深め、郷土愛を育むためのふるさと教育の推進を図る。また、体験を通して郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むこと繋げる。 ○お遊覧会への接待を毎年年度行い、おもてなしを通して子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。	(1)「史談会講座」 ⑧回開催 参加者延439名 (2)「歴史散歩」 ①郷土歴史散歩25年度 ②郷土歴史散歩 次年度に延期 (3)「高校出前講座」39名 (4)「小学生と郷土人によるお遊覧会さんへのおもてなし体験活動」計71名参加	○史談会講座の参加については、増加傾向にある。また、高校出前講座についても、毎年継続して実施しているが、自主的な活動につながるためにPRしていく必要がある。 ○小学生と郷土人のお遊覧会さんへのおもてなし体験活動を通して、継続した取組が行われている。今後小学生と郷土人との協力がさらに、おもてなしの精神を学び、他者を思いやる心の醸成に繋げる。
生産学習課	21	地域学校協働活動推進事業(H30 学校支援地域本部等事業)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ○地域学校協働本部が設置された小学校数:小114校、中73校、義務教育学校2校 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ○地域学校協働本部が設置された小学校数:小学校:150校以上 中学校:80校以上 ○地域学校協働本部における学習支援、生涯学習指導、環境整備等の学校支援活動回数15,000回以上 + 民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ○地域学校協働本部が設置された小学校数:小114校、中73校、義務教育学校2校 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ○地域学校協働本部が設置された小学校数:小学校:150校以上 中学校:80校以上 ○地域学校協働本部における学習支援、生涯学習指導、環境整備等の学校支援活動回数15,000回以上 + 民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合や育成に課題がある。	○全市町村で財政支援を継続するとともに、地域学校協働本部の未設置校、仮置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につながる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村215本部287校(うち、県立校9本部校、高知市55本部58校) (2)市町村等訪問 市町村運営委員会への支援 事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 推進委員会 2回 高知県版地域学校協働活動研修会 1回 地域コーディネーター研修会 3回 取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(1名) 高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) 教育事務所地域連携担当指導主事との協議(3回) 市町村への訪問活動	(1)運営等補助 34市町村218本部297校(うち、県立校9本部校、高知市55本部58校) ※補助対象は高知市を除く (2)市町村等訪問 適宜 市町村運営委員会への支援 事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 推進委員会 2回 高知県版地域学校協働活動研修会 1回 高知県版地域学校協働活動研修会 1回 地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催 (10)～(2月) 取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) 高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) 実施事業状況調査による現状確認の取組(4月～) 学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) 市町村・学校等への個別訪問活動(年間495回)	○地域学校協働本部の設置は、R5に100%となった。コロナの5類移行に伴い協働活動を計画し実施する学校が見えなくなった。また、民生委員・児童委員と家庭がつながることで、学校との情報共有がより進んだという声もあった。 ○地域学校協働本部が設置された小学校数:小:181校、中:69校、義務教育学校4校 ○市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の観点から地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○高知県版地域学校協働本部実施校において、高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 +H29～R6実績 小:181校、中:62校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。
生産学習課	22	新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)
歴史文化財課	23	高知県立埋蔵文化財センター(出前考古学教室事業)	埋蔵文化財センターの職員が学校へ向かい、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学習を実施し、歴史学と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財を通して、子ども達を中心とする次世代に歴史や文化、地域への愛着について継承していくこと。	○埋蔵文化財の授業や体験学習の実施をとおして、生徒の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。 9・10月 次年度の取組の検討・募集 3月 次年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～令和4年度)	○出前考古学授業 対象:県内の小学校等80校程度 前期:5月～7月 後期:9月～2月 出土遺物や資料を持って出前、埋蔵文化財に関する展示や火起こし等の体験を行うことにより、地域の歴史に興味関心を持ってもらう機会を作る。 学校の授業以外にも、PTA活動や学校行事、公民館や各種団体等などの活動でも実施する。	○出前考古学授業 前期(5月7日～7月12日) 実施校:58校 参加者数:2,258名 後期(9月8日～2月25日) 実施校:16校 参加者数:479名 R6合計 実施校:74校 参加者数:2,737名 前期主として学校の授業を対象として行い、後期は学校での学年行事や親子行事のほか、各種団体等も対象として実施した。	地域の遺跡を紹介し、出土した土器等の実物展示や説明のほか、体験活動の勾玉づくりや火起こし体験も好評であった。 実施後のアンケートには、遺跡や遺物、体験学習を通して、地域の歴史に興味を持ち、昔の人の知恵や技術に感心する感想が多かったことは、事業成果としてとらえることができる。	

子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(R6) 事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6 成果・実績(C)
歴史文化財課	24	高知南立埋蔵文化財センター(公開講座事業)	市町村や学校と連携し、考古学や基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財センターの持っている資料や知識を活かしながら、センターの認知度向上と埋蔵文化財に関する拠点施設となることを目指す。	○公開講座事業を通じて、市民の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。 4・5月 前年度の契約報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討・事業 3月 次年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～令和4年度)	4・5月 前年度の契約報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討・事業 3月 次年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～令和4年度)	考古学講座 ○考古学のいろは(1回) ○高知の発掘最前線(2回) ○考古学研究の世界(3回) フィールドワーク ○史跡ツアー(1回) ○土佐の山城歩き(1回) ○高知の遺跡探訪(1回) ○古代ものづくり体験教室(19回) ○高知考古学教室(32回) ○まいぶんセンターまつり(1回)	考古学講座 ○考古学のいろは(23名) ○高知の発掘最前線(55名) ○考古学研究の世界(53名) フィールドワーク ○史跡ツアー(25名) ○土佐の山城歩き(24名) ○高知の遺跡探訪(28名) ○古代ものづくり体験教室(249名) ○高知考古学教室(1,049名) ○まいぶんセンターまつり(333名)	講義形式の考古学講座は、考古学や歴史に興味のある大人が参加者の中心であるが、フィールドワークには保護者を伴っての児童の参加も見られる。 ものづくり教室などの体験講座は、家族での参加が多く、申込開始からすぐに定員を満すほどの人気がある。参加した保護者からは、ものづくり体験で子どもの成長が感じられたという声があり、子どもだけでなく保護者も遺跡や歴史に興味を持った。他の行事への参加につながるなどの成果がある。
文化振興課	25	黒立黒尾文化ホール(子どもを対象としたコンサート、映画等)	親子で楽しめる上映会、児童や青少年を対象にしたワークショップやアウトリーチ、演奏会や舞台公演を実施する。	0歳から5歳ぐらいまで(未就学児)のこどもたちは成長の個人差が大きいため、年齢制限の無い目標設定が難しい。また内容についても理解の個人差が大きいため標準化が難しい。 0歳もだけの入場を許可するかしないかの判断に悩むことが大きい。	○親子で楽しめるコンサートや映画の上映。こどもたちを対象とした演奏会や大型ミュージカルの上演。黒尾高等学校の演劇指導や吹奏楽部の合同演奏会を実施する。	【鑑賞事業】 ○サイエンスエンターテイナー京乃はる先生とハハの福岡亮治先生によるスーパーサイエンスショー 観て、体験して、楽しく科学を学んでみよう! ○黒文シネマ日和Vol.80 映画 おかあさんといっしょ すりかえかめんをつかまえる! ○Osaka Shion Wind Orchestraドラゴンクエストコンサート in 高知 吹奏楽による「ドラゴンクエストV」「ドラゴンクエストVI」※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金が採択 ○みきくらのかい「陽だまのり樹」 ○黒文シネマ日和Vol.82 ○少年王者劇場「それいゆ」※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金採択 ○ヨーロッパ企画第43回公演「来てけつかるべき新世界」 ○京本新劇 ○ハバイ「手」 ○能meets能※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金採択 【普及事業】 ○KOCHIオーブン「リハ」フェスティバル ○三遊亭歌彦 学校落語 大槻小学校 ○三遊亭歌彦 学校落語 土佐清水市内小学校	【鑑賞事業】 ○黒文シネマ日和Vol.80 映画 おかあさんといっしょ すりかえかめんをつかまえる! ○Osaka Shion Wind Orchestraドラゴンクエストコンサート in 高知 吹奏楽による「ドラゴンクエストV」「ドラゴンクエストVI」※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金が採択 ○みきくらのかい「陽だまのり樹」 ○黒文シネマ日和Vol.82 ○少年王者劇場「それいゆ」※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金採択 ○ヨーロッパ企画第43回公演「来てけつかるべき新世界」 ○京本新劇 ○ハバイ「手」 ○能meets能※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金採択 【普及事業】 ○KOCHIオーブン「リハ」フェスティバル ○三遊亭歌彦 学校落語 大槻小学校 ○三遊亭歌彦 学校落語 土佐清水市内小学校	○新型コロナウイルスは取戻し、公演・イベントも中止することなく実施本数も増えた。しかし習慣が変化している傾向があり、興味関心も現状は観光・教育に傾いている。一度通っただけの顧客対象が戻ってきていないと思われる。そのような中でも、計画以上に子どもが楽しめる事業を企画実施し、学生科生の発掘を促進、少しでも安否に配慮できるように努めた。また、本番日を避けても、客席に余裕があるようであれば、観覧性が高い劇場へ前引料金や招待の案内を出すようにしている。 ○計画より多く事業を実施することができた。 ○障がい児(者)向け劇場体験プログラムなど社会的価値を高める企画を展開した。今後も引き続き社会貢献公演を企画・実施していく。 ○文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金の採択を受けて、10歳以下無料、同伴者半額で鑑賞できる事業を複数実施し、子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出に貢献した。	
文化振興課	26	黒立美術館(教育普及事業) ※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)
国際交流課	27	親子で学ぶ国際理解講座開催事業	子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や黒南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。	○受講対象者を小学生(1年～6年)とその親に拡大し、より多くの希望者が参加可能となるようにする。	○黒南米研修員や在住外国人に講師となって参加してもらい、外国人住民の活躍の場・市民との接点を作り文化共生を推進する。 ○国際感覚を持つ子供の育成。 ○高知県人の南米移住に対する理解促進。	○外国人住民や黒南米研修員に講師となってもらい、毎年2～3講座程度開催する。学びの場・国際交流の場とする。	1～2回実施予定。テーマは未定。	○ベトナム文化の紹介とランタン作りを実施 -日時 令和6年8月17日 -場所 高知県国際交流協会ラウンジ -参加者数 18名 ○「アフリカから先生がやってきます!」の開催 -日時 令和7年1月24日 -場所 本山町立吉野小学校 -参加者数 32人	○ベトナム、アフリカ(マリ、ガーナ)の文化について、工作を通じて楽しく学んでもらうことができた。
国際交流課	28	高知県・韓国全羅南道小中学生相互国際交流	JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の児童の相互国際交流(文化交流)を行う。	○全羅南道との児童交流事業を継続して実施する。 ○若い世代の国際交流の促進。	○本県と全羅南道との児童交流事業で、毎年、両地域の児童の相互訪問が着実に進んでいる。 ○相互訪問が進むことで、日本・高知と韓国(全羅南道)の友好交流に意欲を持つ児童が増えている。 ○両南道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める。	○県と包括協定を締結しているJALと全羅南道と連携し、児童交流事業を着実に進んでいる。 ○相互訪問を毎年実施することで、日本・高知と韓国(全羅南道)の友好交流に意欲を持つ児童の増加につなげる。	現時点ではR6の実施予定無し。	実施せず	-

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・実績(C)
文化振興課	29	「まんが教室」開催事業	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を活用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない地域での開催に取り組む。	◎これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない地域での開催。 ◎これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない地域での開催。	◎これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない地域での開催。 ◎これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない地域での開催。	◎県内の小中学生(ただし、高知市は鶴地区、土佐地区、香野地区に限る)を対象としたまんが教室を19回程度実施する。 ◎これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない学校・団体の新規開拓を目指す。(広報や営業の強化)	◎19回開催321名受講 (6/10、6/18、6/19、7/12、7/16、7/22、7/24、8/20、9/19、9/26、9/27、10/10、10/11、10/16、10/24、11/13、11/21、12/7、12/15) 【評価】 ◎西部地区での開催が多かった。 ◎開催校及び受講生徒から好評を得ておりピークが増えている。 ◎まんがの描き方を学ぶことが、国語教育(文章の起承転結など)にも活かされているという教員からの声がある。 【課題】 ・東部地区での開催を増やす。 開催したことがない学校・団体の新規開拓(広報や営業の強化)	
文化振興課	30	高知まんがBASE(まんが王国・土佐情報発信拠点施設)	県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。 ※令和2年度より、高知まんがBASE運営委託先にて実施。	県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 ◎まんがが甲子園参加者のすそ野拡大	◎まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 ◎まんがが甲子園参加者のすそ野拡大	◎HPや広報ツールでの募集 高文連や市町村教育委員会への周知依頼	◎高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施 ◎令和6年6月～令和7年1月で全5回の講座を実施 ◎令和7年3月にプロの漫画家による講評を行う ◎今までは漫画家の先生に1年通して講評をお願いしていたが、負担を考慮して、内容によって講師を招待する形で実施(4名予定)	◎全5回の講座を実施(会場:高知まんがBASE) ◎最終受講者は8名(延べ受講者36名) ◎最終的に作品を提出した5名について、令和7年3月1日(土)に全国漫画家大会議(イベント)にてプロの漫画家4名による講評を実施	【評価】 ◎8名中6名が最終作品を提出。プロによる講師と具体的なアドバイスを受けることができ、「まんが」による人材育成につながった。 ◎講座が中止になった場合のフォロー(WEB活用等) ◎過年の事業のため、講師の負担軽減が必要
スポーツ課	31	「おいおいチャレンジ」(スポーツ体験事業) ※再掲(19番) 【R1廃止】							
中山間地域対策課	32	野鳥とのふれあい事業	愛鳥週間ポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室を実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。	◎野鳥や自然にふれあう機会が広がっていること。親子で野鳥観察を行ったり、自然観察による愛鳥思想の普及啓発が求められている。	◎親子野鳥ふれあい教室を通じ、夏休みを利用してポスター原画コンクールを行うと共に、愛鳥週間にあわせてポスター展を実施すること。年間を通して愛鳥思想の普及を図る。	◎親子野鳥ふれあい教室の実施 ◎愛鳥週間ポスター展の開催	◎愛鳥ポスター原画コンクールの開催 R6 9月審査実施。応募総数12校34名。うち1名が全国審査入賞。 ◎親子野鳥ふれあい教室の実施 R7 1月 蔵川河津柳原 みどりの広場 参加人数 10組 28名 ◎愛鳥週間ポスター展の開催 R6 5月 愛鳥ポスター原画コンクール前年審査入賞作品を掲示。	◎愛鳥ポスター原画コンクールについては、愛鳥週間入賞展の一環の開催を、県庁1階から7階まで高知図書館に変更したことで、県民の目にも触れる機会が増え、応募数が若干増えた。 ◎愛鳥週間ポスター展の開催 R6 5月 愛鳥ポスター原画コンクール前年審査入賞作品を掲示。	
林業環境対策課	33	山の学習支援事業 ※1層(生涯学習課)の事業内容の整理と令和6年度から統合(宿泊型学習支援)	本県の豊かな森林環境を子供たちに受け継ぎ、その体験活動を通じて生きる力を育むための森林環境学習及び木育の推進の担い手となる木育指導員を養成する活動を支援する。	【山の学習支援】 ・事業を活用する市町村(学校)が固定化しており、実施団体の掘り起こしが必要 【山の一日先生派遣】 ・実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要 【木育指導員養成】 ・県内の木育指導員は、任意団体が認定した指導員(木育インストラクター)が行っているが、積極的に活動の場を掘り起こして活動している木育指導員が少ないため、新たな指導員の育成と併せて、保育園や幼稚園での活動の場を掘り起こしが必要	【山の学習支援】 ◎5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境学習を受ける。 ◎実施校の年間10プログラムに森林環境学習を組み込む。 【山の一日先生派遣】 ◎5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 【木育指導員養成】 ◎山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境学習に携わる人材を育成する。 ◎新たな木育指導員の育成につながる養成講座等の実施と、養成した指導員の木育指導活動の定着のため、活動の場の確保 ◎木育指導員派遣回数 50回 ◎地域のキーマンとなる木育指導員の育成 5名	【山の学習支援】 ◎年間60校、5,200人の児童が森林環境学習を受ける。 ◎山の学習支援事業を継続し、小中学校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげる。 【山の一日先生派遣】 年間100回以上の派遣を実施する ◎山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境学習に携わる人材を育成する。 【木育指導員養成】 ◎木育指導員の養成講座等の実施を支援するとともに、活動に向けた課題や解決のための手段を共有し、活動の増加につなげていく。 ◎木育指導員派遣回数 50回	【統合】 【宿泊型学習支援(学校行事)】 ◎学校行事として2泊3日以上以上の森林環境学習を含む自然体験型学習を実施する小中学校等を対象に補助する。 ◎事業実施校:10校 【宿泊型学習支援(学校行事以外)】 ◎学校行事以外として2泊2日以上以上の森林環境学習を含む自然体験型学習を実施する高校生以上の児童生徒を対象に補助する。 ◎事業実施団体:10団体 【宿泊型学習利用促進(学校行事)】 ◎宿泊型学習支援(学校行事)において就学補助等を受けている児童生徒の食費を対象に補助する。 【木育指導員養成】 ◎継続した木育指導員養成のために、入門講座及びスタアアップ講座の開催と現場研修を継続し、のべ79名を養成した。	【山の学習支援】 ◎年間89校、7,003人の児童に森林環境学習が実施された。 【山の一日先生派遣】 ◎11団体が170回の派遣を実施し、年間7,882人の参加者があった。 【宿泊型学習支援(学校行事)】 ◎2泊3日以上以上の学習時間の確保は困難である学校が大多数である。 【宿泊型学習支援(学校行事以外)】 ◎新規に申請を希望する団体が見込まれる。 【木育指導員養成】 ◎基礎講座修了者のフォローアップが必要。 ◎木育指導員養成講座修了生による3団体が山の一日先生派遣の新規申請団体となった。	
林業環境対策課	34	【33番に統合】山の学習支援事業	木育文化を身に付け、活動できる人材を養成するとともに、木や森に関わる人々の技術や伝統を次代に伝える。また、将来を担う子ども達に「木育文化」が身に付く学習支援を行う。						
林業環境対策課	34	森林公園等管理運営費 浦喜ヶ峰森林公園環境林業学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業	親子で参加できる木工クラフトや自然観察、波境体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。	平成27年度より、浦喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理運営内容に森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから継続実施	◎児童生徒が参加するイベントの回数 浦喜ヶ峰森林公園 5年間で150回 情報交流館 5年間で500回	◎児童生徒が参加するイベントの回数 浦喜ヶ峰森林公園 年間30回 情報交流館 年間100回	◎浦喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 ◎森林研修センター情報交流館 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習	◎浦喜ヶ峰森林公園は目標の年30回以上の実績値で事業を行っている。 ◎森林研修センター情報交流館は目標の年100回以上の実績値で事業を行っている。	
林業環境対策課	35	緑化促進事業	郷土樹種を活用してモデル的な緑化を促進することで、県土の緑化を総合的に推進するとともに、良好な環境の形成と併せて、県民の「緑」に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動への参加につなげる。	県民が日常的に利用する公園や、公共施設、教育保育施設の緑化を進めていくことが必要	年間3か所の事業実施	◎4月頃要望調査、5月頃交付決定。9～10月頃事業着手、1～3月頃実績報告・検査	郷土樹種を活用して、モデル的な緑化を促進することで、県土の緑化を総合的に推進するとともに、良好な環境の形成と併せて、県民の「緑」に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動への参加につなげる。	年間を通して、3箇所事業を実施した。 目標としていた年間3箇所の事業実施を達成する事業実施となっている。	
木材産業課	36	木の暮るまちづくり推進事業(木育推進事業) 【R5廃止】	市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。						

子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
自然共生課	37	環境活動支援センター事業 ※再掲(7番)	子どもたちが環境について考え、行動し、その経験を日記にすることで、環境意識を育むことを目的とした環境観察日記コンテストを実施する。 また、体験型の環境イベントを開催し、子どもたちが環境について、見て、触れて、遊んで、争べる機会を提供する。	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)
自然共生課	38	牧野植物園管理運営(教育普及事業)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境の関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者が伸びている。 また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が異なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための新園地を確保するとともに、プログラムの充実を図り、年間を通して学校に利用していただける体制を整えたいうえで、効果的な広報を実施する。	○植物教室 ふれあい子ども教室、ふれあい植物観察会、 ⑤の植物教室等 ○学習プログラム ふれあい広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗ろう」「植物スタンプラリー」 ○キッズプログラム 小学生を対象にした体験学習	○植物教室 夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室等を実施した。 ○学習プログラム ふれあい広場及び展示館シアターを活用した学習プログラムを実施した。 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗ろう」を実施した。 ○キッズプログラム 小学生を対象にした体験学習を実施した。	○新園地での学習プログラムやキッズプログラム、イベントが好評で子どもも入園者は伸びている。 R3 19,881人 → R4 25,688人 → R5 35,738人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムやキッズプログラムについて効果的に広報し、学習利用の児童生徒数の増に努める。
自然共生課	39	黒豆こどもの森管理運営費	自然の中での野外活動やイベントの実施により、子どもたちが自然に触れつつ学べる機会を提供する。	第三期計画の五年目にあたるH29年度に目標数値であった、年間利用者数23,000人を上回ることであった。 第四期については、5年通じての目標数の達成を目指す。	○目標年間利用者数25,000人	小学校の遠足等の受け入れ数を増やしていきけるよう、また一般の来園者についても園内から広げていただけるよう広報活動に取り組む。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック等 ・森林学習 ・自然観察、外 ○森の学校 ・各種クラフト体験 ・野塚、野鳥、昆虫等を学ぼう、等 ・グリーンアドベンチャー、外 ○森と海の学校 ・木工クラフト等 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木工クラフト体験等 ・写真展等 ○他団体との連携 ・アスレチック、自然観察	○森林環境教育・体験学習(12回、343人) ・アスレチック等 ・木工クラフト等 ○森の学校(17回、303人) ・木工クラフト等 ・写真展 ○森と海の学校(2回、124人) ・木工クラフト等 ○出前教室(1回、10人) ○他団体との連携(41回、1,174人) ・木工クラフト体験等 ・写真展等 ・アスレチック、自然観察	○夏休みの宿題応援企画やクリスマスづくりなど児童・生徒等に実施してもらえる自主事業を行ったが、直近(R6)の実績では、目標年間利用者数25,000人を下回る21,734人だった。 ○H30～R6の平均では25,977人で目標を達成しており、R6年度には改修工事も行っていることから、効果的に広報を行い目標の達成を目指す。 ○SDGs、温暖化対策を取り入れた学習に展開するなど、変化するニーズを想定した取組が必要である。
防災防課	40	子ども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を覚えることで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/15いの町立枝川小学校 10/12 土佐市蓮池小学校 10/20 土佐市宇佐小学校 10/26 四万十市八東小学校	6/15いの町立枝川小学校 10/12 土佐市蓮池小学校 10/20 土佐市宇佐小学校 10/26 四万十市八東小学校	○子ども達が家族や地域とともに土砂災害についての知識を学習し、啓発への取り組みを進めることが出来た。 ○土砂災害では、事前避難も命を守る為には有効であることから、避難についても意識向上に努めることができた。
港湾・海課	41	子ども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を覚えることで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/15いの町立枝川小学校 10/12 土佐市立宇佐小学校 10/26 四万十市立八東小学校	6/15いの町立枝川小学校 10/12 土佐市立宇佐小学校 10/26 四万十市立八東小学校	○津波対策に関する基礎的な情報を十分に把握していない参加者も一部見受けられた。 ○今後も引き続き、津波対策に関する学習の機会を設け、特に若い世代が自らの命を守る行動を身につけられるよう、継続的に取り組んでいく。
小中学校課	42	教育文化祭	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたまたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の確保が進む。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○子どもたちの教育・文化芸術活動の活性化及び県民の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援 ○広報活動の工夫	○令和5年度高知県教育文化祭 -高知市小・中連合音楽会 前期:6月17日(土) 後期:1月27日(土) -吹奏楽コンクール 7月29日(土)～31日(月) -唱歌コンクール(合唱) 9月2日(水) -音楽コンクール(ピアノ) 8月20日(日) -唱歌コンクール(独唱・重唱) 9月10日(日) -高円宮杯全日本中学校英語弁論大会高知大会 9月23日(土) -定時制普通科生徒生活体験発表会 10月6日(金) -吹奏楽祭 10月9日(月) -高等学校生徒理科研究発表会 10月22日(日) -高校英語ディベート大会 10月22日(日) -高知県小中学生科学研究発表会 10月28日(土) -児童生徒発明心ふろ展 11月9日(木)～11日(土) -高知市小中学校音楽会 11月10日(金) -樟葉地区小学校連合音楽会 11月11日(土) -高知県中学・高校英語弁論大会(中学の部) 11月11日(土) -音楽・香南小中学校音楽会 11月17日(金) -高知県中学・高校英語弁論大会(高校の部) 11月19日(日) -音楽コンクール(独奏・重奏・合奏) 11月23日(水) -特別支援学級・学校児童生徒作品展 11月30日(木)～12月2日(土) -音楽・唱歌コンクール記念演奏会 12月26日(火) -小砂丘賞表彰式 1月27日(土) -美術教育総合展 2月14日(水)～19日(日) -青少年読書感想文・画コンクール表彰式 2月23日(金) 子ども県展 2月27日(火)～3月3日(日) 紙上書道知識展 10月20日(金)読売新聞高知版 小中学校作文コンクール高知県審査 11月12日(日)読売新聞高知版 -高知県教育委員会YouTubeチャンネルに取組を掲載	○令和5年度高知県教育文化祭 -高知市小・中連合音楽会 前期:6月17日(土) 後期:1月27日(土) -吹奏楽コンクール 7月29日(土)～31日(月) -唱歌コンクール(合唱) 9月2日(水) -音楽コンクール(ピアノ) 8月20日(日) -唱歌コンクール(独唱・重唱) 9月10日(日) -高円宮杯全日本中学校英語弁論大会高知大会 9月23日(土) -定時制普通科生徒生活体験発表会 10月6日(金) -吹奏楽祭 10月9日(月) -高等学校生徒理科研究発表会 10月22日(日) -高校英語ディベート大会 10月22日(日) -高知県小中学生科学研究発表会 10月28日(土) -児童生徒発明心ふろ展 11月9日(木)～11日(土) -高知市小中学校音楽会 11月10日(金) -樟葉地区小学校連合音楽会 11月11日(土) -高知県中学・高校英語弁論大会(中学の部) 11月11日(土) -音楽・香南小中学校音楽会 11月17日(金) -高知県中学・高校英語弁論大会(高校の部) 11月19日(日) -音楽コンクール(独奏・重奏・合奏) 11月23日(水) -特別支援学級・学校児童生徒作品展 11月30日(木)～12月2日(土) -音楽・唱歌コンクール記念演奏会 12月26日(火) -小砂丘賞表彰式 1月27日(土) -美術教育総合展 2月14日(水)～19日(日) -青少年読書感想文・画コンクール表彰式 2月23日(金) 子ども県展 2月27日(火)～3月3日(日) 紙上書道知識展 10月20日(金)読売新聞高知版 小中学校作文コンクール高知県審査 11月12日(日)読売新聞高知版 -高知県教育委員会YouTubeチャンネルに取組を掲載	○新型コロナウイルスが5月に第5類に移行したことにより、今年度は全行事を通常開催の形で実施できた。 ○コロナ禍の3年間の沈滞した状況から完全に復活したとは言えず、多くの行事において参加者が減少した。一方、保護者や外部の方たちが自由に行事に参加できた点については、好評であった。 ○若年教員の大量採用が続いており、教育文化祭の行事を知らない教員が増えている。子どもたちが文化面で深く関与維持するためにも、各団体の支援や周知の機会を増やしていく必要がある。 ○高知県教育委員会のYou Tubeチャンネル(とさまチャンネル)にて取組を紹介したことで、保護者や外部の方たちにも関心を持っていただける機会となった。

子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30~R6 成果・課題(C)
高等学校課	43	感性を育む教育推進員 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こころ文)終了	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。						
生涯学習課	44	環境学習推進事業 【R6から削除】	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での発表を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。						
生涯学習課	45	青少年教育施設巡回事業 ※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)
広報広聴課	46	県庁見学	県民に県庁の仕事を感じていただくために実施する。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学を通して、子どもたちが県庁や県政に関心を持つようになる。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の随時受け入れ	○高知市立旭小学校(6年生47名と引率3名 計50名) ○香南市立山田小学校(5年生80名と引率4名 計84名) ○多機能型療育支援センター&JOY[エンジョイ]高岡店(児童・生徒9名と引率4名 計13名) ○放課後デイサービスすきっぷかみ(児童・生徒12名と引率6名 計18名) ○放課後デイサービス えねーふる(児童・生徒11名と引率6名 計16名) ○放課後デイサービス いーとこ、えねーふるセカンド(児童・生徒9名と引率4名 計13名) ○県立四万十高等学校(生徒25名と引率3名 計28名)	○学校の希望に添う内容で県庁見学を実施することができた。 ○今後も、県庁見学を実施し、子ども達が県庁や県政、そして、ふるさと高知県に関心を持つように取組を進めたい。
林業環境政策課	47	山の学習支援事業 ※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)
林業環境政策課	48	【33番に統合】山の学習支援事業 (山の一日先生派遣事業)	人と木の共生を基本理念とする「木の文化景観」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めて「こころ山の日」(11月11日)を中心に行われる県民活動を支援する。						
林業環境政策課	49	【33番に統合】木育指導員活動支援事業	木育を推進することにより、木に対する親しみや関心を持ってもらうため、幼児等に対して行う木育の活動を支援する。						
木材産業振興課	48	木の香るまちづくり推進事業 (学校関連環境整備)	県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館等への木製品の導入を支援する。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等を拡大するため事業周知	○より多くの学校等に机や椅子などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えている。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等の拡大	○各種金庫や説明会等において事業PRを実施 ○補助事業の交付決定 ○補助事業の実施 ○次年度に向けた事業周知(HPでの過去事例紹介等) ○補助事業要望調査の実施 ○補助金交付要綱の改正	○7団体10施設に補助を実施 ○幼稚園等に机や椅子、木製玩具などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えた。 (木の香りやぬくもりに触れることで、森林(木)に親しみながら五感を刺激し、豊かな感性を育み笑顔となった。) ○引き続き、事業PRを実施し認知度のさらなる向上を図り、子ども達が木に触れ合う機会を増やしていく。	
自然共生課	49	環境活動支援センター事業 【R5廃止】	地域の企業等の施設を訪問し、目標公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。						
自然共生課	50	牧野植物園管理運営費 (教育普及事業) ※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)
高工政策課 担い手対策室	51	ものづくり県内企業理解促進事業 【R5廃止⇒R6新規】	(R6事業概要) 県内ものづくり企業に、小学生を対象とした部活動体験やものづくり教室等を開催し、ものづくりの楽しさや働くことの素晴らしさを知ってもらうための動画を制作するとともに、小学校の授業の中で当該動画を積極的に活用してもらうため、教員向けの動画活用マニュアルを作成する。	県内ものづくり企業は人材確保が課題となっている一方、学生はものづくり企業についての知識が不十分で、職業の選択肢にものづくりがない。また、学校現場では、地域によってはものづくりについて学ぶ機会がない。	県教委ホームページ「まひび」に掲載したもののづくり動画を小学校の授業で活用し、それをきっかけとした工場見学等につなげる。	小学校の授業での動画活用促進	「ものづくりの楽しさや働くことの素晴らしさ」を知ってもらうための動画の制作 ・小学校の授業で活用してもらうため、県教委を通じて学校現場への普及啓発の実施	・製菓業、塗装業のもののづくりを題材とした、仕事やその楽しさを紹介する動画を制作(製菓業2種類、塗装業1種類の計3本) ・R4年度に制作した同様のものづくり動画について、小学校での活用状況のアンケートを行うとともに動画の周知を実施 (従来の) R4年度に制作した動画は、アンケートへの回答があった47校のうち7校で活用され、うち2校が工場見学へつながった。 (課題) より多くの学校現場で動画を活用してもらい、工場見学等へつなげてもらうため、さらなる周知、呼びかけを行うとともに、各市町村にある企業が学校とどのような連携が可能かといった情報提供を行う必要がある(R7年度実施)。	
雇用労働政策課	52	ものづくりイベント開催事業	高等技術学校を会場に、小学生を対象とした部活動体験やものづくり教室等を開催し、ものづくりの楽しさや働くことの素晴らしさを知ってもらうための動画を制作するとともに、小学校の授業の中で当該動画を積極的に活用してもらうため、教員向けの動画活用マニュアルを作成する。	【現状】 高等技術学校で実施している広域活動は以下のとおり ・パンフレット及びPVの刷新、オンライン広告、新聞広告、テレビCM ・高校及び中学校訪問 ・オープンキャンパス及びものづくり教室(ものづくり教室は中村高等技術学校のみ)の開催 【課題】 高等技術学校の校内を見てもらイベントが少ない 小学生やその保護者といった、これから高等技術学校の入学者となる方々が高等技術学校を訪れる機会がほとんどない。	【目標数値】 各課課料が実施する、ものづくり教室の定員に対する参加者の充て足率 100%	【広報の強化】 早い時期から行う。(遅くとも開催日の1ヶ月前) ・多くのツールにより行う。(SNS、教育委員会を通じた小学生への配布など)	【拡充】 ・定員数を増やし、ワクワクWORKキッズフェスを引き続き開催	○ワクワクWORKキッズフェス ・10/5(土)10:00~14:30 ・参加者 64名	○当初は周知不足などから参加者が想定を下回るがあったが、小学校へのチラシ配布などの広報の強化により、R6からは定員を超える応募となっている。また、多くの参加者から高評価を得られた。 ○より多くの方に参加いただくため、定員数の増加を図ってきたい。

子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30~R6成果・課題(C)
障害者支援課	53	障害者委託訓練事業(特別支援学校早期訓練コース) 【R4廃止】	特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。						
歴史文化財課	54	歴史原史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業) ※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)
文化振興課	55	まんが甲子園開催事業	国内外の高等学校等から予選チームに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本場で開催する本選大会に参加し、一次授賞、授賞式、決勝戦戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士での文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスクワットマンに置かれた生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスクワット制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による変更等) ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加の確保	○国内及び海外の本選出場校を告知しに招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。 ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が主体的な活動に積極的に取り組む機会を創出し、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等) ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟との大会実績報告を行う。次年度に向けた連携の強化を図る。 ○第33回大会の開催 ・オンライン参加型企画の同時開催 ・全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」 ○まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招聘員の確保 ○全国的な認知度向上や県民の気運を高めるためのプロモーションを実施。	○4年ぶりに国内外全出場校33チームが高知に集結し現地開催。 ○今大会より敗者復活戦を廃止し、2日間で終わる「第1試合」「第2試合」に全出場校が参加 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(YouTube及びニコニコ生放送) ○スクワットマン育成プログラムを実施。8月12編単部が参加し、5校5名(星7名)がスクワットされ ○第1試合終了後、審査員9名による全出場校への講評動画を撮影し、出場校に向けて配信。 <まんが甲子園募集実績> 応募数:200校 (日本:185、韓国:7、シンガポール:4、台湾:3、中国:1) <まんが甲子園生配信視聴実績> 視聴者数:17,097人(YouTube及びニコニコニュース)の合計	【評価】 ○競技ルールの変更について概ね好評。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○大会の全国的な認知度、注目度の向上(プラットフォーム向上) ○コロナ禍により減少してしまった応募校数の回復 ○今後の大会運営にかかる財源の確保(協賛金、助成金の確保、経費・生徒参加費の見直し)の検討	
文化振興課	56	「まんが教室」開催事業 ※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)
文化振興課	57	高知まんがBASE(まんが王国)生徒情報発信拠点施設 ※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)
私学・大学支援課	58	私立学校教育力強化教育改善推進事業	私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。	○各学校がそれぞれの特徴に応じた方法により、生徒の伝統文化に親しむ活動や、スポーツ活動、また職業体験への取組などを実施している。	○各学校において、特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実等に取り組まれている。(全ての学校における事業の活用)	○県、国における事業の継続	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○私立学校教育改善推進費補助金等10法人の以下の取組に対して補助を行った。 ・次世代を担う人材育成の促進 ・ICT教育環境の整備推進 ・教育相談体制の整備 ・職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進 ・安全確保の推進 ・特別支援教育に係る活動の充実 ・外部人材活用等の推進 ・教員業務支援員の推進 ・その他教育力強化に資する取組	○各学校において特色ある教育の推進に係る様々な取組が行われた。
私学・大学支援課	59	職場体験活動・インターンシップ等の推進	県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動・インターンシップや職場見学の実入りが可能な事務所に関する情報提供を行う。	○一方的な情報提供となっており、活用状況が不明	○確実な学校への情報提供の実施	○確実な学校への情報提供の実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○県が提供を受けた情報について、メール等により各学校へ適宜情報提供を行った。	○職業体験やインターンシップを通じて、就職・職業に関する現状や自己の適性に関する理解を深めている。
スポーツ課	60	eスポーツ発掘西園フットボール大会 【R2廃止】	西園各県で実施されている地域カレント発掘事業(告知は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、西園フットボール大会でより質の高いプログラムを実施する。						
公園下水道課	61	県立のいち動物公園管理運営事業(教育普及活動)	飼育職員や獣医師職員が学校に出向いての講義・講習や、中学・高校生の職場体験学習等を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。	職場体験の依頼数増加や日程の調整により、受入人数や受入校の調整をしている。出前授業では、職員の講義のスキルアップや業務との調整が課題。	飼育職員や獣医師職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、自然散策路等を利用して、自然に触れる機会をつくり、子ども達の動物(生物)への関心を高める。	飼育職員や獣医師職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、協定を締結した日本野鳥の会から提案されたさまざまな野鳥観察会等を実施予定。また、飼育体験や自然観察会を毎年開催して、動物(生物)に親しみ、関心を高める機会をつくる。	モルモット教室の実施 団体レクチャーの受け入れ 出前授業の実施 職場体験学習の受け入れ 売店の受け入れ(博物館、獣医、飼育)教育用標本の貸し出し 教育用ビデオの貸し出し 双眼鏡の貸し出し 8/23 トリウムナイト・アウト・ザ・ズーの開催 10/18/19 飼育体験の開催 3/7 さわる動物園の開催 のらぶらどうぶつ体験への開催 敬老の日イベントの開催 どんぐり感謝祭の開催 小学校との連携によるマラソン大会の開催	モルモット教室の実施:8件184名 団体レクチャーの受け入れ:47件1,728名 出前授業の実施:2件 講話等の実施:9件 職場体験学習の受け入れ:19名 売店の受け入れ:10名 教育用標本の貸し出し:10名 教育用ビデオの貸し出し:12件 教育用ビデオの貸し出し:5件 トリウムナイト・アウト・ザ・ズーの開催:440名 10/18/19 飼育体験の開催:40組72名 3/7 さわる動物園の開催 のらぶらどうぶつ体験への開催 敬老の日イベントの開催 どんぐり感謝祭の開催 小学校との連携によるマラソン大会の開催:187名 さわる動物園の開催:当日どうぶつ科学館来館者数300名	○レクチャーやイベント等を通じて、動物の生態や特性、動物園での様々な仕事に理解を深めてもらうことができた。 ○実習を通じて、動物園の役割や博物館のあり方について理解を深めてもらうことができた。 ○さわる動物園を通じて、視覚障害者の方々にも動物の生態について理解を深めてもらうことができたことにも、障害者への接し方についても学ぶてもらうことができた。 ○引き続き、子どもの環境づくり推進計画の取り組みを着実に進める。

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関係機関との連携(講師の招へい)	R6 計画(P)	R6 実績状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
高等学校課	67	産業教育推進費 キャリアアップ事業(外部講師活用事業)	農業・家庭・水産クラブの研究活動(奨励)職業や企業実習、地域産業を支える人材育成事業等を実施し、産業教育の充実を図る。キャリアアップ事業の一部を組織	○従来のスペシャリストとしての基礎的・基本的な知識、技術・技能の定着を図りつ、生徒の学習意欲を高めるため外部機関との連携が経営企画の取組等を推進していく必要がある。	○産業教育の専門的な知識や技能を更に深め、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○外機関との連携(講師の招へい) ○研究活動の奨励 ○発表会等の機会の充実	○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○地域産業を支える人材育成(共同研究の実施) ○産業教育充実事業 ・産業教育技術者活用事業 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 ○職業教育企業実習 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援	○産6分野に13校15チームの参加により、産業教育生徒研究発表会を実施(1月) ○産業教育共同研究(5校、8テーマ、延べ8社) ○産業教育充実事業 ・産業教育技術者活用事業(10校、511名) ・産業教育企業実習(3校、生徒数128名、企業数1社) ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 ・生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援(農業、工業、商業、水産、看護、家庭) ○全国産業教育フェアへの参加支援(10月 福井県 4校参加)	○評価 各産分野の発表会や競技会、研究による学びをおして、専門的な知識・技術の習得につながり、自己の希望に添った進路の実現が進んでいる。 ○外部機関との連携を深め、さらなる生徒の学習意欲の向上やキャリア教育につなげる必要がある。
高等学校課	68	教師力ブラッシュアップ事業⇒教科指導力向上事業 【R6廃止】	高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に重点化して、「教員の指導力向上」を図る。						
特別支援教育課	69	特別支援学校キャリアプロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業)	学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の業態や進路希望に合わせた地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	○進路指導主事及び就職アドバイザーを中心に、就労支援等の進路指導が充実してきており、県立知障特別支援学校の一般就労率は全国平均を上回っている。○特別支援学校のキャリア教育の取組が27.32%、32.14%、高知県は27.32%、49.94%、49.94%。○できるだけ早期から進路の方向性を決定し、その進路に即した教育内容・進路に関する指導・支援の充実を図る必要がある。○一般企業に障害者雇用について、更に理解を深めてもらうことが必要である。	○教育・福祉・労働等の関係機関、企業との連携体制が充実するとともに就労支援のためのネットワークの構築ができています。○特別支援学校のキャリア教育の充実が図られている。○各学年で早期からのキャリアガイダンスが開催され、卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるための取組が個別に計画されている。○卒業後の自立や社会参加に向けて、就労体験や施設見学会を実施する。○就職アドバイザーを配置し、企業への啓発、職場開拓等就職支援体制の強化を図り、就職を希望している生徒の就労を実現するための取組を進める。	○キャリア教育の視点での授業改善の実施 ○特別支援学校にキャリア教育スーパーバイザーを派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ○就職アドバイザーの活用 ○2名程度に7校で活用。就職を希望している生徒の就職支援体制を強化し、進路指導の充実を図る。 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ○高知県特別支援学校施設実習 ・高知市、四万十市の2会場で開催 ○企業見学会の同時開催 ○職場実習支援 ○キャリア教育戦略会議の開催 ○「特別支援学校就職サポート隊こうち」 ・登録企業等の拡大 ・職場実習の受け入れ拡大や、雇用促進へつなげる。	○キャリア教育スーパーバイザーを派遣し、生徒や教員に対し職業教育等への助言を実施。 ○就職アドバイザーによる現場実習等の新規開始:118件 ・技能検定実習6次(7月)高知大会(6月)実施。参加生徒138名 ・就労体験・職場実習・施設体験等:各学校で実施。 ・キャリア教育戦略会議の実施。:7校8回 ・キャリア教育戦略会議の活用により、現場実習の受け入れ拡大や雇用促進へつなげる。登録企業98社	○各学校において、社会のニーズにあった職業教育に関する授業を検討することができた。 ○生徒の進路に関するニーズに合った企業開拓につながった。 ○就職アドバイザーによる現場実習等の新規開始:118件 ・技能検定の実施により、生徒の学習意欲の向上を図るとともに、障害者の理解啓発、特別支援学校卒業生の雇用の促進につながった。 ・企業、支援機関、学校が情報共有することで、授業改善、支援体制の強化につながった。 ○継続して、地域の専門家を活用した職業教育の充実を図ることが必要。 ○少人数で登録企業の実用により、現場実習の受け入れ拡大や雇用促進へつなげる取組が必要。 ○就労支援に加え、余暇活動につながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動の充実を図ることが必要。	
保健体育課	70	トップアスリート夢先導事業 【R1廃止】	スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つとすると夢を持ち夢に向かって取り組もうとする意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢の教室を実施する。						
産業イノベーション課	71	起業促進事業(小学生対象)	これまで実施していた中学生向け起業体験ワークショップを新たに小学生向けにも実施する。	○身近に起業家がないため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業家精神を育む、起業家意識を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○小中学生向けに起業体験プログラムを実施し起業の工程を体験することでチャレンジ精神を育成する。	○拡充 ○起業体験ワークショップ等の開催 ・小学生(1～3年生)向け:年1回 ・小学生(4～6年生)向け:年3回 ・中学生(1～3年生)向け:年3回	○起業体験ワークショップの開催 ・小学1～3年生:50名(第1回25名、第2回25名)※全て高知市開催 ・小学4～6年生:58名(第1回22名、第2回19名、第3回17名) ※第1・2回 高知市、第3回四万十市開催 ・中学1～3年生:22名(第1回17名、第2回5名) ※第1回高知市、第2回四万十市開催	○評価 ・小学生については、申込み開始早々に定員に達した。 ・実施後のアンケートにおいて「将来起業をしてみたい」と回答した小学生は45%、中学生は33%で、「もっと起業のことを知りたい」といった感想があった。 ○課題 ・8年度に初めて高知市以外(四万十町)で中学生を対象に実施したが集客に苦戦した。	
産業イノベーション課	72	起業促進事業(小学4、5年生・中学生・高校生対象)	一般社団法人高知イノベーションズと連携し、起業家が小学生や高校生を対象に講演等を実施する機会を設け、起業を身近に感じる選択肢のひとつとして意識してもらう。	○身近に起業家がないため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業家精神を育む、起業家意識を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○県出身・在住の起業家による講演等を実施し、起業を身近に感じ、チャレンジする意欲を醸成する。	○起業家による学生向け講演会の開催 ・小中高校:合計10校	○起業家による学生向け講演会の開催 ・小学校 2校 131人 ・高知市立初月小学校、高知市立九重小学校、中学校 7校 533人 ・生徒館立土佐町中学校、高知市立城西中学校、香南市立香南中学校、宿毛市立宿毛中学校、香南市立香茂美中学校、仁淀川町立仁淀中学校、香南市立香北中学校 ・高等学校 1校 276人 ・高知県立伊野商業高等学校 ・合計10校 940人	○評価 ・教育委員会に後援いただき周知を行った結果、県内各地の学校で実施することができた。 ・実施後のアンケートにおいて、「将来起業をしてみたい」と思うと回答した中学生は専科以上、「起業への興味が高まった」と回答した高校生が8割以上であった。 ○課題 ・講演する起業家に偏りがあり、学校の選択の幅を広げられるよう起業家の開拓が必要	
産業イノベーション課	73	起業家育成事業(大学生対象)	学生のうちから起業を目指す大学生	○身近に起業家がないため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業を身近に感じ、チャレンジする意欲を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○一般社団法人高知イノベーションズ	○拡充 ○民間支援団体と連携し、県内で起業	○民間支援団体等が実施する起業プログラム	○評価	

削除

子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6成果・課題(C)
産業イノベーション課	74	アニメ制作体験講座等事業	県内の中学生・高校生・専門学校・大学生を対象に、アニメクリエイターの仕事内容や魅力を伝える講座を実施し、アニメクリエイターを志す者の仕事の選択肢の一つとして考えをもちあきらめずに行う。	アニメ関連企業の集積を図る上で、地元企業へ輩出するための人材の発掘や育成が十分ではない。	○アニメ制作に対する県内の若者の関心を高め、アニメクリエイターを将来の仕事の選択肢の一つとして考えをもちあきらめずに行う。 ○県内アニメ制作企業従事者数43人(R5実績38人)	○県内での気運醸成に向け、アニメを活用した広報等を実施。 ○県内の若者に、アニメ制作の魅力にふれる機会を創出。 ○アニメクリエイター専攻プロジェクトと連携し、その人脈を生かして誘致につなげていく活動を展開。	【拡充】アニメクリエイター講演会の実施 ・開催日時:令和6年6月(1日間) ・開催方法:高知市文化プラザかるぼーと ※オンライン配信も実施 ・参加対象者:県内の中学生、高校生、大学生、専門学校生 【拡充】アニメ制作体験講座の実施 ・開催日時:令和6年8月(2日間) ・開催場所:高知工科大学永国寺キャンパス地域連携棟4階多目的ホール(高知市永国寺町6-28) ・参加対象者:県内の中学生、高校生、大学生、専門学校生	○アニメクリエイター講演会の実施 ・開催日時:令和6年6月22日(土)15:00～17:10 ・開催方法:高知文化プラザかるぼーと(高知市立中央公民館)11階・大講義室(高知市九反田2-1)※オンライン配信も実施 ・参加者:44名(会場:中学生5名・高校生8名・大学生及び専門学校生3名、その他4名、オンライン:不明14名) ○アニメ制作体験講座の実施 ・開催日時:令和6年8月15日(木)、16日(金)10:00～16:00 ・開催場所:高知工科大学永国寺キャンパス地域連携棟4階多目的ホール(高知市永国寺町6-28) ・参加者:1日目15名(中学生4名・高校生8名・大学生及び専門学校生3名)、2日目13名(中学生4名・高校生7名・大学生及び専門学校生2名)	○評価 ・アニメクリエイター講演会: アンケート回答者38名中、35名(92.1%)がアニメ制作の仕事に対する関心が高まったと回答 ・アニメ制作体験講座: アンケート回答者13名中、10名(76.9%)がアニメ制作の仕事に対する関心が高まったと回答 ○課題 ・県内にアニメ産業を集積させるためには、県内の中学生に将来の仕事の選択肢としてアニメクリエイターへの関心を高めてもらうためのさらなる取組を行うなど、中長期的なアニメ人材の裾野の拡大が必要となる。
雇用労働政策課	75	高知県就職支援センター事業(①学校出前講座、②ジョブキッズ)	自立した社会人・職業人となるための基礎をつくるために、主体的に行動すると同時に、目的意識を持って就職する力を育成する。 ①県内の中学・高校等における、キャリア教育や就職活動に必要な支援の実施 ②小学生の好奇心や興味を大事にしつつ、自分の未来を肯定的に感じ、早期に様々な職業を知るきっかけづくりとするための、自己分析・仕事研究ワークの実施	自立した社会人・職業人となるための基礎をつくるために、主体的に行動すると同時に、目的意識を持って就職する力を育成する。 ①県内の中学・高校等における、キャリア教育や就職活動に必要な支援の実施 ②小学生の好奇心や興味を大事にしつつ、自分の未来を肯定的に感じ、早期に様々な職業を知るきっかけづくりとする	①実施回数目安年間延べ80回 ②5回程度開催(東部・西部で各1回程度、高知市内3回程度)各回定員10組程度(小学生と保護者)	①学校が年間行事予定を考慮するタイミングを考慮し、年度末までに案内し、申込を受け付ける。 ②7月28日(日):8/27(火)・8/28(水) ③参加しやすい日程設定(夏休み中・土日祝日の開催)	①学校出前講座実施校数:70校 実施回数:延べ31回 参加人数:延べ2,551人 ②ジョブキッズ市内(オーディオ)7/28(日):8組 8/27(火):台風のため中止 8/28(水):台風のため中止 西部(しまんぴあ)8/25(日):5組 東部(高知職業能力開発短期大学校)11/2(土):3組	①学校側からは、集中方の持続や理解向上のため、ワーク等を取り入れた内容にしたいと要望があった。 ・若者の県内定着が県政上の課題となっており、今後はそういった課題を踏まえた講座についても検討していきたい。	
スポーツ課	76	私立高等学校運動部活動強化支援事業	運動部活動の競技力の向上を図るため、私立学校の運動部活動強化支援を行う。	○29年度より公立高等学校に対して運動部活動強化支援事業が開始されたが、私立高等学校に対する支援ができていなかったため、30年度から私立学校の運動部活動強化支援等指定することとした。 ○30年度からは、強化指定校の基準に当てはまる私立高等学校が1校だけである。趣旨は相撲・卓球のみとなっている。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国高等学校総合体育大会入賞競技数が増えている。(H29:6、R4:13)	○優秀な競技実績を有する私立高等学校運動部に対して補助金を交付し、競技力の向上を図る。 支援内容 ①活動費の補助(備品購入費)	○明德義塾高校 卓球部(男子・女子) ○明德義塾高校ソフトボール部 ○明德義塾高校 卓球部 ○高知中央高校ハンドボール部 ○高知中央高校男子銃剣道部 ○土佐高校登山部 ○高知高校陸上競技部 全7部活動に対して、備品購入費を補助	○明德義塾高校 卓球部(男子・女子) ・練習、試合にかかる備品購入(卓球台) ○明德義塾高校 ソフトボール部 ・練習、試合にかかる備品購入(バット) ○明德義塾高校 野球部 ・練習、試合にかかる備品購入(硬式試合球) ○高知中央高校 ハンドボール部 ・トレーニング用品の購入(ハンドボール) ○高知中央高校 男子銃剣道部 ・競技用品の購入(面紐、胴紐、指袋、胴布団、甲手、胸乳罩) ○土佐高校 登山部 ・活動用品の購入(テント、ナイフ、ナイフケース、ガス、方位磁針、トイレキット、コンロ) ○高知高校 陸上競技部 ・競技用品の購入(マウスジャンパー、スイングマシン、バトン、リボンロッド)	○各部活動で必要となる備品を購入し、練習や試合で活用することで、個人スキルや体力向上等に繋がった。全国大会入賞や自己記録更新の成果があった。 ○R6年度の全国高等学校総合体育大会については、R5年度と比較して入賞競技数に変化はなかった。(R5:9競技 → R6:9競技) ○安定して入賞する競技が多いが、その他の競技が入賞するための対策が必要。
スポーツ課	77	中学生競技力向上対策事業	中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上事業に対し補助する。	○ジュニア期から一貫した育成・強化の指導体制の確立が必要である。 ○将来有望な選手や全国大会で優秀な成績を有する選手への、質の高い指導機会の提供が必要である。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国中学校総合体育大会の入賞競技数が増えている。(H29:6、R4:13)	○高知県中学校体育連盟に加盟している18競技19種目に補助金を交付し、競技力向上を目指す大会への参加 ○アドバイザー等招聘 ○優秀チーム招聘 ○指導者研修	○18競技19種目が競技力向上を目的として遠征、アドバイザー等招聘、優秀チーム招聘、指導者研修を行った。 ○全国中学校体育大会(四国ブロック)の開催8月	○R6年度の全国高等学校総合体育大会については、R5年度と比較して入賞競技数は減少した。(R5:7競技 → R6:6競技) これまでの取り組みの成果から入賞を果たした競技もみられた。また、安定して入賞する競技も多し。 ○次年度以降は、安定して入賞する競技以外で競技力向上を図るよう、毎年度の成績や活動実績を考慮し、補助金を配分する必要がある。	
スポーツ課	78	タレント発掘西国ブロック展開事業 ※再掲(56番) 【R2廃止】	西国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くらしおキッズ・高知くらしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、西国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。						

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)総括シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
スポーツ課	79	高知県スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団組織の充実と活動活性化を図る各種の事業を行う。	○児童数の減少に伴い、団員数や指導者の高齢化、若い指導者の充分のリーダーの不足。	○団数(H29:212団体)、団員数(H29:4,102名)、総合交流大会の実施競技(H29:17競技)、指導者数(H29:962名)が増加している。	○総合交流大会を盛り、団数や団員数の増加につなげる。 ○指導者研修会などを通じて、積極的に若い指導者の養成を図る。	○総合交流大会の実施 ○指導者育成事業 ・公認スタートコーチ養成講習会 ○リーダー育成事業 ・各種研修会 ○日独スポーツ少年団同時交流事業 ・派遣、受入	○総合交流事業 ・第33回高知県スポーツ少年団総合交流大会(R6.4.27～8.24) ・15競技実施、2,807名参加 ○指導者育成事業 ・公認スタートコーチ養成講習会 第1回(R6.6.9)修了生34名 第2回(R6.11.24)修了生40名 ○リーダー育成事業 ・高知県スポーツ少年団リーダー研修会 第1回(R6.6.9)12名参加 第2回(R6.3.9)10名参加 ・ジュニアリーダースクール(R6.8.17～19)12名参加 ・高知県スポーツ少年団秋研修(R6.10.26)10名参加 ○日独スポーツ少年団同時交流事業(R6.7.30～8.3) ・ドイツより9名受入、高知県団15名参加 ホームステイ、5家庭受入協力 ディスカッション:高校生11人協力	○リーダー研修会では、普段関わることのない他団体の同世代と関わる場を設けることで、団員同士の交流を深めることができた。また、自発的な活動促進することでリーダーに必要な知識や経験を積むことができた。 ○秋キャンプでは、普段のスポーツ活動とは違った野外活動やレクレーションを行うことで、協調性や自ら行動する積極性、また、指導者等も学び、スポーツ少年団におけるリーダーの育成を図ることができた。 ○日独スポーツ少年団同時交流事業では、スポーツ及び異文化交流を行い充実した活動であった。 ○スポーツ少年団登録者増に向けて各種事業の充実を図っていく。
保健体育課	80	県立学校運動部活動活性化事業	本県の県立学校の運動部活動の充実と競技力向上を目的として、専門的な指導力をもった外部講師を各運動部活動のニーズに応じて派遣するとともに、全校上位入賞を維持するために、練習用具購入等の支援を行う。	○顧問及び運動部活動指導員双方へのソフト面(指導力向上等)で専門的な指導力をもった外部講師を各運動部活動のニーズに応じて派遣するとともに、全校上位入賞を維持するために、練習用具購入等の支援を行う。	○計画的な指導が強化され、全体の競技力向上に繋がる。 ○運動部活動の活性化が図られる。 ○指導者の資質向上が図られる。 〔目標数値〕 ・専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、生徒の知識や技能の向上につながった割合:90%以上 ・専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上につながった割合:90%以上	○運動部活動の充実と競技力向上に向け、優れた知識を持つ専門家が定期的に指導を行うことにより、顧問や指導員の資質向上が図られるとともに、生徒の知識や技能が向上する。 ○全県大会上位入賞部に対する支援を続けることにより、競技力が向上する。	〔専門的な知識を持った指導者等の派遣〕 ○県立学校の運動部活動の充実及び競技力向上を図るために、レベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医学の専門家(スポーツトレーナー等)を学校に派遣する。 〔練習環境の整備〕 ○前年度の全国高等学校総合体育大会等において、上位入賞(上位以内)した部へ、練習用具購入の補助を行う。	〔指導者等の派遣〕2校4部にて実施 専門的な知識を持つ指導者:2校2部 商業高 ソフトボール部 高知工業高 卓球部 スポーツ医学の専門家:1校2部 高知工業高 ラグビー部 高知工業高 空手道部 〔練習環境の整備〕8校8部 高知農業高 陸上競技部 高知国際高 弓道部 高岡高校 レスリング部 山田高校 陸上競技部 岡豊高校 女子バスケットボール部 須崎総合高校 カヌー部 高知小津高校 ライフル部 徳北高校 カヌー部	○専門の指導者の派遣により、よりレベルの高い専門的な知識をもとにした効率的・効果的な運動部活動の指導を行うことができた。 ○競技用具等の整備を行うことにより、練習環境が整備され、効率的・効果的に運動部活動が実施された。 ○顧問及び運動部活動指導員に対して、今後も指導力向上等といったソフト面の支援が必要である。 ○競技力維持・向上に向け、ソフト面に加えて練習環境の整備といったハード面の支援が必要である。
保健体育課	81	運動部活動サポート事業 【R2廃止】	1.運動部活動に専門的な指導やサポートができる運動部活動支援員を派遣、2.運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、3.中山間地域における運動部活動支援員の配置促進を図る。						
保健体育課	82	運動部活動指導員配置事業	1.運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るために、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進2.運動部活動指導員の資質向上のための研修会を実施する。	○部活動に係る勤務時間が長く、部活動終了後に校務分掌やウララ運営等の業務を行う教員が多いため、放課後の勤務時間が増大している。 ○これまで、派遣していた運動部活動支援員は、単独での指導や引率ができなかったため、顧問と連携・協力しながら技術的な指導にあっていた。	○顧問に代わり専門的な指導ができる指導者を配置し、教員の負担軽減を図るとともに、生徒にとっても望ましい活動環境を構築する。 ・指導員による単独指導の割合 中学校:85%以上 高等学校:82%以上	○専門的な指導ができない運動部活動へ部活動指導員(高等学校)を配置している割合を50%以上とする。 〈基準値〉>R5 運動部:40.2% (27/67人)割合(専門外顧問数) / (全配置数) <県調査> ○専門的な指導ができない運動部活動へ部活動指導員(高等学校)を配置している割合を50%以上とする。 〈基準値〉>R5 運動部:34.4% (20/58人)割合(専門外顧問数) / (全配置数) <県調査>	○運動部活動指導員の配置及び配置支援(予定) ・県立高校 45名 ・県立中学校 3名 ・市町村立中学校 70名 ○年間2回の研修の実施 ・配置に係る研修、指導力向上の研修	○運動部活動指導員の配置及び配置支援 ・県立高校 67名 ・県立中学校 3名 ・市町村立中学校 66名 ○年間2回の研修の実施 ・配置に係る研修(随時) ・指導力向上の研修(10/27)	○前年度に比べ配置人数を増加したことにより、教員の負担軽減に繋がった。 A.指導者が不足している地域があるため、関係機関と連携し、指導者確保に取り組む。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿（R6）※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性（事業スケジュール）	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6成果・課題(C)
生涯学習課	90	読書活動推進事業	「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。	○読書をする子どもの割合は減少の兆しが見られ、子ども読書活動推進計画に位置付けた取組みPDCAサイクルに基づき着実に進めていく必要がある。 ○読書環境の厳しい地域において読書活動を推進する人材を育成する必要がある。 ○高知県図書館振興計画策定後の計画の周知と実行	○平日の授業時間以外に10分以上読書している児童生徒の割合 小学校：75%以上 中学校：70%以上 ○平日の家や図書館で全く読書をしていない児童生徒の割合 小学校：8.0%以下 中学校：15.0%以下 ○学校における読書ボランティア活用率 小学校：80% 中学校：35%	○高知県子ども読書活動推進協議会において、高知県子ども読書活動推進計画（第四次）の取組を着実に進める。 ・市町村訪問等による啓発・依頼 ○読書ボランティア養成講座の実施及びボランティア登録簿の周知・活用 ○高知県図書館振興計画策定後の着実な推進 ・市町村訪問による周知・啓発	○高知県子ども読書活動推進計画（第四次）の推進 ・各市町村の実態把握について、オンライン等におけるヒアリングを検討する。 ○読書ボランティア養成講座の実施 ・周知方法の見直し ・読書ボランティア調査等の結果を踏まえた講座内容の見直し ○読書ボランティア調査結果の周知 ・読書ボランティア調査結果を、市町村が今後の活動の参考にできる形で提供する。 ○市町村図書館等振興事業の実施 ・市町村立図書館所管行政職員に向けた研修の実施	○高知県子ども読書活動推進計画（第四次）の推進 ・高知県子ども読書活動推進協議会（3/27）において計画の点検・評価を行った。 ・各教育事務所主催の指導事務担当者会で、本計画及び高知県図書館の活用について周知した。 ・県内の全小学校・中学校に本計画のリーフレットを配付し周知を図った。 ・方針書の周知のため市町村訪問を行った（5月） ○読書ボランティア養成講座の実施 ・地区別講座（計68名） 東部（安芸市）11/11基礎（4名） 中部（いの町）11/18スキルアップ（3名） 10/21スキルアップ（18名） 西部（四万十市）9/18基礎（10名） -実践講座（16名） 9/30スキルアップ（12名） -出張講座（計18名） 2/9 公文書館 2/8 高知大学教育学部附属幼稚園（8名） 2/15 高知空園マリア園（10名） -講演会（50名） 1/27 公文書館 -特設誌の発行（10名） ※対象：基礎、スキルアップ、実践の3講座を受講した受講者 ○読書ボランティア調査（3年に1度）の実施 -調査期間 12/20～1/31 ○市町村図書館等振興事業の実施 市町村立図書館所管行政職員に向けた研修 -第1回 9/1 オープン高知図書館（15名） -第2回 10/12 香美市立図書館（8名）	○高知県子ども読書活動推進計画（第四次）の推進 ・各市町村への訪問を毎年実施することが難しく、各市町村の継続的な実施把握が難しい。 ○読書ボランティア養成講座の実施 ・託児サービスを取り入れたことで子育て中の方にも講座へ参加しやすくなった。 ・研修の存在が受講者のモチベーション維持につながった。 ・ボランティア調査等から、読書ボランティアの研修について一定のニーズがあると思われるが、一部の会場では参加者が少ないなど、ニーズを捉え切れていない部分もある。 ○読書ボランティア調査の実施 ・読書ボランティア調査により、県内の読書ボランティアの活動状況などを把握することができた。 ○市町村図書館等振興事業の実施 ・参加者においては具体的な取組につなげようとする動きがみられ、市町村における図書館振興のきっかけとなる機会を提供できた。
地域福祉課	91	県ボランティアセンター事業	県内のボランティア活動の推進を図るため、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図るほか、地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成を行う。	○市町村社協のボランティアセンター機能の向上 ○ボランティア活動の意義についての啓発（活動制、受け入れ制）	○市町村ボランティアセンターの機能強化されている ○地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成が進み、ボランティア活動が活発になっている	○市町村ボランティアセンターの体制強化に向けた取組促進 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 ○地域のボランティアコーディネーション機能の向上	【災害ボランティアセンター】 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施による人材育成 ③県内各ブロックでの災害時における市町村社協間の相互支援協定の締結 ④システム導入に向けた検討 【ボランティアセンター】 ①学校での福祉教育・ボランティア学習に加え、多世代を対象とした地域で関係機関が協同した福祉教育・ボランティア学習（トライボランティア）の実施。 ②福祉教育基礎講座、実践研修の開催 ③ボランティアコーディネーター研修会の開催 ④高校生・大学生等の興味、関心に寄り添い、長期的な体験プログラム（ハタケプログラム）の実施	【災害ボランティアセンター】 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催：6月14日 ②各種研修会、訓練の実施 -運営基礎研修：12月23日 25名 -中核スタッフ研修：7月9日 44名 -所属長等研修：7月27日 33名 -市町村社協における研修や運営模擬訓練による人材育成支援 18市町村（高知市、安芸市、土佐市、中基地区（余半町、田野町、安田町、北川村、馬路村）、中央東3市（南国市、香美市、香南市）、四万十町、中土佐町、津野町、橋原町、四万十市、土佐清水市、三原村） ・災害ボランティア活動支援本部運営研修：7月10日 25名 ③相互支援協定締結数： 4ブロック（嶺北、中央東、中央西、高幡） ④サイボウズ社の災害支援プログラムの無償試行導入（10日より半年間） ・Kintone等の基本操作説明会：10月21日 50名 ・活用練習会の実施：7回開催（11月～3月）	【災害ボランティアセンター】 令和6年度奄美半島地震の事例を踏まえて、大規模災害が発生した際の各組織の運営方法や連携協働を見据えたネットワークづくりを今後の研修や会議でしっかりと深化させていく必要がある。その上で、市町村社協への災害ボランティアセンター体制強化支援もより計画的に行っていくなければならない。 ・R69月に、発災時の円滑な連携に向け、県と県社協とで協定を締結。 【ボランティアセンター】 ・疫前に対応した研修等が行われ、ボランティアコーディネーション力の向上を図り、受け入れの体制が整えられてきている。また運営に関わる人材が育成されている。 ・学校と地域、社協が協同した福祉教育・ボランティア学習の推進を目指すことを目的に、新たなプログラムづくり等を協議する場を地域の実状に合わせて構築するところが増えている。 ・子どもたちをはじめ、住民が社会や地域の課題を主体的に学び、その解決に向けた行動を促進するため、学校や地域の関係機関等が連携した効果的な福祉教育・ボランティア学習プログラムを展開できる体制整備を進めるとともに、地域ごとにボランティア活動に参加しやすい活動の場の拡充と環境の整備が必要

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30~R6 成果・課題(C)
子育て支援課	92	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業)	○子ども条例の目的及び基本理念を広め、子どもたちが自覚や責任を持って環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。 フォーラムの内容を検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みを着実に進めている。 ○子ども条例フォーラムの開催。各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会の開催 ○子ども条例フォーラムの開催	○「高知県子ども計画」を策定(「子どもの環境づくり推進計画」を含む) ○子どもの環境づくり推進委員会(第10期)の開催 ・応答者:7名 ・就任:5名 ○子どもの環境づくり推進委員会(第9期・10期)の開催 ・第1回 6/2(第9期) ・第2回 10/6(第9期) ・第3回 2/2(第10期) ○子ども条例フォーラム(実施名称:こうち子ども未来フォーラム2024)の開催 ・9/25 ちよび組テラス ・講演テーマ:勇気の一步 ・講師:大久保 暁 ・ディスカッション参加者: ・高校生11名 ・専門家4名 ・ファシリテーター(大学生)5名	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)の進捗管理に係る報告を行い、ご意見をいただいた。 ○毎年子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげた。子ども委員には、事業開催にあたり、ディスカッションテーマの設定等へのご意見をいただいた。 ○子ども条例の認知度の更なる向上が必要であり、その理念を県民が広く理解できるように取り組みを進める。
文化国際課	93	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)
防災砂防課	94	こども防災キャンプ ※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)
港湾・海岸課	95	こども防災キャンプ ※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)
学校安全対策課	96	安全教育研修会 防災教育指導事業	○震災を経験した教職員による講演、安全教育プログラムに基づく教育手法等の研修から、「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる安全教育の徹底、教職員の危機管理能力や防災対応力の向上を図る。 ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 -防災教育副読本(小3、中1) -防災ハンドブック(高1) ○「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育を推進し、地震等の自然災害に対し「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる。(安全教育研修会の開催、防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等)	○県内公立学校において、防災の授業及び避難訓練は確実に実施されているが、取組内容に温度差があるため、質の向上を図る必要がある。 ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 -防災教育副読本(小3、中1) -防災ハンドブック(高1)	○安全教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100% ○「高知県安全教育プログラム」※改訂版)に基づく防災を含む安全教育の充実 -防災の授業の実施100% -小中学校(各学年5時間以上) -中等学校(各学年3時間以上) -様々な状況を想定した避難訓練の実施100% -各学校(年間3回以上) ○防災教育における教材の活用率の向上	○安全教育研修会の開催(学校基盤) 【方法】Webによるオンデマンド形式で実施(7/19~8/30) 【内容】当時小学生で震災体験をされた方の講演動画視聴、高知県学校安全総合支援事業のモデル地域(高松校)の実践報告書の閲覧、文部科学省学校安全e-ラーニングの実施等 ○研修の課題として提出された、各学校の学校安全計画等の内容の把握、指導 ○安全教育研修会の研修内容をアンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 ○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付 ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発	○安全教育研修会の開催(学校基盤) 【方法】Webによるオンデマンド形式で実施(7/20~8/31)全ての公立学校教員を含む455名が受講 ○安全教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100% ○防災教育教材を県内全ての小学3年生、中学1年生、高校1年生に配付完了(3月下旬) ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を安全教育研修会で紹介、当該HPに記載	R5アンケート結果から【評価】目標はほぼ達成。今後も本事業を継続し、教職員の安全教育の徹底、教職員の危機管理能力の向上や防災対応力の向上を図られた。 ○安全教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100%を達成 ○「高知県安全教育プログラム」※改訂版)に基づく防災を含む安全教育の充実 -防災の授業の実施100%を達成 -小中学校(各学年5時間以上) -中等学校(各学年3時間以上) -様々な状況を想定した避難訓練の実施100% -各学校(年間3回以上)を達成 ○防災教育における教材の活用率の向上(小96.2%、中94.9%、高71.9%、特40%) 【課題】今後とも学校の安全教育の質の向上を図っていく必要がある。	
学校安全対策課	97	防災教育研修会 (令和4年度より「安全教育研修会」) 【R6:96番に統合】	震災を経験した教職員による講演、安全教育プログラムに基づく教育手法の演習や実践発表等の研修から、「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる防災教育の徹底、学校や教職員の危機管理能力や防災力の向上を図る。						
学校安全対策課	98	防災教育指導事業 【R6:96番に統合】	防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等、防災教育についての環境整備を通して、安全教育プログラムに基づく防災教育の徹底を図る。						

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
学校安全対策課	97	実践的防災教育推進事業 (令和4年度より「高校生防災学習推進事業」と「学校安全総合支援事業(災害安全)」)	「高知県高校生津波サミット」の取組を通じて、高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 モデル地域を指定し、拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	○「高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、新聞宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。しかし、高校における防災意識や活動に温度差が見られるため、サミットの実施内容を検討するとともに、実践校の形次や交流を図る工夫が必要である。 ○モデル地域の市町村に対しては、学校安全推進体制を構築するための支援が必要である。	○県立学校等において、防災リーダー組織が構築され、高校生による主体的な防災活動が展開されている。 ○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で地域や学校の防災上の課題に応じた防災教育が展開されている。	○「高知県高校生津波サミット」における実践校の拡大交流 ○「高知県高校生津波サミット」の成果を啓発 ○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組の成果報告の機会を設定、県内の地域への普及	○「高知県高校生防災サミット」 第1回学習会 8/9 第2回学習会 8/5 被災地訪問 8月下旬 「世界津波の日」高校生サミット参加 10/23-24 「世界津波の日」高校生サミット参加 10/23-24 防災士資格取得への支援 10月～2月 「高知県高校生津波サミット」開催(11/16) ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催、拠点校の取組み発表 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告	○「高知県高校生津波サミット」 第1回学習会 8/18 実践校11校44名参加 第2回学習会、フィールドワーク 8/23 実践校9校 名41参加 ・防災士資格取得への支援(高校生6名資格取得) ・「高知県高校生津波サミット」開催 11/11 42校142名参加 ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・室戸市(佐喜浜中)、南国市(香長中)、香美市(香長小)、土佐市(蓮池小)、四万十市(八束小)、県立中学校 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会(10月～12月) ・推進委員会(県主催)で拠点校の実践発表を行い、県内学校に取組を周知(R6 2月1日) ・安全教育研修会(県主催)における実践報告(R6 7月～)	○「高知県高校生津波サミット」2回行った学習会や高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成が図られた。高知県高校生津波サミットに参加した生徒・教職員アンケート結果では、3、8と高い評価だった。今後には地域・津波によりおられることなく災害を総合的に学ぶ機会とする必要がある。 ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域全体で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築できた。その仕組みを県内に普及した。 ○学校安全総合支援事業が実施できるような働きかけが必要である。(H23～現在まで14市町村が実施)
学校安全対策課	①	学校防災アドバイザー 【R5削除】	県内の大学等の有識者を学校防災アドバイザーとして学校に派遣し、各校の避難場所・避難経路等について専門的知見から助言を行うことを通じて、学校防災マニュアルの見直しや避難訓練の改善等、安全管理の強化を図る。						
学校安全対策課	98	防災キャンプ推進事業 【R1廃止】	学校等を避難所と想定した生活体験等を地味住良や保護者の協力を得て実施する防災キャンプを、市町村へ委託して実施する。						
幼保支援課	99	南海トラフ地震対策研修等事業	園の防災に対する意識の向上に係る研修や各園の防災マニュアルの検証・情報交換等を行い、保育所・幼稚園等の防災力の向上を図る。	各園の防災マニュアルを充実させ、避難訓練等に活かし、保育所・幼稚園等の防災力の向上につなげることが必要。	園児が、災害発生時に、保育者の指示のもと、適切な避難行動をとることができる。	○園児が適切な避難行動ができるよう、保育者の知識の習得や防災に対する意識の向上を図る。 ○研修において、防災マニュアルの検証・情報交換等の場をもち、防災マニュアルの充実を図る。	○県内3箇所で開催を開催。 (BCPの策定等について)	○研修後アンケートの回答者全てが「研修内容が今後防災マニュアルに活用しており、実研修により園での防災意識の向上につながることができた。 ○令和6年度は具体的な防災活動の紹介や各園におけるBCPの策定について研修を行うことで、各園でのさらなる防災力の向上を図ることが必要。	
生涯学習課	100	新・放課後子ども総合プラン推進事業(うち、放課後子ども教室等の安全対策) ※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)
人権教育・児童生徒課	101	高知県いっしょいプロジェクト推進事業 ①子どもの発達を支える 生活指導調査研究事業(R5～) ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31～) ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業(R5～) ※R4まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業(～R4) ②学校活性化・安定化実践研究事業(～R4) ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※R1まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生活指導の視点を中心として位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点①～③は事業名に対応 ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校における取組の充実を図る。 ※R1まで ○実践研究の視点①～④は事業名に対応 ①市主体の取組の充実を図る ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。	○生徒指導上の課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実させる必要がある。 ・現在ある学校行事や体験活動を、児童生徒主体の取組として工夫改善する。 ○各学校において発達支持的生徒指導、課題未然防止教育(プロアタイプ)と課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導(リアティブ)の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○積極的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなにはいとおこがある」と思いますが)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(R6年度末目標値: 83.3%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の積極意欲(「あなは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(R6年度末目標値: 88.4%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の自己指導能力の育成群を90%以上に引き上げる。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度)や年間、校種間で誰か一人の推進指導や実践に対する指導助言 ○推進校における積極的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の実践上の視点を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実(絆づくり) ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における早期発見対応的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ○推進校の取組共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事(担当者)等での実践発表等を通して、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を1)魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっしょいプロジェクト」を活用し、効果的な実践の普及を図る。 ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な発達支持的生徒指導の実践の普及を図る。	○推進校・推進地域の指定 ①3市 ②小学校、1市町 ③1中学校区 ○学校訪問(アドバイザー、指導主事、SC等)→発達支持的生徒指導の組織的な推進に対して指導助言の実施。課題予防的生徒指導の組織的な取組の充実。 ○各推進校・推進地域において年間10～20回、推進会議・研究授業・校内研修等を実施。 ○専門家を入れた校内支援会を年間4回以上実施。 ○推進リーダー会議(4/22/7/16/11/18/2/7)、学校支援会議(7/16)を実施。 ○公開授業研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事(担当者)等での実践発表等を通して、県内各校への取組の普及を図る。 ○小中連携した取組を行うことで、教職員の協働性が高まり、取組の向上が見られた。 ●自然として教師主導の活動が多くを占める推進校もあり、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、居場所づくりと絆づくりをバリエーション高く行うことが課題である。 ●少しでもスキルがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを学年間・校種間で引き継ぐためのSC・SSWの効果的な活用が必要である。		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
子育て支援課	102	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)
高等学校課	103	21ハイスクールプラン 推進費 ※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)
【全所属】	104	【全所属事業】	・子どもの地域活動などへの参加 事例や活動に関する情報提供				適宜実施		

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6成果・課題(C)
子育て支援課	105	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型・特定型、こども家庭センター型)、地域子育て支援拠点)に対して補助する。(市町村が設置することも家庭センターや子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターの運営費等の支援)	○子育て世代包括支援センターは38か所に設置済み(合計34市町村)R4.4月現在 ※H27年度から事業開始 ○利用者支援事業(基本型)において、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターなどことができる経験のある職員が不足している。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。	○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市町村設置 ○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援 ○市町村への事業の周知	市町村への利用者支援事業及び地域子育て相談期間の周知を行うほか、国の交付金や県人口減少対策総合交付金の活用を促す。また、地域子育て支援センターの利用促進のための土曜開所や、住民参加型の子育てのための子育てピアサポーターや地域ボランティア等の活動促進を働きかける。	・香南市及び四万十市において新たに利用者支援専門員を合計5名養成(養成費用は県単)した。 ・地域子育て支援センターにおける子育てピアサポーターや地域ボランティアとの連携については、R6年度が30施設であったのに対し、R6年度は12月末時点で33施設に増加した。	【評価】 ・R4年度に利用者支援事業を開始した2市(香南市及び四万十市)において、新たに利用者支援専門員を養成し、利用者支援体制の強化を図った。 ・子育てピアサポーターや地域ボランティアとの連携については、R6年度12月末時点でR5年度の実績を上回り子育て家庭に寄り添った支援が充実している。 ・子育て世代包括支援センターが令和4年度に全市町村に設置され、妊娠前から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う体制ができた。今後は、こども家庭センターの設置等を通して、児童福祉分野との連携強化を図る必要あり。 【課題】 ・利用者支援事業(基本型)については、地域子育て支援センター(一般型)の支援員2名とは別に、プラス1名職員を配置する必要がある。人手不足の市町村では、事業化に至らない。また、利用者が少ない市町村では、必要性を感じていない。
子ども家庭課	新規 106	地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型))	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型))に対して補助する。(市町村が設置することも家庭センターの設置促進)	○母子保健部門の子育て世代包括支援センターは全市町村、児童福祉部門の子ども家庭総合支援拠点は22市町村に設置(R6.3月現在) ○妊娠前から子育て期まで切れ目のない相談支援体制が構築されつつある。 ○児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している。	○市町村における、こども家庭センターの設置が進み、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制が強化される	○こども家庭センターの円滑な設置促進 ○職員の専門性の向上など子ども家庭支援の充実 ○学校などの関係機関との連携した支援体制の充実	○こども家庭センターの円滑な設置促進 ○職員の専門性の向上など子ども家庭支援の充実 ○学校などの関係機関との連携した支援体制の充実	○交付決定市町村数:16	
地域福祉政策課	107	重層的支援体制整備事業	介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業を一体的に補助し、全市町村における包括的な支援体制整備に向けた支援を行う。	【現状】 ・8050問題などの複合課題に対応するため、分野横断的な多機関協働型の包括的な支援体制の整備に取り組む市町村数はR4年度は6市町村→R5年度は19市町村→R6年度は24市町村→R7年度は27市町村と増える予定 【課題】 ・支援が必要な方を早期発見し、適切な支援につなぐには各分野の専門職やボランティアなどによる支援ネットワークの構築と併せて、なるべく多くの居場所や社会参加の場の創出が必要 ・地域の支え合い活動には、県民の理解促進と参画意識の醸成が必要	・包括的な支援体制の整備に取り組んでいる市町村数(R4:6市町村→R5:19市町村→R6:24市町村→R7:27市町村) 【新規】地域共生社会講座動画(～9月制作、10月公開) ①人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくり ②地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大 ③県民の理解促進と参画意識の醸成 ・全市町村が実質的に包括的な支援体制の整備に取り組む、複層化・複合化した課題が早期に発見され、支援に確実につながる状態 ・複層化、複合化した課題についても、関係機関が連携しながら解決に導くことができる状態	(1)市町村の多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進(たて余) (2)「つながり」を実感できる地域づくり(よこ余) ①人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくり ②地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大 ③県民の理解促進と参画意識の醸成	【拡充】トップセミナー(5月～6月) ・市町村長訪問(5月～6月) ・ソーシャルワークの網の構築プロジェクト ・気づいてつく高知地域共生社会研修(通年) 【新規】地域共生社会講座動画(～9月制作、10月公開) ・ブロック別四者協議(8～9月) 【拡充】重層的支援体制整備事業導入研修(10月) ・包括的相談支援対応力向上研修(12月) 【拡充】コミュニティソーシャルワーカー養成研修(6～9月) ・高知地域共生社会推進宣言企業の募集(通年) ・研修型 ・高知地域共生社会推進宣言企業との大学生との協働による新たな地域活動(6月頃～)	＜たて余の取り組み＞ ・市町村長、副市町村長、財政課長等を対象としたトップセミナーや、市町村長訪問により、重層的支援体制整備事業(以下、重層事業)を活用した包括的な支援体制の整備について、トップダウンによる取組促進を実施。 ・また、ブロック別意見交換会や重層事業導入研修における好事例の横展開により、体制整備の必要性や重層事業のメリットについて、ポトムアップによる伴走支援を実施。 【実績】 ・首長トップセミナー:R6.5.28(オンライン参加132名) ・市町村長訪問:R6.5.27～R6.10.18 ・ブロック別意見交換会:R6.8.22～R6.10.11(県内市町村をブロックに分けて現地開催) ・地域共生社会推進アドバイザー:R6.7.5、R6.11.5、R7.1.27、R7.2.17(延べ4回、3町へ派遣) ・重層事業導入研修:R6.11.6(オンライン参加112名) ・包括的相談支援対応力向上研修:R7.1.23(参加72名)	＜よこ余の取り組み＞ ・重層事業を活用して包括的な支援体制の整備に取り組む市町村が拡大する中、市町村の体制整備の状況に応じた伴走支援が必要。 ・重層的支援体制整備事業の必要性や財政的メリットよりも事業実施に係る事務や調整等の負担感が大きいことでも事業実施に至らない市町村や、実施市町村においても支援体制の実施に濃淡があり、課題に応じた個別支援や好事例の横展開が肝要。 ＜よこ余の取り組み＞ ・県民の行動につなげていくため、高知地域共生社会研修や高知地域共生社会講座動画を継続的に活用し、さらなる理解促進と参画意識の醸成が必要。 ・高知地域共生社会ポータルサイトの掲載内容のさらなる充実及び情報発信が必要。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
								220人(R6.8～R7.3月末時点) ・高知家地域共生社会講座動画の制作、 YouTube配信・再生回数741回(R6.11.29～R7.3月 末時点) ・高知家地域共生社会推進宣言に参画する企 業・団体数:69(R7.3月末時点) ・高知家地域共生社会推進宣言企業等の取組紹 介記事の掲載:8件(R6.8～R7.3月末時点)	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
子ども家庭課	108	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業による早期の養育環境改善のために、訪問者の人材育成及び資質の向上が必要。	乳児家庭全戸訪問事業の周知及び本事業を活用した地域での見守り及び支援体制の構築が図られている。	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	○補助金を活用しない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。	○交付決定市町村数 ・乳児家庭全戸訪問事業：17 ・養育支援訪問事業：16	○事業の実施(補助金の活用)をしていない市町村に対してニーズの確認及び利用の促進が必要である。
子ども家庭課	109	子どもの見守り体制推進事業 【R6廃止】	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保護と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつなぐための要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	H30目標 12市町村への児童虐待防止コーディネーターの配置	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	○R6廃止(他事業に再編)	○交付決定市町村数：21 (子ども家庭総合支援拠点設置市町村：22)	○交付金の活用により設置が進んできた。令和6年度以降は子ども家庭センターへの設置促進に向けて、他の補助金の活用等により引き続き設置の促進が必要である。
子ども家庭課	110	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業、子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)に対して補助する	○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけで、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	○里親の新規登録の推進により委託が促進されるよう取り組んでいく。 ○地域協議会の連携強化や専門性の向上に向けて、補助事業の活用促進などにより充実を図っていく。	○交付決定市町村数 ・子育て短期支援事業：22 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業：5 ・子育て世帯訪問支援事業：7 ・親子関係形成支援事業：2 ・児童育成支援拠点事業：0 ○子育て短期支援事業に係る里親名簿の提供市町村数：7	○子育て短期支援事業については、受入先が少ない現状があるため、里親への委託を引き続き推進していく必要がある。
子育て支援課	111	安心子育て応援事業 【R3廃止】	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助						
子育て支援課	112	地域子育て支援センター等機能強化事業(母子保健・子育て支援総合交付金(R5～R6)地域子育て支援センター等機能強化事業(～R4))	市町村や団体・企業等が行う子育て支援の取組に対して補助 ・施設整備事業 ・環境整備事業 ・市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援に資する事業 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う子育て支援に資する事業 ・臨時託児室の設置事業	○子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターの設置は進んできたが、「相談先がわからない」「情報がキャッチしづらい」などが課題。 ○子育て世代のニーズが高い支援サービス(一時預かり等)の提供は十分でない。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○「高知県母子保健支援事業費補助金」「高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金」及び「高知県ファミリーサポートセンター運営費補助金」の3つの補助金を統合し「母子保健・子育て支援総合交付金」をR5年度に新設、R6年度には、新たに「人口減少対策総合交付金」が制定され、本交付金に統合された。 ○市町村や団体・企業等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう市町村への働きかけを行う。	○子育て家庭の孤立化の防止や地域全体で子育てできる機運を醸成するため、既存の活動事例等の周知等により、「子育てピアサポーター」や「地域子育てボランティア」など地域資源の活用を促進する。	○地域子育て支援センターにおける子育てピアサポーターや地域ボランティアとの連携については、R5年度が30施設であったのに対し、R6年度は12月末時点で33施設に増加した。	【詳細】 子育てピアサポーターや地域ボランティアとの連携については、R6年度12月末時点でR5年度の実績を上回り子育て家庭に寄り添った支援が充実しつつある。 【課題】 子育て家庭が身近な地域でできるに相談できる環境づくりの推進のためにも、ピアサポーターや地域ボランティアが活動する市町村及び施設の更なる増加が必要。
子育て支援課	113	住民参加型子育て支援推進事業実施委託事業	子育てサークル等の地域資源を活用し、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、住民主体の子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施	○0～2歳のうち未就園児は約4割あり、このような子育て家庭に孤立化しないよう、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成が必要 ○子育て家庭の負担感を軽減するため、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て講座や交流の場の拡充が必要 ○子育てで役立つ情報を届けるためには、地域毎の子育て支援サービスやイベント等のコミュニティ情報をきめ細かく収集し、タイムリーに発信することが必要	○地域における子育て支援活動の担い手の増加 ○住民主体の子育て支援サービスの充実	○子育てサークル等の地域資源を活用し、地域における子育て支援者を確保・育成する	○令和5年度に引き続き、子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化や子育て講座や交流の場の提供を支援 ・子育て支援活動の情報発信を実施	○子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化 ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援 ・1地域(高知市潮江地区) 第1回R6.6.11 参加者：24人、第2回R6.8.6 参加者：21人、第3回R6.12.12 参加者：18人 ・交流会又は情報交換会の実施 高知市(近ノ口地区) R6.7.18 参加者：49人 四万十市 R6.11.10 参加者：60人 いの町 R7.3.8 参加者：13人 ○子育て講座や交流の場の提供 ・16サークル41講座 ○子育て支援活動の情報発信 ・子育て応援アプリ：25件 ・Instagramで情報発信：投稿数53件 ・その他WEBサイト掲載：63件 ・広報誌の発行1回	【詳細】 事業の検証：研修会等の参加者にアンケートを実施し、事業効果等を検証(アンケート対象者：①1地域(高知市潮江地区) ②全体的な事業で、9割以上「良かった」又は「非常に良かった」と回答。また、事業の必要性については、全ての事業で8割以上が「必要と思う」又は「少し必要と思う」と回答。 ・子育て交流会の開催により、子育て支援関係団体が情報交換を行う中で、互いの活動内容や考え方について理解を深め子育て支援活動のネットワークを広げることができた。 【課題】 ・幅広い子育て支援者のネットワークづくりでは、事業効果が得られにくいことから、地域子育て支援センター職員やファミリーサポート提供員といった既存の子育て資源に開いたネットワークづくりにより、子育て支援者の育成・スキルアップにつなげていく必要がある。
子育て支援課	114	子育て支援員等研修事業	地域子育て支援センター等の人材育成及び資質の向上に向けた研修開催	○研修を修了した人材を地域子育て支援拠点等で活用する仕組みが、養成した人材が現場へつながらなくなっている。	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点等で活用され、継続的な支援体制が構築される。	○研修修了者が地域子育て支援拠点や市町村とつながることができる仕組みを構築する。	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業42人受講 41人認定 ・ファミリーサポートセンター事業12人受講 12人認定 ・子育て支援員現任者研修 ・地域子育て支援拠点事業30人受講	【詳細】 地域の実情やニーズに応じた子育て支援の担い手の養成により、令和6年度までに子育て支援員認定者数は、地域子育て支援拠点：642人、ファミリーサポートセンター：214人となり、子どもが健やかに成長できる環境や体制の確保につながっている。 【課題】 ・子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修や取り組みの好事例が横展開できる交流の機会が必要。
子育て支援課	115	出会い・結婚・子育て応援コーナー(子育て相談) 【R4廃止】	専門職員を配置し、妊娠前から子育て期までの相談支援、地域子育て支援センターの機能強化に向けた支援を実施	高知家の出会い・結婚子育て応援コーナーに専門相談員(助産師)を2名配置(非常勤職員1名/アドバイザー1名) H29年度実績 電話相談：22件 出張相談：181件	総合的な相談受付窓口での相談件数(結婚相談除く)400件(第3期Ver0.1日本の健康長寿県構想H37年度末の姿から抜粋)	○子育て支援センター及び子育てサークルへの相談窓口の周知及び活用促進 ○Facebook等による子育てに関する情報発信			

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
幼保支援課	116	多機能型保育支援事業	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育てを地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本業業務の多忙や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。 ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○多機能型保育事業の実施40箇所（H31目標） ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいる。 ○多機能型保育事業の取組発表（交流会）の実施 ○子ども誰でも通園制度をはじめとする園の新たなこと、子育て施策の活用も含めて、保育所等を通じた子育て支援の充実を検討	○市町村や保育所等への個別訪問 ・実施例や補助金の紹介、事業実施の働きかけ ○関係団体との協議（保育者等人材確保事業連絡会）（6月） ○多機能型保育支援事業実施園等との交流会（9月） ○東武園児を招いた5園合同イベントの開催（11月） ○保育所等が行う子育て支援情報をホームページやSNSで紹介 ○多機能型保育支援事業の実施：17箇所	○地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されている。 ○保育所等の本来業務が多忙であることや、人材確保が難しいことなどから、事業実施が一部にとまっている。	
子育て支援課	117	「うちプレまnet」運営委託事業	親子のふれあいを大切にするための取組として、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきている。 ○子育てでの相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。 ○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の告知 ○R4.10月サイリニリニューアル ○R5年度新コンテンツ開設	・子育て応援アプリのコンテンツの充実 ・子育て応援アプリによる市町村や子育て支援サービス期間から子育て家庭への情報発信の強化 ・アプリを活用した気軽に相談できる環境づくり	○アプリに父親の育児支援コンテンツGO！トストハバい作成 ○子育て家庭の参加型キャンペーンの実施 ・中高生アンケートキャンペーン実施（501件参加） ・父親育児支援と連携したキャンペーン3回実施（435件参加） ・子育て支援施設等利用促進キャンペーン3回実施（1,749件参加） ○子どもの月齢に応じたメッセージや情報の定期配信サービスリニューアル（プレまLINE一めはwellアプリに移行） ○プレまnetの電話やメールによるハバママ相談に加えて、子育て応援アプリ内にチャット相談機能を追加	【詳細】 アプリによる子育て支援情報の充実や、アプリユーザー同士の交流の場となる掲示板の運営、キャンペーンの実施により、子育てに関するポジティブな情報発信や子育て家庭が必要とする情報の提供ができています。 ・子育て応援アプリ件数：40,697件（R6） ・ハバママ相談：327件（R6） 【課題】 身近な地域の子育て支援サービスの情報や子育て応援の店の利用など、子育てで悩みに役立つ情報発信の充実を図る必要がある。	
幼保支援課	118	園内研修支援事業	子ども一人一人に生きる力の基礎を育む教育・保育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進するとともに、教育・保育の質の向上を図る。	○研修への参加が困難な臨時・パート職員を含む保育者の学びの場となるよう、園全体で取組むことのできる研修体制を作ることが必要である。 ○計画的・組織的な研修体制の確立のため、ブロック別園内研修支援2か年で実施できるよう働きかけられているが、継続した取組につながりにくい地域や園もある。ニーズに応じた支援を続け、研修への認識を高めていく必要がある。	○保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づく教育・保育についての園内研修が実施されている。 ○研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を越えた実践研修や公開保育が定期的に行われている。 ・質の向上ガイドラインを問うを活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合：80%以上	○園内研修支援 ・外部からの講師等を招聘して行う保育者見学の園内研修の実施の呼びかけ ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣 ・高知市との連携による園内研修支援 ○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けての「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用	○園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の実施：178回 ・ブロック別研修支援：115回 ・うち高知市との連携による園内研修支援：58回 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣 ○ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合：79.4%	○ガイドライン等を活用し、園内における保育の振り返りや職員間の話し合い等、アドバイザーなどの園への訪問支援等で、保育の見直し・改善を行った園が増加した。 ○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知し、活用を促す必要がある。 ○各地域、各園の教育・保育の課題に基づいた実践が日常的・継続的に行われるよう市町村主催とさらに連携して支援していく必要がある。	
幼保支援課	119	親育ち支援推進事業（基本的生活習慣向上事業を除く）	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○良好な親子関係や子どもへのかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に関わりあう機会が多くなる。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。 ・親育ち支援に関する年間研修計画を作成している園の割合：80%以上 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全国での親育ち支援の充実につなげる。 ・親育ち支援担当者研修参加率50%	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座 ○親育ち支援に関する研修計画の作成	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会：1回（2月） ・親育ち支援講座：2回（7月、9月） ○親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：77.3%（218園/282園）	○全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行った体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 ○親育ち支援に関する研修計画を作成している園は年々増加しているため、内容の充実が必要である。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者があり、園により研修参加率の差が大きい。園や市町村のニーズや課題に応じた研修実施への支援が必要である。	
生涯学習課	120	家庭教育支援基盤形成事業	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出席講座を実施することにより、家庭教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。 ○実施市町村数：16市町村以上 ○家庭教育支援チーム：6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	(1)地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭教育力の向上している。 ・家庭教育支援基盤形成事業、20市町村 (2)多くの家庭がよりよい生活習慣の確立に向け「取組、多くの子どもたちに規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。 ・「毎日同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合：85%以上かつ全国平均以上 ・「毎日、同じくらいの時刻に起きる」児童生徒の割合：95%かつ全国平均以上	(1)家庭教育支援への助成 ・家庭教育支援基盤形成事業：18市町村、うち家庭教育支援チーム4市町村、事業実施市町村への訪問・学校や地域での出席講座を実施、高知県PTA研究会の開催：143名（8月） (2)「親の育ちを応援する学習プログラム」活用研修の推進 ○全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、継続的な啓発や研修会等が必要である。 ・保護者や家庭教育担当者等を対象とした出席講座を実施する。 ○保育所や幼稚園、子育て支援センター等の職員や保護者からの子育てや家庭教育に関する研修依頼は増加している。今後も地域におけるファミリーリーダーを活用した自主的な研修の実施を推進し、子育てや家庭教育に関する地域の支援力向上を図る必要がある。		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30～R6成果・課題(C)
								<p>*1高知家の早寝早起朝ごはんフォーラム2024」の開催：288名（視聴回数）（1～2月）</p> <p>「地域の支援力のさらなる向上を図るため、「親プロ」を活用した研修や、認定ファシリテーター養成研修会を継続して実施する。 ○引き続き、早寝早起朝ごはん県民運動を推進するため、様々な機会を通じて、より規則正しい生活習慣の重要性を周知する必要がある。 ・学校等での「生活リズムチェックカード」の活用を促進するとともにフォーラムやPTA研修会での周知を図る。</p>	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30~R6 成果・課題(C)
高等学校課	140	定時制通信制教育振興費	勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制・通信制の課程に在籍する生徒に対し、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	○定時制・通信制の課程に在籍する生徒には、経済的に厳しい状況にある者もあり、支援が必要である。	○定時制通信制の生徒を経済面から支援し、多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学びの実現が着実に進んでいる。	○制度の周知 ○要件を満たす希望者への支給	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	生徒の申請により給付又は貸付を実施した。	生徒の申請により給付又は貸付を実施した。
子ども家庭課	141	児童養護施設等児童措置費(児童自立生活援助事業)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童等に対し、自立援助ホーム、児童養護施設、ファミリーホームなどから通動させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者が社会的自立を促進するために不可欠であることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。	児童措置委託にかかる経費の支出	自立援助が必要な児童に対して自立援助ホームにおいて適切に児童自立生活援助を実施。	・自立援助ホーム入所者数11名(内県内施設9名)	・施設退所者や中卒児童等に対して、自立に向けた援助が適切に実施された。
子ども家庭課	142	社会的養護自立支援事業(生活相談支援) 【R6から廃止】	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	R6廃止(他の事業へ再編)	・県内3ヶ所の児童家庭支援センターに事業を委託して実施。 ・1ヶ所に配置した。支援コーディネーターが、本人の意向を反映させ、退所後の継続支援計画を作成。	退所後の生活や修学、終了等に支援を要する退所者への支援の充実が必要。
子ども家庭課	新規 143	社会的養護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互交流の場を提供し、必要な情報提供や相談支援を行うなど、将来の自立に結びつける。	施設入所児童等に対する入所中から学習・自立支援の実施や自立支援コーディネーターの配置など支援体制の充実が図られてきた。	・施設退所後も必要に応じて、適切な支援につながり、自立に向けた安定した支援が受けられる。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援拠点事業の実施	県内1ヶ所の児童家庭支援センターに事業を委託し、相互交流の場の提供、支援計画の策定、生活上の問題や職場の問題に関する相談支援を実施。また、心理療法が必要な場合に適切に対応できるよう心理療法連携担当職員を配置。	・交流の場の提供40名 ・支援計画の作成44名 ・相談支援(生活相談)1,476名 ・相談支援(就労相談)189名 ・心理療法連携支援127名	引き続き退所後の生活や修学、終了等に支援を要する退所者への支援の充実が必要。
生涯学習課	144	若者の学びなおしと自立支援事業	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 27%以上(国事業実績を除く)	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、関係機関との連携)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーションセミナー等の各種セミナーの実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○地区別連絡会・高等学校担当者会(5~6月) ○若者はばだけプログラムを活用した研修会の実施 3回(7~11月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12~2月)	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学及び就職支援 ・臨床心理士による面談 331件 ・アウトリーチ型支援の実施 756件・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 新規登録者数:141名 単年度進路決定率:31.1% 進路決定者数85名 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ・参加生徒数 学校連携出張セミナー149名(実人数) 個別相談21名(実人数) ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(5~6月) 6地区・参加者計:101名 ○若者はばだけプログラム活用した研修会の実施 3回(7・8・10月)参加者:延べ66名 ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(3月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(7月・9月・1月) 進路未定者数:13市町31名(1月調査時)	●新規登録者数は141名(前年度比-11)と減少したが、来所のべ人数は6,153名(前年度比+103名)と増加している。また、進路決定者数も85名(前年度比+3)と増加した。 ・中学校卒業時の進路未定者や高校中退者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ・人間関係の構築に困難を抱えるなど、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催を通じて、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。 ・支援対象者に合った適切な支援ができるよう関係機関と連携し、適切な支援機関につなげる必要がある。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30~R6 成果・課題(C)
子育て支援課	146	「こうちブレマnet」運営委託事業 ※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)
子育て支援課	147	子育て講座 (H30:地域子育て支援推進事業) 【R3廃止】	地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。						
子育て支援課	148	住民参加型子育て支援推進事業実施委託事業 ※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)
幼保支援課	149	親育ち支援推進事業 (基本的生活習慣向上事業を除く) ※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)
警察本部人身安全・少年課	150	親子の絆教室開催推進事業	県内の幼稚園・保育園において、少年補導職員・警察官等が、園児の保護者等に対して、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	保護者等に対して、幼少期における親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成して、3年間で全園一巡を目標とする。	幼児期の子どもやその保護者を対象とした親子の絆教室開催を継続して行い、3年間で全園一巡を目標とする。	進捗状況を管理し、令和5年~令和7年で全園一巡を目標とする。	前期(令和2年~令和4年)未実施の幼稚園、保育所に対し親子の絆教室の趣旨や重要性を説明し、実施率100%を目指していく。	令和6年度中、幼稚園11施設、保育所76施設、認定こども園等8施設、合計95施設において実施。令和5.6年中の実施率は66.4%であった。	2年間で66.4%実施することができたので、今後も引き続き幼稚園や保育所等に親子の絆の醸成や家庭における教育の必要性を啓発促進する。
子育て支援課	151	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)
文化国際課	152	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)
生涯学習課	153	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)
文化国際課	154	県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成)	児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。	○ジュニアオーケストラ団員の確保	○音楽や舞台芸術を通して次世代の文化を担う人材を育てる。	○ジュニアオーケストラの育成や、高校演劇への舞台技術研修の継続。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会(高校演劇の技術指導)	○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ・こち環境博2024 ・高知県芸術祭オープニングイベント ○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会(高校演劇の技術指導)	○年間活動を通して、合奏技術や音楽的表現を高める育成事業であり、音楽を通じた人間形成と協調性を育む事を目的としている。講師の指導と団員の努力により、日々成長している。 ○施設外演奏は普段とは異なる客席に演奏を披露する貴重な機会である。R6高知県芸術祭では開幕を飾るオープニングイベントにて日頃の成果を披露し、文化芸術の振興に貢献した。 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会 高校生を対象とした舞台技術の実践講習会を開催。照明・音響・舞台装置の基礎を学び、演劇活動を支える裏方の重要性とチームワークを体験する機会としている。
文化国際課	155	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)
小中学校課	156	学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 【R2廃止】	学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。さらに、平成31年度より「国語科授業づくり講座」を実施し、国語科を軸とした授業づくりのプロセスを研究することを通して、組織的な授業改善を推進するとともに、日常的に授業研究に取り組み風土づくりを行い、自ら学び続ける教員の育成と指導力の向上を図る。						
小中学校課	157	教育文化祭 ※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)
高等学校課	158	感性を育む教育推進費 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こうち総文)終了 ※再掲(43番)							

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
業務衛生課	159	薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新5か年 戦略推進事業	若年者が覚醒剤や大麻等の薬物の誘惑をね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。	○平成29年度薬物乱用防止教室実施状況(県教育委員会調べ) 中学校 94校/105校(89.5%) 義務教育学校 2校/2校(100%) 高等学校(全日) 33校/35校(94.3%) 高等学校(定時制等) 14校/16校(87.5%) ○効果的な薬物乱用防止教室の内容検討	○関係機関と協力して各中学校・高等学校で少なくとも1回の薬物乱用防止教室を開催している。	○高知県薬剤師会、学校薬剤師協会と連携し、研修会の開催等、学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実施に向けた取組を確実に進める。 ○教育委員会、県警等関係機関と連携し効果的な薬物乱用防止教室の実施について検討する。 ○地域に根差した啓発を継続して行い、乱用薬物に対する正しい知識の普及・啓発を行う。	○県教育委員会、県警、県の協働による、小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ○薬物乱用防止教室講師(薬物乱用防止推進員等)に対する研修を実施 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの継続実施 ○「ダメ、ゼッタイ。」6、26ヤング街頭キャンペーンの実施(全地区協議会における実施) ○薬物乱用防止啓発資料の配布及び啓発ポスターの掲示等(イベントの機会等を捉えた啓発)	○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ・46校(1910名)(参考:R4年度22校(1,191名)) ○薬物乱用防止推進員に対して研修会を開催 ・各地区薬物乱用防止推進協議会で実施(県内67市) ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ・ポスター224作品(13校)・標語 256作品(7校) <参考(R4年度)> ・ポスター215作品(12校)・標語 213作品(5校) ○「ダメ、ゼッタイ。」6、26ヤング街頭キャンペーン ・参加者:355名(うちヤングボランティア:135名)3市(6カ所) ○危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発資料の配布・地域のイベントや薬物乱用防止教室での配布 ○令和5年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動高知大会を開催(R5.11.21):高知東生氏による講演等 ・参加者数:約250名(うち学生:約85名)	○薬物乱用防止教室の実施及び講師の育成 ・県教育委員会、県警、県3者の連携を図りながら、薬物乱用防止教室講師の育成が必要 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト ・参加率が低い傾向が続いているため、参加しやすい専集期間での実施等、実施要領の見直しが必要 ・参加率>17%(H30→20%(R1)→13%(R2)→18%(R3)→14%(R4)→16%(R5) ※中でも私立校の参加数0 ○6、26ヤング街頭キャンペーン 県下全地区協議会での実施が必要。 R5年度:3協議会(6協議会中)管内で実施 ○危険ドラッグ等啓発資料の配布 上記キャンペーン等地域のイベント等で各種啓発資料を配布し、正しい知識の普及に繋がった。 ○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動高知大会 多数の学生及び関係者の参加により薬物に依る正しい知識の普及に繋がった。
子ども家庭課	160	万引き防止リーフレット 作成等事業	万引き防止リーフレットを作成し、成果品を活用した取組を展開することにより、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。 コンビニ店舗等における一声運動の取組など他の取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。	・万引きによる検挙補導人数、深夜徘徊による補導人数ともに、昨年より大幅に減少した。 ・一声運動の取組について、啓発ポスターの掲示にとどまらず、効果的な声かけをしてもらえるよう更なる協力依頼が必要	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・無職少年等の自立と就労支援に向けた取組みなどにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。	万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携	コンビニ、スーパー等での声かけ及びポスター掲示について、各市町村の実施予定を踏まえ本社等を通じて各店舗に依頼。	コンビニ、スーパー等での声かけ及びポスター掲示について、各市町村の実施予定を踏まえ本社等を通じて各店舗に依頼。	継続企業を通じて依頼することで、企業から各店舗へポスター配布について協力したいとの問い合わせが増えた。
子ども家庭課	161	万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大	コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけポスター、一声運動対応シートの活用を行う。						
人権教育・児童生徒課	162	ネット問題啓発資料づくり事業 【R3廃止】	ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育・児童生徒課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。						
人権教育・児童生徒課	163	情報モラル教育実践ハンドブック(改訂)R3～ ※ネット問題啓発資料づくり事業に代わる取組として記載	子どものインターネット機器の利用に関するモラルやネット問題の危険性についての認識を高め、自らトラブルを防止しようとする児童生徒の育成や、保護者への啓発を目的とした実践事例集の改訂を行う。	スマートフォンやネット、SNSの利用に伴うトラブルや被害が近年増加傾向にある。自他の個人情報取り扱いやネット上での誹謗中傷・いじめ、インターネット利用の長時間化等の課題があり、インターネットの正しい使い方や理解が十分に浸透していない。	○子どもたちが自身がネット上の危険性を知り、トラブルから身を守ることでできるようになる。 ○PTAや保護者会において、保護者が冊子を活用し、家庭での適切なネット利用についてのルールづくりを進め、家庭における継続した取組が実践される。	○新たな問題等に対応する資料を作成し、ネット問題の危険性やネットの適切な利用等についての理解を深める情報モラル教育の充実を図る。 ○家庭における機器の利用について、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりなどの保護者への啓発をはかるため、保育所・幼稚園等や学校の保護者もPTA研修等で利用できる内容も作成し、啓発や取組の充実を図る。	○情報モラル教育実践ハンドブックの周知を行い、研修等における活用を図る。 ・人権教育主任を対象とした研修会で活用を周知 ・各学校の校内研修での活用 ・PTAが集まる場や研修等での紹介・活用	・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会における資料の周知(5、6月) ・生徒指導主事(担当者)を対象とした研修会で周知 ・研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施	情報モラル教育についての校内研修や授業等における資料の活用状況 R6:小58.0%、中52.7%、高10.6%、特支13.3% ●今後も各研修等において活用の働きかけを行う必要がある。 ●研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修を今後も継続する。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
人権教育・児童生徒課	164	学校ネットハロール事業	インターネット上のいじめ等のトラブルを早期に発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うとともに、ケースに応じて関係機関と連携した総合的な取組を進める。	ネット上のいじめが潜在化・深刻化する状況にあり、監視による早期発見・早期対応にさらに取り組む必要がある。	・ネット上のいじめ等の早期発見・対応により、いじめが深刻化する前に解消している。 ・関係機関の連携により、ネット上のいじめの未然防止や早期対応等の取組がさらに進んでいる。	・小・中・高・特別支援学校に対して複数回、サイトの検索を行い、早期発見・早期対応につなげる。 ・リスクレベル中・高の事業が発生した場合、対応を該当する学校に求め、事業の顕明化を確認できるまで継続監視を行う。 ・市町村教育委員会、県立学校に対しネット啓発の資料を配付し、ネットトラブルや非行の未然防止に努める。	・不適切な書き込み等について、検索・監視を行ったネットハロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事業については、当該市町村や学校へ連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間)	・ネット上の不適切な書き込み等について、日常的に監視を行った。 ・学校ネットハロールを実施(中・高:年6回、小・特支:年3回)し、ネット上のトラブルの早期対応、防止に努めた。 ・啓発資料の配付(小中高生用 年6回)	○ネット上の不適切な書き込み等を日常的に監視することにより、児童生徒の問題行動等を早期に発見し、対応することができた。 ●令和6年度疫種検査数の結果では、97.9%が中学校・高等学校であり、書き込み内容については次の状況である。 ・個人情報流出:82.7% (513件) ・不良・不適切行為等:15.8% (98件) ・いじめ、誹謗中傷、人権問題:1.5% (9件) 令和7年度は中学・高等学校は年12回、小学校・特別支援学校は年6回のネットハロールを実施予定であり、引き続きネット上の検索・監視とともに啓発を続けていく。
警察本部人身安全・少年課	165	非行防止教室開催推進	少年非行抑止の根拠対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	児童・生徒に対して社会規範を守る大切さを教え、入口型非行を中心とした一過性の非行を予防するための心の育成を図る。	○1年間で県内の全小中学校を対象に開催する。 ○刑法犯で検挙・補導される少年の非行率を減少させるための一施策。	進捗状況を管理して計画的に非行防止教室を開催し、刑法犯で検挙・補導される少年(触法少年を含む。)の非行率の減少を図る。	非行防止教室で実施する内容について、SNSや広報紙等を活用して県民への浸透を図り、引き続きと連携し、ニーズに応じた教室を実施する。	令和6年度中、小学校118校のべ354回、中学校63校のべ132回、高校30校のべ41回実施。対象学校のうち62.6%の学校において実施することができた。	県内全ての学校における実施ができていないため、同教室では、非行防止だけでなく、情報モラルやいじめ防止等の教室も実施していることなど、県民へ周知していくことが必要。
小中学校課	166	道徳教育協働推進プラン(R6まで) 道徳教育実践力向上プラン(R6から)	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い考え、議論する道徳の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。	○全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳性に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる。 ○児童生徒が意欲的に考え、主体的に話し合う「考え、議論する道徳」の授業展開(児童生徒の意識60%以上、教師の意識50%以上) ○「地域ぐるみの道徳教育」推進に向けての取組の共有	○全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、道徳性に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる。 ○学校・家庭・地域と一体となった「地域ぐるみの道徳教育」が推進される。 ○道徳科授業実践オープン講座 高知市立一宮中学校 高知市立潮江南小学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会(7月開催) ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷	○道徳科教材研究力向上セミナー(4回) ○道徳科授業実践力向上セミナー(4回) 大豊町立大豊学園 福毛立小筑紫小学校 高知市立一宮中学校 ○道徳科授業実践オープン講座 高知市立潮江南小学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会(7月開催) ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷	○道徳授業づくり講座 拠点校:14回567名参加 指定校:1回48名参加 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 東部(67名) 中部(115名) 西部(60名) ○「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 小学1年生への配付(4月) 一部改訂準備 ○市町村指導事務担当者会で周知及び取組の進捗確認(6月・2月)	○道徳科の授業において、「指導の要点」を明確にした多様な学習指導が行われ、児童生徒が、多様な感じ方や考え方に触れ、自らの考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、話し合い活動などの言語活動を生かした学習が展開されるなど、授業改善が進んでいる。特に、考えを深めるための話し合い活動に取り組んでいると感じている児童生徒や、そのための指導をしている教師の意識は高いものとなっている。しかし、中には、取り入れた話し合い活動によって、児童生徒が多様な感じ方や考え方に触れることができず、自らの考えを深めることにつながらなかった授業も見られる。 ○学校と家庭・地域が一体となって取組を進めるために、道徳科の授業公開や、学校運営協議会などにおいて地域や家庭に学校の道徳教育についての説明をしている学校が増えている。しかし、学校の道徳教育について家庭や地域と協議している学校はまだ少ない現状となっている。	
子育て支援課	167	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)
県民生活課	168	交通安全対策推進事業	各種の交通安全運動を具体的に推進し、広く県民に交通安全意識と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止に努める。	○第10次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める。 ○第11次「高知県交通安全計画」(R6年4月作成)に基づく取組を着実に進める。	○人権尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人一人が、交通ルールを守り正しい交通マナーの浸透を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通安全の実現を目指して交通安全運動を推進する。	○交通安全計画」及び「交通安全運動の推進方針」に基づき、県警、関係機関、民間ボランティア団体等と連携して交通安全対策を行う。	○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○高知県立交通安全子どもセンターにおける交通安全教室の開催 ○交通安全子ども自転車高知県大会開催(県共催)	○自転車マナーアップキャンペーンの実施(5月1日～5月31日) ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施(春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、年末年始の交通安全運動) ○ラジオ広報(10回) ○高知県立交通安全子どもセンターにおける交通安全教室の開催(93回 3,125人参加) ○交通安全子ども自転車高知県大会開催(6/29 県共催)	○令和6年度の交通事故件数・死者数・負傷者数は前年より減少した。特に死者数は昭和27年から県警察が統計を取り始めて以降、最も少ない数字だが、事故(死者数)がなくなることはない。R6年4月作成の第11次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める必要がある。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
私学・大学支援課	169	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象としたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、16歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○県内の児童生徒等が、ヘルメットを着用して自転車通学をする姿が多く見られる。 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識が高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。	○私立学校等の小中高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象とした、ヘルメット購入に係る費用の一部を助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動	○自転車通学の児童生徒を対象にした各私立・国立学校へのヘルメット購入費用の助成を継続 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動	○自転車通学の児童生徒を対象にしたヘルメット購入費用の助成 ・私立・国立学校での助成券申請595件 ・助成券活用320件(購入率53.8%) ○登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。また、全国的にみて、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。児童等の安全を確保するために、ヘルメットの購入を促すことで、着用につなげていく。	
警察本部交通安全課	172	自転車安全教育(スクエアドストリート)	自転車の利用機会が多い子供に対し、スタントマンによる疑似交通事故の演技を間近で見学することで、危険予測能力の向上及び基本的なルール・マナーを高めることなどの交通安全意識の醸成を図る。	○より多くの生徒に対して実施するために、学校、教育委員会との連携及び調整が必要。	○スクエアドストリートに対する認知度の向上及び実施対象生徒数の増加。	○スクエアドストレートの広報啓発活動の強化 ○関係機関団体等との連携強化。	県営予算で県下中学・高校合計10校において、実施予定。(11月上旬頃)	○県営予算内で中学・高等学校合計10校(約1,596名)で実施。 ○JA共済連主催2校(約550名)で実施。	評価 ○疑似交通事故を直視し、自転車事故の危険性を実感し、自転車ヘルメット着用や、自転車ルール遵守の重要性を理解させた結果、交通安全意識の醸成を図ることができた。 課題 ○未実施校を選定するなど、より多くの生徒に体験してもらい、自転車安全利用の推進を図る。
警察本部交通安全課	173	T・S・Nを活用した交通安全教育	県教育委員会を通じ、学校の交通安全教育に必要な交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N(トラフィック・セーフティ・ニュース)を県下全ての中学校及び高等学校に概ね隔月で提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図る。	○対象者に対する、周知の徹底を図る。	○T・S・Nによる啓発活動により、交通安全意識の醸成を図る。	○継続して広報啓発に努める。	引き続き、概ね隔月1回の配布を行い、自転車の安全利用の促進を図ることで、中学・高校生の自転車事故の防止を図る。	○年間5回のTSNを配付し、自転車交通安全教育の実施及び広報啓発活動に努めた。 ○広報内容については、自転車安全利用五則(基本的なルール)の遵守、交通事故発生状況、乗車用ヘルメットの着用を中心とし、中学・高校生の自転車事故の防止を図った。	評価 ○教育委員会と連携し、社会情勢に合わせた自転車の情報を取り入れ、効果的な広報推進を図った。 課題 ○新入学生など新たに自転車通学をする者に対する効果的な教育を行うため、生徒に興味を持たせる内容のT・S・N作成が必要。
警察本部交通安全課	174	自転車交通安全研修(高校生自転車交通安全リーダー研修会)	各高校で交通安全に取り組んでいるリーダー的立場の生徒に対し、参加体験・実践型の自転車交通安全教室の実施により、交通安全意識の向上を図る。同研修修了者を自転車交通安全リーダーとして認定する。	○対象となる学校及び生徒の確保。	○生徒が率先して志願できる環境作り及び広報啓発活動の強化。	○関係機関団体等との連携の強化。	自転車事故の分析を踏まえた情報の発信や自転車交通安全リーダー研修会等の継続実施を図る。	○各学校の生徒会等に働き掛け、警察署と生徒の合同街頭指導など生徒による交通安全啓発活動を推進した。	評価 ○生徒が積極的に交通安全啓発活動に参加することにより、自転車の安全利用など交通安全意識の向上を図った。 課題 ○県内各警察署における自転車事故防止に係る行事の開催や交通安全教育の機会を増やし、更なる自転車交通安全教育を図る必要がある。
警察本部交通安全課	175	交通安全教室	県内各市町村の小学校、中学校及び高等学校において、交通ルールやマナーの講話、模範歩道の正しい走り方、自転車の乗り方や原動機付自転車等の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止を図る。	○交通ルールを学び、交通マナーの向上を図り、交通事故防止に努めてもらう。	○各警察署と連携を図り、各市町村の小学校、中学校及び高等学校に対して実施する。	○対象に合わせた、交通安全教育の実施。	○各署において、世代に応じた交通安全教室の実施や学校や保護者の意見を取り入れた取組の実施を図る。 ○交通安全教育を積極的に推進するモデル校の指定による交通安全啓発活動への積極的な取組を推進した。 ○各警察署において、世代に応じた創意工夫を凝らした交通安全教室を実施した。	○私立工佐女子中高等学校、県立福北高等学校を自転車安全モデル校、県立春野高等学校を自転車ヘルメット着用推進モデル校として指定し、生徒による交通安全啓発活動への積極的な取組を推進した。 ○各警察署において、世代に応じた創意工夫を凝らした交通安全教室を実施した。	評価 ○各警察署において、交通安全教室実施の際、関係機関団体等と連携を図り、効果的な交通安全教育を実施した。 ○学校や保護者の要望、交通事故発生状況を踏まえた効果的な交通安全教育の実施に向け、更なる取組の推進が必要。
警察本部交通安全課	176	自転車のマナーアップ啓発活動	自転車安全利用五則や自転車利用者のルールの遵守徹底を目的とした広報の実施、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入の促進を促し、自転車のマナーアップ向上や交通事故防止を図る。	○自転車条例の周知徹底を図るとともに、ヘルメットの着用及び自転車の損害賠償保険への加入の促進を図る。	○県教委等との連携を図り、交通安全時の被害軽減となる、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険加入の促進を強化する。	○関係機関団体等との連携の強化を図り、継続して広報啓発を行う。	SNSやデジタルサイネージを活用し、乗車用ヘルメット着用推進をはじめ、自転車安全利用五則等の広報啓発活動を引き続き実施する。	○県出身のバリオリンピック金メダリストである「清岡幸太郎選手、櫻井つぐみ選手」2名を起用した、自転車利用者に対するヘルメット着用啓発用チラシを作成し、中高生や交通安全イベント参加者に配布するとともに、デジタルサイネージを活用して広報啓発を実施した。 ○桂浜水族館の人気キャラクターおとちゃんを起用した自転車の利用方法に関するポスター及びチラシを作成するとともにSNSにおいても発信した。	評価 ○著名人の起用やSNSを通じた広報啓発活動を実施し、より多くの県民に効果的な広報啓発を実施することができた。 課題 ○自転車の基本的な交通ルールの遵守や乗車用ヘルメット着用の促進を図るため、引き続き各種施策の推進が必要。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
障害福祉課	177	「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集事業	障害や障害者に対する県民の理解を深め、障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	応募者の確保のため、募集チラシの配布先や周知方法について検討が必要。	体験作文・ポスターの公募を通じて、障害や障害者に対する県民の理解と認識が深まっている。	体験作文・ポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	○令和5年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ・応募チラシ配布部数 2,300部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰	○令和5年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集(9/1締切) ・募集チラシ配布 2,250部(各関係機関に配布) ・依頼文書を6/15付け送付、コンビニ等で7月配布 ・応募数 作品数:作文6編、ポスター6点 学校数:作文3校、ポスター4校 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ・3名(推薦文書を9/21付け送付) ○入賞者の表彰 ・作文3名、ポスター3名 ・「障害者週間の集い」式典(12月10日開催)にて入賞者を表彰 ・ホームページに入賞者を掲載 ・県庁本庁舎1階で入賞作品の展示(12/6～12/12)	○応募数が少ないため、募集チラシの配布先や周知方法を見直すなど、応募数の増加に向けて検討が必要
私学・大学支援課	178	私立学校人権教育指導事業	私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業)	○人権教育指導員による学校訪問 ○教員を対象とした人権教育研修の実施	○全ての私立学校教員が人権教育に対する理解と知識を有し、生徒に対し適切な対応をすることができている。	○人権指導員による学校訪問 ○人権教育研修の実施	○人権教育指導員による学校訪問(各学校(法人):定期4回/年、要請により随時) ○教員等を対象とした人権教育に係る研修の実施	○人権教育指導員による学校訪問(定期:44回、随時:4回、計 48回) ○教員等を対象とした人権教育に係る研修の実施(県主催3回、協議会主催5回) ○人権教育に関する情報の収集や提供	○私立学校教員の人権感覚が磨かれ、児童生徒の発達段階に応じた人権啓蒙の理解やこれが体得されるような適正な支援がなされている。 ○更なる参加者の増、一人ひとりの教職員が人権問題への理解や認識を持ち、実践につながる事が課題。
人権・男女共同参画課	179	人権啓発研修事業(人権教育、県民への啓発関連)	県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できるイベントの開催やスポーツコマニシヤルの放送、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。	○子どもの貧困やインターネットでの人権侵害など子どもを取り巻く環境の変化に応じた啓発活動を効果的に行う必要がある。	○人権研修や啓発により、子どもの人権について子どもも大人も理解が進んでいる。	○子どもの人権を尊重する気運を高めるため、あらゆる機会を捉え、県民への啓発を行う。	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ○スポーツCM(テレビ)の放送 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞朝刊)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業)の実施 ○講師派遣事業の実施	○人権啓発フェスティバルの開催 ・「人権週間(12月4日～10日)」を周知するとともに、様々な人権課題に対する理解を深めるためのイベント「人権啓発フェスティバル」を開催 ・12月8日(日) 来場者数:約7,000人 ○スポーツCM(テレビ)の放送 ・「人権啓発フェスティバル」テレビCM:30本 ○高知新聞への人権啓発に関するコラムの掲載及び啓発資料の作成 ・高知新聞へコラムの掲載(7回) ・人権啓発冊子「令和4・5年度 人権コラム集 ～心ゆめ～」後4,000部発行(企業、研修等で配布) ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ・人権野球教室 ・11月4日(月・祝日) 参加者数:64人 ・人権サッカー教室 ・3月9日(日) 参加者:36人 ○人権ふれあい支援事業の実施 ・NPO等民間団体が自主的に行う人権啓発活動を支援:3件・支援額485千円 ○講師派遣事業の実施 ・自治体や企業等が行う人権啓発研修に高知県人権啓発センターの職員及び外部登録講師を派遣 【派遣回数】182回 【参加人数】6,498人	○人権啓発フェスティバルの開催 ・取り組み期間中に新型コロナウイルスの影響で開催を中止したこともあり、来場者が減少した年もあったが、現在は取り組み開始時と同水準の来場者を確保できている。また、アンケートでは「人権課題への理解が深まった」と回答する方が多く(特に若年層で割合が多い)、県民への啓発という目的を達することができている。 ○スポーツCM(テレビ)の放送 ・直近は人権週間と併せて人権啓発フェスティバルの広報を行っている。フェスティバル後のアンケートでは特に高齢層がCMを見て興味を持ち、アンケートにより、若年層や子育て層への広報の仕方や来場者の増加につながるようなイベント等の実施が課題である。 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞)の掲載及び啓発資料の作成 ・様々な世代へ周知・啓発を行うことができている。また、コラムの執筆者を招いて講演を行うことにより、講演の受講者が増加するなど他の事業との相乗効果も生まれてきている。 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ・令和6年度の野球教室のアンケートでは、参加する前は「人権問題に関心がなかった」との回答が64.4%であったが、参加後「関心が深まった」と回答した人が94.4%であったことから、スポーツを通じて、子どもたちの人権意識を高めることにつながったと思われる。また、年々、参加者が減少していることが課題である。 ○人権ふれあい支援事業の実施 ・取り組み期間中は新型コロナウイルスの影響で中止となる取り組みが多かったが、直近では3団体に支援を行うことができている。PTAからの申し込みもあり、子どもの人権意識の啓発に活用されているが、コロナ前と同水準に回復する兆しが見えないことから、広報の工夫が課題である。 ○講師派遣事業の実施 ・新型コロナウイルスの影響もあり当初に比べると研修回数は減少しているが、年々回復傾向にある。アンケート結果では、「生活・仕事に活かせる内容であった」との回答が95%以上となっており満足度は高い。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
教育政策課 教育センター	180	人権教育研修費	人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。 児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践文章と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。	○人権尊重の視点に立った授業づくりや学級経営を推進する。 ○研修評価を踏まえ、研修内容を検討していく。	○子どもの自尊感情を育むために、教職員の人権感覚を醸成とともに、人権尊重の視点に立った授業づくりや学校(学級)経営が行われるようになる。	(前年度末) ・具体的な人権課題の実態を確認し、情報収集や講師の選定を行う。(本年度) ・各研修を実施する。 ・本年度の計画に向け、本年度の研修評価等を踏まえ、研修内容を検討する。 (研修テーマや人権課題、講師、日程、予算化等)	○人権教育セミナー(7/24, 8/26, 8/27) ※参加しやすいようにⅢ期を夏季休業中に実施予定	○人権教育セミナー Ⅰ期 7/26 Ⅱ期 8/22 Ⅲ期 10/28 ※集合研修にて実施 ○人権教育実践スキルアップ講座 ※8/24 集合研修にて実施	○人権教育セミナー(参加者数のべ264名) ・アンケート結果(4件法) Ⅰ期 3.7 Ⅱ期 3.75 Ⅲ期 3.6 ・具体的な事例を通して、情報を得たことで、新たな気付きにつながったとの感想が多く見られた。 ・学校現場で直面している現状と人権課題がリンクし、自身の実践を振り返り、今後の実践を考へることを通じて、人権感覚を醸成することにつながったようである。 ○人権教育実践スキルアップ講座(参加者10名) ・アンケート結果(4件法) 3.9 ・学校現場では、日々の教科指導を通して、各学校の人権課題解決に向けた取組が推進され、学習指導案作成に課題のある教員が少なくなっている。研修の趣旨を達成できたと考え、次年度は廃止する。
人権教育・児童生徒課	181	人権作文募集事業	子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることによって、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め豊かな人権感覚を育む。また、作文に書かれたそれぞれの意見を広げることによって県民の人権意識の高揚を図る。	○学級経営の充実と関連付けて、人権作文の取組を進めるように提案する必要がある。 ○人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかけが必要である。	・人権作文応募数を500編以上にする。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を増やす。	・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも、募集呼びかけ。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に紹介する。	・年度当初に各学校に募集要項を発送し、学校での取組を依頼する。 ・人権教育主任連絡協議会等の場において、人権作文の積極的な取組による児童生徒の人権意識の高揚や、互いを尊重する学級づくりにつながる実践について紹介を行う。 ・法務局と連携し、人権作文の応募が少ない市町村に取組と応募を働きかける。	・人権作文募集依頼・ポスター配付(6月) ・市町村への要請(5月) ・審査(9月～12月) ・表彰式:高知地方法務局(12月) ・入賞作品の新聞掲載(12月)、ラジオ放送(12月) ・作品集配付(3月) ・応募校数110校、取組総数6306作品、応募数141作品	○性的指向・性自認や、障害者、戦争と平和、価値観の多様性等、社会での関心が高かったり、生活上、実感している課題が取り上げられており、不登校やいじめを取り上げた作品も多くあった。 ●昨年度に引き続き、応募学校数は増加しているが、各市町村での取組状況に差がある。
人権教育・児童生徒課	182	児童会・生徒会交流事業 (H30 いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会援隊」) 【R2廃止】	いじめやネットの問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者(実行委員会)が集まり、取組の実践交流や協議を行い、県内に発信する。						
人権・男女共同参画課	183	人権啓発研修事業 (大人に対する人権教育関連)	団体や企業等の人権研修への講師派遣や、人権啓発に関わる研修講座を開催する。	様々な人権課題がある中で、引き続き「子どもの権利」について、広く県民に啓発していく必要がある。	○人権研修や講座により、子どもの人権について地域や企業等の理解が進んでいる。	子どもの人権が尊重される社会づくりに推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設ける。	○講師派遣事業の実施 ○人権啓発研修の開催 (こころのふれあいセミナー、インターネット人権侵害防止セミナー)	○講師派遣事業の実績 ・自治体や企業などが行う人権啓発研修に高知県人権啓発センターの職員及び外部登録講師を派遣 【派遣回数】1,241回(160回) 【参加人数】6,869名(5,788名) ※()は集合研修の集計 ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催 ・人権尊重の地域社会づくりに資する講演会等を開催(5回) ・第1回(8月9日) 映画上映「たゆたえども沈まず」参加者103名 ・第2回(10月29日) 講演会「インターネットリテラシー講座～言葉の責任・加害者にならないために」 講師:スマイリー・キクチ氏 参加者60名 第3回(11月12日) 講演会「違いを楽しもう!アフリカ少年の毎日が多様性」 講師:星野ルネ氏 参加者83名 第4回(2月17日) 講演会「なぜ人は被害者を責めるのか」 講師:村山 結氏 参加者108名 ・第5回(2月25日) 映画上映、講演会「ぼけますからよろしくお願ひします。～おかえりお母さん～」参加者141名	・講師派遣は、新型コロナウイルスの影響が少なくなってきたり、研修依頼も増加傾向である。また、研修後のアンケートでも比較的に高い評価をいただけており、引き続き効果的なプログラムの改善に努めたい。 ・ハートフルセミナーは、例年4回開催だったが、今年度はインターネットによる人権啓発をテーマにした講演会を開催することとし、5回開催した。近年社会的に問題となっているインターネットによる人権に焦点をあてたことにより、一定の集客も見込めたことは評価できる。 ・様々な人権課題がある中、啓発効果や集客、社会情勢等を考慮すると、実施するテーマに偏りが生じてきている。 ・ターゲットとなる層にできるだけ参加していただけるような手段を工夫する必要がある。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート
（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6計画(P)	R6実施状況(D)	H30~R6評価・課題(O-A)
人権教育・児童相談課	187	DV被害者支援事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うことで、暴力の連鎖を防ぐ。また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員等のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取組む。						
人権教育・児童相談課	190	緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業)	専門家(弁護士、臨床心理士等、通達課警備員、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応策について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。	児童生徒の命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要であること。緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。	児童生徒の命に関わる事案等が発生した学校に対して、緊急学校支援チームが適切に指導、助言・支援を行い、早期に平常の学校に戻る。	公立学校において、児童生徒の命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。 これまで緊急支援の経験のない臨床心理士チームを同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学ぶ機会を設け、人材育成を図る。	緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 事業に応じて選任の委員を派遣する。	緊急学校支援チームの派遣:19回 ・児童生徒の命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。	
子育て支援課	191	思春期相談センター事業 (PRINK)	思春期の子どもたちが、性に関する正しい知識を得、責任ある行動と思いやる心を育て、思春期相談員による性に関する悩み等の相談を受け、正しい性知識の情報を提供を行う。	人工妊娠中絶実施率は10代代々の約4割に達している。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占められており、このうち思春期女子からの相談が少ない。	10代の人工妊娠中絶実施率が全国レベルに近づく。	思春期相談センターPRINKの拡充(全学対面型PRINK)により、オープンスペースを活用した思春期の子どもたちの性に関する正しい知識の提供性及び性に関する悩み相談への対応。	相談事業 ・電話相談、面談相談 ・性知識の提供提供:広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・広報冊子制作・配布 ・思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用 ・関係機関との連携 ・専門医面接相談 ・ミニ講座	相談事業 ・電話相談25件、面談相談8件 ・性知識の提供提供:広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・思春期健康講座:2023PRINK祭 3日間 ・思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用、来所者707名 ・関係機関との連携:23件 ・専門医面接相談:4回 ・ミニ講座:3回	人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約9割が18歳以下で占められており、このうち思春期女子からの相談が少ない。また、10代の実施者のうち約9割が18歳以下で占められており、このうち思春期女子からの相談が少ない。また、10代の実施者のうち約9割が18歳以下で占められており、このうち思春期女子からの相談が少ない。また、10代の実施者のうち約9割が18歳以下で占められており、このうち思春期女子からの相談が少ない。
地域福祉政策課	192	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等の実態把握が難しく、十分な支援につながらない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援には、市町村に連携が必要である。	ひきこもり当事者や家族を支援する適切な支援先や医療機関の安診が可能になることで、早期のひきこもりの解消や解消に向けられ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心とした相談に目指すべき姿に向けての具体的な支援を行っている。 (1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)居場所の充実 (5)普及啓発の促進 (2)県によるSSW等へのひきこもり支援の相談窓口の周知実施。(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの指令交付式等にて、リーフレットの配布や説明を実施) ○学校関係者の会議でのリーフレット配布	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)居場所の充実 (5)普及啓発の促進 →ひきこもり支援研修会の開催(研修2回、事例研究1回) (6)居場所づくり(社会参加への支援) →青年期の集い、家族教室の開催により、当事者や家族が集まる場を提供 (4)居場所の充実 →個別面接、電話相談、訪問支援(含:同行支援) (5)普及啓発の促進 →つながるフェスタや講演会(県民向け)の実施	関係支援機関との連携強化や、市町村へのスーパーバイザー、人材研修の継続実施。	
地域福祉政策課	193	ひきこもりピアサポートセンター運営委託事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○相談窓口の多様化を図るため、ひきこもり当事者や家族へのピア相談、アウトリーチ型の訪問型支援を実施。 ○センターは高知市と宿毛市(サテライト)の2箇所設置。	ひきこもり当事者や家族を支援する適切な支援先や医療機関の安診が可能になることで、早期のひきこもりの解消や解消に向けられ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターと連携しながら、ピアサポートセンターの後方支援を実施。 ○月1回の定例会(ひきこもり地域支援センター、ひきこもりピアサポートセンター、当該)を実施し、ピアの個別相談や運営支援を行う。 ○定例会以外にもひきこもりピアサポートセンターから随時相談を受け、センターからの情報提供や月次報告を確認する。 ○委託料に含まれる職員研修費の活用を促す。	月1回の定例会での情報共有、ピア自身や運営相談に対応。 ○定例会以外にもひきこもりピアサポートセンターから随時相談を受け、センターからの情報提供や月次報告を確認する。 ○委託料に含まれる職員研修費の活用を促す。	ピアサポートに対する研修・フォロー体制の充実 相談に対応。	
障害福祉課	194	発達障害者支援センター事業	発達障害者支援センターにおいて、本人やその家族の相談に対応し、教育支援や労務支援を行う。また関係機関との連携を促進するとともに、県民に対して発達障害に関する啓発活動を行う。	発達障害をはじめとする障害のある子どもや家族が悩みやすい状況から逃れたいという声から、発達障害者の正しい理解促進が進んでいない。	子どもを支えていくために発達障害者の正しい理解を促進	世界自閉症啓発デーに合わせたプラットフォームや啓発イベントの実施 ・啓発の機会が広がる子どもに配慮した取り組み(センサリーフレンドリー)の推進 ・広く啓発を進めたいため、発達障害者支援センターなどにおいてSNSを活用した情報発信	4/2の世界自閉症啓発デーや4/2~8の発達障害啓発週間にあわせて県内施設等のプラットフォーム(4/2)や県民センターオープンでの発達障害に関する展示の実施 ・また、関連イベントとして、6月に映画上映会を実施。(センサリーフレンドリー上映して、場内照明を明るくしたり、音響を控えめにする) ・発達障害者支援センターの取り組みなどに関する情報発信	県庁ロビー展の開催について、新聞に取り上げてもらい、多くの県民に周知できた。 ・上映会の入場定員を増やしたこともあり、前年度と比べ、約1.5倍の方に観覧いただけた。 ・R4年度に発達障害者支援センターのHPをリニューアル後、増加し、令和5年度では約600件(月あたり)の閲覧数となっている。	
子ども家庭課	195	家庭支援電話相談事業	家庭及び地域における児童虐待を支援するために、電話による相談援助活動を行う。	家庭及び地域における児童虐待が顕在化、多様化していること。地域に密着しより細やかな専門的相談・支援を行うことができる居間機関において児童相談や市町村と連携しながら家庭からの相談に対応することが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が強化されていること。地域に密着しより細やかな専門的相談・支援を行うことができる居間機関において児童相談や市町村と連携しながら家庭からの相談に対応することが不可欠である。	電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を実施。 ○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。 ○電話相談事業(子どもと家庭の110番)を相談研修 48件	電話相談事業(子どもと家庭の110番)を相談研修 48件	相談件数は減少傾向にあるが、相談から支援につながる場合もあり、相談者の相談の選択肢として必要な窓口となっている。	
生涯学習課	196	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)
人権教育・児童相談課	197	スクールカウンセラー等活用事業	臨床心理の専門的知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な対応を行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。また、スクールカウンセラー等の配置状況を踏まえて、スクールカウンセラー等との連携を強化する。*「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	児童生徒の課題の背景が、複雑化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が要求されている。そのため状況に応じてスクールカウンセラーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内発、募集についての説明資料を配布(5月~11月、西四内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内発、募集についての説明資料を配布(5月~11月、西四内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回、6、7、10、11、12、1月)	児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用することが必要である。	

【子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート
（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業文書シミュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30~R6 評価・課題(O-A)
人権教育・児童生徒課	198	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実施する。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や各校スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の課題の背景が、複合化しており、適切な対応を行うためには、より高い専門性が必須となっている。そうした状況に合わせたスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や交代した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 ○独立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとしての継続して勤務できる待遇等の改善を図る。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月2回) ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○初任者研修の実施(5、10月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(6月) ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会(9月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用することが必要である。	
人権教育・児童生徒課	199	24時間電話相談事業	悩みや不安を抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含めた24時間電話相談ができる体制を確保し、早期対応による児童生徒のよりよい成長を支援する。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの体制が相談につなげる。また、緊急事態に迅速かつ適切に対応するための体制を維持する。 ○相談事業に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある。	○緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応をとる。 ○年間を通じての電話相談が可能な体制を維持する。 ○相談事業に学ぶ関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある。	○平日の午前9時から午後5時までの教育センターにおいて対応(休日を除く)。それ以外には、民間事業者が委託を実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるための研修会の実施 ○実施のある業者を選定する。 ○緊急性の高い相談事業には、関係機関と連携し、速やかに対応する。	○平日の午前9時から午後5時までの教育センターにおいて対応(休日を除く)。それ以外には、民間事業者が委託を実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるための研修会の実施 ○実施のある業者を選定する。 ○緊急性の高い相談事業には、関係機関と連携し、速やかに対応する。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの委託相談につなげる。緊急事態に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事業に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある。	
人権教育・児童生徒課	200	心の教育センター相談支援事業	不登校やいじめをはじめとする子ども自身の悩みや、子どもの教育に関する悩み・発達上の課題や行動上の課題についての相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの意見をもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(住所、電話、メール等による相談、個別面談相談、学校支援の実施、子どもたちの心の居場所づくり)	来所相談や出張教育相談、電話相談、メール相談等の向上を図る。また、高次のニーズが高い、様々なケースに応じて、学校・関係機関との連携を求め、効果的な支援を実施している必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○教育支援センターの向上 ○相談事業に関する情報についての広報活動の充実	○高度な専門性を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用することにより、子育て講演会、教職員研修会、関係機関との連携を促進し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育支援センター連絡協議会等や日常における関係機関の情報共有により、対象事業に対しての連携が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○相談ニーズへの対応(土曜・日曜開所、東部・西部相談室開所等の実施)	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○相談支援コーディネーターの配置 ○来所・出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(※土曜、第1~4日曜開所、東部・西部相談室を補修) ○広報活動の充実 ○子どもたちの居場所づくりの実施 ○教育支援センターの場、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会 ○教育支援センターブロック研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○相談延べ件数 来所・出張相談 1,744件 24時間電話相談 609件 メール相談 97件 SNS相談 友だち登録数117人、相談者数63人 ○広報相談 相談チケット 73,000枚 ・カード 69,000枚 ○ことごとく 相談回数実施 延べ32名利用 ○子育て講演会 9/29 高知市会場 ・10/27 土佐市会場 ○教育支援センター連絡協議会 第1回 5/29 ・第2回 2/5 ○教育支援センターブロック研修会 4回開催 11/7、11/19、11/21、11/28 ○教育相談関係機関連絡協議会 第1回 7/19 ・第2回 2/27	○土日の開所や東西部の開所など、相談者の利用しやすい体制を整えることができた。今後、複雑化、多様化する相談ニーズにより適切に対応できるよう、さらなる体制の充実を図る必要がある。 ○電話相談やメール相談、SNS相談は相談者が利用しやすいと思ったときに相談できることや匿名でも相談できること、また子ども自身が検索請求しやすい方法であることなどを、利用が容易な広報の充実を図る必要がある。 ○子どもたちの居場所について、土曜開所も設定できることにより利便性が向上し、参加者の増加につながることができた。中高生の利用についても、活動内容等を工夫し充実を図る必要がある。 ○関係機関や教育支援センターとの日常の連携につながるよう、協議会や訪問の在り方を検討する必要がある。	
人権教育・児童生徒課	201	生徒指導推進事業・生徒指導推進事業費補助金【R1廃止】	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある市内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。		○特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、教育所・保護者等が組織的に対応できる体制が確立されている。	○教育所・特別支援教育コーディネーターの資向上のための研修の実施	○教育所・特別支援教育コーディネーターの資向上のための研修 年2回	○教育所・特別支援教育コーディネーターの資向上のための研修 2回(4月、2月)	○コーディネーターが、教育所等に対して個別指導を実施した結果、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を維持している。
幼保支援課	202	特別支援保育推進事業(親育ち・特別支援教育コーディネーターの配置)	保育所等に特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの教育の改善を図るため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援教育コーディネーターを全市町村に配置する。	(現状) ○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや保育士の不足等により、保育所等に入室している課題を抱える子どもが、家庭への個別の対応が十分でない。 ○複雑化・多様化する厳しい環境にある家庭への支援を行うにあたっては、保育士の支援力の向上が必要である。 ○親育ち・特別支援教育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。	○特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、教育所・保護者等が組織的に対応できる体制が確立されている。	○親育ち・特別支援教育コーディネーターの資向上のための研修の実施 ○市町村と連携し、教員(小学校)や保育士(認定)のOB等の人材を活用し、親育ち・特別支援教育コーディネーターの配置を拡充する。	○親育ち・特別支援教育コーディネーターの資向上のための研修 年2回 ○市町村と連携し、教員(小学校)や保育士(認定)のOB等の人材を活用し、親育ち・特別支援教育コーディネーターの配置を拡充する。	○コーディネーターが、保育所等に対して個別指導を実施した結果、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を維持している。	
幼保支援課	203	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入室している子どもや厳しい環境にある子どもの教育の改善を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度の养成等を家庭訪問や指導等を通じて行う保育士等を配置する。	○家庭支援における課題が多岐にわたっており、支援を担える人材の確保が難しい。また、私立施設については、市町村の予算措置も必要となっており、配置が難しい。 ○保育士不足のため家庭支援推進保育士として配置した場合、継続した支援が行われない場合がある。	○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配置が難しい。また、私立施設については、市町村の予算措置も必要となっており、配置が難しい。 ○家庭支援推進保育士の配置 93名(H31目標) ○家庭支援推進保育士の配置における家庭支援の指導計画及び記録の作成率 100%(H31目標) ○家庭支援推進保育士の家庭支援に係る研修参加率 100%(H31目標)	○保育サービス等推進総合補助金による配置支援 SSW活再事業による配置の促進 SSW初任者研修 年1回 SSWによる訪問支援	○保育サービス等推進総合補助金による配置支援 SSW活再事業による配置の促進 SSW初任者研修 年1回 SSWによる訪問支援	○家庭支援推進保育士等に対して研修の場で指導・助言をしたことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を維持している。	
幼保支援課	204	スクールソーシャルワーカー活用事業	厳しい環境にある就学前の子どもや主にもその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた活動や指導等をスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。	○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや保育士の不足に加え、経済的な理由により市保保育所保育士の配置が少ないことから、保育所に入所している課題を抱える子どもが、家庭への対応が十分でない。 ○学校におけるスクールソーシャルワーカーの活動が多岐で活動を広げることが難しい。	○スクールソーシャルワーカーの活用 35市町村(学校組合含む)(H31目標) ○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。	○就学前児童を担当するSSWの活動促進 SSW活再事業による配置の促進 SSW初任者研修 年1回 SSWによる訪問支援 SSW研修会(就学前) 年2回	○就学前児童を担当するSSWの活動促進 SSW活再事業による配置の促進 SSW初任者研修 年1回 SSWによる訪問支援 SSW研修会(就学前) 年2回	○SSWの就学前児童を対象とした活動の拡大により、子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善が図られ、円滑な小学校への入学につながりつつある。また、園と学校との間で支援を担う児童の情報が共有が行われる市町村が増えつつある。 ○学校におけるSSWの活動が多岐で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。 ○SSWの専門性や求められる役割について、十分な周知ができていない。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート
 （プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業文ჯჯუილ)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30~R6 評価・評価(O-A)
生涯学習課	205	地域学校協働活動推進事業 ※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)
人権教育・児童生徒課	206	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)
人権教育・児童生徒課	207	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)
人権教育・児童生徒課	208	緊急学校支援チーム派遣事業 (R1)子どもの命と心を守り育てる学校支援事業 ※再掲(190番)	※再掲(190番)	※再掲(190番)	※再掲(190番)	※再掲(190番)	※再掲(190番)	※再掲(190番)	※再掲(190番)
人権教育・児童生徒課	209	生徒指導推進事業・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(201番) 【R1廃止】							
人権教育・児童生徒課	210	高知夢いっしょプロジェクト推進事業 ※再掲(101番) 【R5削除】							
人権教育・児童生徒課	210	SNS等を活用した相談事業	児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが、電話やメールからSNSに変わっていることから、SNSを身近な相談ツールとして生徒に利用してもらおうためのSNS相談窓口を設置する。	児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが電話やメールからSNSに移していること、その状況に応じた相談窓口が必要である。	専門性の高い相談員を配置し、緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができています。 ○一定期間のSNS相談が可能な体制を確立する。 ○厳しい環境にある子どもたちの悩みや不安が解消され、進学や就職へ希望が向かいやすくなることで、貧困の連鎖が減少する。	悩みを抱える生徒が、SNSで気軽に相談ができる体制を整える。 ○臨床心理士(婦)する資格を念の責務を有する専門性のある相談員が対応することにより、生徒のよりよい成長につなげる。 ○緊急性のある事業への対応と他機関との連携ができるようになる。	LINEを活用した相談業務に関して実績のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○国公立高等学校や私立高等学校及び希望する国公立特別支援学校高等部の生徒、加えて県立中学校の生徒を新たに対象とし、実施する。 ○緊急性のある相談事業には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 ○相談期間は週期(5月13日～1月31日)とし、相談開始時や新学期開始の前には相談員を増やし、実施する。相談時間は18時から22時まで実施する。	○第一期は5月13日～1月31日までの284日間、相談期間として設定して実施した。 ○相談期間の開始直後は相談件数が増える傾向がある(R5:144人→R6:117人)である。また、相談を促すメッセージが業者から発送された直後にも、相談件数が増える。 ○SNS相談の及ぶ登録者の62.4%が実際にLINE相談を行っている。	○前年度より相談対象を高校生に加え、県立中学校生も対象としたが、友達登録者は減少している(R5:144人→R6:117人)。 ○県内国公立の全ての高校生及び県立中学生にチラシやカードを配布して周知を図るとともに、教員に対しても研修等で周知した。今後とも生徒及び教員に対しLINE相談について、相談窓口の一つであることを丁寧に周知していく必要がある。
子ども家庭課	211	ヤングケアラー支援体制強化事業 ①ヤングケアラー・コーディネーター設置 ②ヤングケアラー普及啓発事業	ヤングケアラーに関する理解促進のために普及啓発及び支援者養成のための研修会等を実施する。 また、ヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の整備を推進するために、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する。 ①ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、市町村における相談支援体制の構築のための調整を行い、支援の充実を図る。 ②ヤングケアラーの理解促進のための啓発事業(オンラインサロン、TVCM・YouTube広告制作等)の実施	ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、自身や周囲の大人が気付くことが出来ない場合があるため、学校やケアを要する家族の支援関係者など、周囲の大人が子どもの置かれている状況に気付く、支援につながる体制の構築が必要。	ヤングケアラーが抱える課題や不安を見逃さず、地域における福祉、介護、医療、学校、地域団体等の関係者の連携のもと、早期に発見・把握し、適切な支援につなげている。	○学校や各分野が連携した「早期発見」相談機関へのつなぎの強化 ○多職種連携によるチーム支援の強化 ○社会的認知度の向上と理解促進活動(オンラインサロン、SNS広告の実施、出前授業の実施) ○早期発見・相談機関へのつなぎ関係機関等を対象としたオンラインセミナーによる啓発 ○多職種連携による相談支援体制の充実 ヤングケアラー・コーディネーターの配置	○社会的認知度の向上 オンラインセミナーの開催:8月 SNS広告の配信:7~8月、11~1月 漫画教材の作成・HP掲載:2月 ○早期発見・相談機関へのつなぎ関係機関等を対象としたオンラインセミナーによる啓発 ○市町村の支援体制構築のための調整を行い、支援の充実を図るほか、学校等に出向き、出前授業等による熱度の高い普及啓発等を実施 ヤングケアラー・コーディネーター等による各分野の専門職向け研修会の実施:32回、1,520名 出前授業の実施:高等学校5校、生徒737名・教員70名 ○相談支援体制の充実 ヤングケアラー・コーディネーターの配置:通年	○社会的認知度については事業実施前に比べると向上していると思われるが、理解促進に向けた取組については引き続き行う必要がある。 ○ヤングケアラー・コーディネーターの設置率により、市町村におけるヤングケアラー支援の実態が明らかとなった。今後はヤングケアラーの対応力強化に向けた取組が必要である。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
人権教育・児童生徒課	212	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①子どもの発達を支える生徒指導調査研究事業(R5～) ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31～) ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業(R5～) ※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)
人権教育・児童生徒課	213	不登校支援推進プロジェクト	「校内適応指導教室」モデル校を設置し、コーディネーター役の教員を常駐させ、生徒が安心して学べる環境整備と効果的な支援の在り方についての研究を実施する。また、モデル校を所管する市町村を「学習支援プラットフォーム活用モデル地域」に指定し、登校困難な子どもの学習機会確保に向け、各モデル地域の教育支援センターと連携し、タブレット端末を活用した効果的な自主学習など自立支援に向けた取組を行う。	各モデル校及びモデル地域の実情に応じ、安心して学ぶことができる環境の整備やICT等を活用した個別学習等について取組を推進することができる。校内サポートルームの適切な活用方法、ICTを活用した効果的な自主学習についてさらに研究を深める必要がある。	各学校において、不登校児童生徒等が安心して過ごせる居場所として、校内サポートルームが確保されている。また、個に応じた学習支援の充実のために、学習支援プラットフォーム等を積極的に活用するなどして、ICTを活用した自主学習の仕組みが充実している。	不登校児童生徒の社会的自立に向け、不登校特例校の設置など多様な教育機会の確保についての検討や教育支援センターの機能強化、フリースクール等の民間団体との連携を促進する。 ・今後も、ICT(1人1台タブレット端末等)の活用による不登校児童生徒等への多様な支援の充実を図り、学習機会の確保を促進する。 ・校内サポートルームモデル校及び学習プラットフォーム活用モデル地域指定における研究成果を、研修会や校長会等を通じて県内に普及する。	○校内サポートルームモデル校の指定 ・モデル校の指定:11校 ・校内サポートルームコーディネーターの配置 ・モデル校への訪問による取組状況の確認 ・モデル校と所管の教育委員会への助言実施 ○スキルアップ研修 ・モデル校実践交流及び研究協議 ○県外先進校視察	○校内サポートルームモデル校の指定 ・モデル校の指定:11校 ・校内サポートルームコーディネーターの配置 ・モデル校への訪問による取組状況の確認 ・モデル校と所管の教育委員会への助言実施 ○スキルアップ研修(2回) ・モデル校実践交流及び研究協議 ○県外先進校視察(広島・5名) ・先進校の視察・情報収集	○R5.12末時点で指定校11校のサポートルーム利用者数は100名、利用者のうち前年同期よりも欠席日数が減った生徒の割合は46.3%。 ○組織的な支援体制や、校内サポートルームを設置するための教室不足などの課題がある。 ○今後、コーディネーターから支援員に移行するに当たり、現在の体制や取組の維持は難しい可能性がある。
生涯学習課	214	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)
地域福祉政策課	215	ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)
人権教育・児童生徒課	216	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)
人権教育・児童生徒課	217	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)
人権教育・児童生徒課	218	心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの心の居場所「ことごとパーク」を除く) ※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)
人権教育・児童生徒課	219	スマイルふれんど派遣研究事業 【R3廃止】	高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。						
人権教育・児童生徒課	220	心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの心の居場所「ことごとパーク」) ※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
子ども家庭課	221	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験講習事業)	無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。	再非行率の低減に向けた関係機関の連携による取組の強化 ・少年1,000人当たりの刑犯少年(非行率)は2.4%(全国ワースト28位)で、全国平均(3.0%)を下回るなど改善されつつある。 ・刑犯少年の再非行率は35.8%(全国ワースト4位)で全国平均(29.5%)より高いため、再非行少年(54人)の約6割(31人)を占める中学・高校生に対する初犯段階での早期の支援が必要 ・希望が丘学園通園生の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・無職少年等の自立と就労支援に向けた取組などにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。	・刑犯少年(特に中学・高校生)への少年サポートセンターを始めとする関係機関の連携による再非行防止支援策の強化 ・生活困窮者自立相談支援機関(主に市町村社協)、若者サポートステーション等との連携による希望が丘学園通園児のアフターケアの強化	・見守りしごと体験講習の実施 ・見守りしごと体験講習制度の見直し ・支援機関への事業周知を強化	・見守りしごと体験講習 2件活用 ・青少年関係の会議において、事業のPRを実施 ・活用した支援機関や受入企業からは、子どもへの支援に効果的な事業であるとの意見が聞かれた。 ・見守りしごと体験講習の活用状況が低調であるため、制度の見直しや支援機関への周知が必要。	
子ども家庭課	222	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験講習事業)	無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。	無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。	・希望が丘学園通園生の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・希望が丘学園通園生の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・希望が丘学園通園生の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・希望が丘学園通園生の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・希望が丘学園通園生の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要
子ども家庭課	222	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守り見舞金制度)	無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。(県が直接支払い)	無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結					
子ども家庭課	223	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守り身元保証制度)	無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結	無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結					
子ども家庭課	224	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験)	中学卒業後、就職を検討している生徒や進路が定まっていない生徒(中学3年生)を対象に授業の一環として、見守り雇用主の元で最長10日間の仕事体験を実施する。	中学卒業後、就職を検討している生徒や進路が定まっていない生徒(中学3年生)を対象に授業の一環として、見守り雇用主の元で最長10日間の仕事体験を実施する。					
子ども家庭課	224	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守り就労支援連絡会)	無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。	無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。					
障害福祉課	225	子ども心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題に対応するため、拠点病院を中心に県内の医療機関と関係機関が連携した支援体制の構築を図る。	心の診療ニーズの高い子どもには関係機関が連携した対応が必要なことから、医師や専門職の養成や地域でのネットワークづくりが必要。	発達障害やうつなどさまざまな子どもの心の診療ニーズの高い事例に早期に対応するため、県内の医療機関が連携した地域の支援体制を構築する。	・地域連携体制の構築 ・相談会及び研修会の実施 ・地域住民への情報提供	・県内の関係機関による地域連携体制を構築するため、地域の小児科医、精神科医、コメディカルスタッフ、養護教諭、保健師などの関係者による連携会議等を実施 ・子どものカウンセリングや心理検査、子どもの診療又は支援にあたる者に対するケース相談や助言などを行い、必要に応じて、地域の医療機関へ診療支援や患者紹介を実施 ・拠点病院を中心とした県内医療機関のネットワークづくりの推進	・地域連携体制の構築(連絡会議への参加、医療機関への医師派遣等):延べ95回(2月末) ・相談会の実施:延べ122回(2月末) ・研修会の実施:8回(延べ616人参加)(2月末) ・地域住民への情報提供(ラジオ、子ども心の診療マップへの掲載案内):5回(2月末)	・委託事業の拡大(人件体制の強化)もあって、地域連携体制の構築のための取組回数、相談会の延べ回数、研修会への参加者数とも前年度に比べ増加している。
人権教育・児童生徒課	226	生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(201番) 【R1廃止】							
警察本部少年課	227	少年の立ち直り支援活動	非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	○支援対象少年の中には養育面や経済面で出生時より厳しい環境下で育ってきた少年が多く、その対応は家庭支援や環境整備を含めた包括的な支援が必要。 ○支援対象少年の中には特性への配慮が必要な少年が多く、支援者や少年の周囲の者の理解と適切な対応が必要。	○支援を必要とするすべての少年が相談しやすい体制を整える。 ○関係機関が役割分担を行い、少年を含めた家庭支援が切れ目なく行える。 ○配慮を要する少年への支援に関する研修の強化を行う。	○少年相談専用電話「ヤングテレホン」の広報を積極的に行う。 ○児童相談所との定期的な情報交換会や関係機関とのケース支援会議の開催をタイムリーに実施する。 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度を効果的に活用し、支援対象者が専門家のアドバイスを受けられる体制を整える。	○ヤングテレホンの更なる周知徹底 ○スキルアップ研修会の開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携強化 ○他機関と連携した支援の実施	○ヤングテレホンの周知徹底 ・ラジオ広報令和5年度中4回実施 ・広報カード令和5年度中507枚配布 ○スキルアップ研修会2回 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ・スーパーバイズ3件 ・カウンセリング2件 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携 ・心理検査2件 ・性プログラム教養1件	○ヤングテレホンはラジオ広報、警察広報、関係機関の広報誌等に掲載したほか、非行防止教室の際に広報カードを配布し周知を図った。 ○立ち直り支援少年のアセスメントや支援方法について被害少年カウンセリングアドバイザーによるスーパーバイズを実施した。 ○その他、自殺願望を持った児童への対応について、精神保健福祉センターの職員から教養、アドバイスを頂く等、他機関との連携を図った。
人権教育・児童生徒課	228	生徒指導推進事業 ・不登校対策推進事業費補助金 【R5廃止】	高知市教育委員会が教員OB等の専門的な人材(不登校対策アドバイザー)を活用し、学校訪問を行い、県教育委員会の不登校対策チームと連携し、組織的な不登校対策が行われるよう指導助言を行う。						

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
私学・大学支援課	229	私立高等学校等再就学支援金交付金	高等学校等を中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをするのを支援するため所得に応じ授業料の一部を助成する。(就学支援金制度の対象外となった生徒で高等学校等を卒業していない生徒が対象)	〇経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られず、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	〇家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	〇事業の継続実施	〇学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付	〇学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・1校、2名に対して補助金を交付	〇高等学校等を中途退学した者の私立高等学校等での学び直しを支援する事ができた。
私学・大学支援課	230	私立学校授業料減免補助金	私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民務非課税世帯、年収350万円未満程度世帯及び年収300万円以上700万円未満程度世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。	〇経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られず、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	〇家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	〇事業の継続実施	〇学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・補助金の交付	〇学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・11法人、1,723名に対して補助金を交付 ・高等学校 10校 1,429名 ・中学校 8校 244名 ・小学校 2校 50名	〇授業料軽減措置を行った学校法人に補助する事により、家庭の経済状況に関わらず生徒が安心して教育を受けられる環境にし、就学の機会を確保する事ができた。 〇家計が急変した世帯への支援をすることができた。
私学・大学支援課	231	私立高等学校等就学支援金交付金	私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じ授業料の一部を助成する。	〇経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られず、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	〇家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	〇事業の継続実施	〇学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・支援金の交付	〇学校訪問、校長会での事業説明及び周知、中学生への周知 ・12校、4,234名に対して補助金を交付	〇家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた。
私学・大学支援課	232	私立中学校等修学支援実証事業費補助金 【R4廃止】	家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。						
私学・大学支援課	233	私立高校生等奨学給付金扶助費	低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収250万円未満程度の世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。	〇経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られず、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 〇申請書が、保護者や住都道府県への提出となるため、書類の未提出者のチェックが難しい。	〇家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	〇事業の継続実施	〇学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・給付金の交付	〇学校訪問、校長会での事業説明及び周知 590名に対して給付金を交付 ・県内 ・高等学校:9校 516名 ・県外(保護者が県内在住) ・高等学校: 74名	〇各家庭の教育費負担を軽減することができた。 〇家計が急変した世帯にも支援を実施する事ができた。
私学・大学支援課	234	高知県夢・志チャレンジ賞奨学金交付事業	国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英奨学金を交付する。	〇平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	〇平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	〇分りやすく、目にとまるリーフレットを作成 〇県内高校訪問、テレビ・ラジオ等PRによる事業の周知	〇令和5年度の応募者の中から奨学生を決定。 〇既決定者に対する給付を行う。	〇前年に申請のあった30名の候補者のうち、9名の奨学生を決定した	〇平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回30名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。 〇令和5年度の募集(令和6年5月)に奨学生を決定をもって寄付金がなくなり、募集は終了となる予定。
高等学校課	235	高等学校等奨学金貸付事業	経済的な理由で高等学校等への進学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。	〇要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与する。 〇奨学金制度について、対象者への周知徹底を図る。	〇要件を満たす対象者全員に貸与が実施されている。 〇対象者全員に奨学金制度が周知されている。	〇学校・市町村との緊密な連携を図り、奨学金制度の周知に努める。 〇奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・市町村を通じて中学校へ制度の周知	〇要件を満たす希望者への貸与 〇R5年度新規貸付決定者:102名 〇ホームページへの掲載、案内文書などにより、制度の周知を図った。	〇R5年度新規貸付決定者:102名 〇ホームページへの掲載、案内文書などにより、制度の周知を図った。 〇対象生徒全員への受給の意思確認を行った。	評議:要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:制度について、対象者への周知徹底をさらに図る必要があるため、学校・市町村との緊密な連携を図り、制度の周知に努める。
高等学校課	236	高等学校等就学支援金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。	〇要件を満たす希望者全員への支給を実施し、教育の機会均等に寄与する。 〇就学支援金及び奨学給付金制度について、周知徹底を図る。	〇要件を満たす希望者全員に支給が実施されている。 〇対象者全員に就学支援金及び奨学給付金制度が周知されている。	〇学校・市町村との緊密な連携を図り、就学支援金及び奨学給付金制度の周知に努める。 〇制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知 ・市町村を通じて中学校へ制度の周知	〇R5年度支給者 ・就学支援金:10,064人 ・奨学給付金:1,833人 〇ホームページへの掲載、案内文書などにより、制度の周知を図った。 〇対象生徒全員への受給の意思確認を行った。	成果:要件を満たす希望者全員へ支給を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:学校・市町村等と連携を図り、制度について周知徹底をさらに図ることが必要である。	
特別支援教育課	237	就学奨励事業	特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のための必要な経費を補助する。	〇特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のための必要な経費を補助している。	〇特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行うことで、特別支援教育の普及と奨励が図られている。	〇保護者等に就学奨励費の制度及び手続を周知し、円滑な事業執行を行う。	〇特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等に、特別支援教育就学奨励費を交付。	〇特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等に、特別支援教育就学奨励費を補助。	
子ども家庭課	238	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の一部を補助する。また、費用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、上限の範囲内で費用の差額を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率:60% 補助基準額:上限160万円(40万円×修学年数)	〇利用者数は増加しているものの、利用が少ない。 〇H27調査では、支援制度を知らず、ひとり親の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 〇自立支援教育訓練給付金の利用者数:H29:9人(H28:1人)	〇厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	〇事業の継続実施 〇給付金の申請受付、審査、給付(通年) 〇SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 〇制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門機関等の関係機関へ配布(7月) 〇ひとり親家庭等福祉のしおりを作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) R5:13 ※R6:3人(町村のみ、市は集計中)	〇給付金の申請受付、審査、給付(通年) 〇制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門機関等の関係機関へ配布(11月) 〇ひとり親家庭等福祉のしおりを作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) R5:13 ※R6:3人(町村のみ、市は集計中)	〇引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、給付金制度の周知を行う必要がある。	

【子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿 (R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画 (P)	R6 実施状況 (D)	H30～R6 成果・課題 (C)
子ども家庭課	239	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	ひとり親家庭の親が資格取得・技能取得等のために長期教育訓練(専門学校等)を受講した場合、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練終了時に支給する。	○利用状況はほぼ横ばいであるが、正規雇用者数は増加している。 ○H27調査では、支援制度を知らない方が割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数: H29:105人 (H28:114人) ・資格取得者数: H28:36人 (H27:31人) ・正規雇用者数: H28:27人 (H27:14人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就業支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施 ○高等職業訓練促進給付金の利用者数: 120人	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(11月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・高等職業訓練促進給付金の利用者数 R5:46人 ・※R6:6人(町村のみ、市は集計中) ・資格取得者数: R5:17人 ・正規雇用者数: R5:6人	○利用者数が減少傾向にあるが、ひとり親家庭の親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、継続した支援が必要。 ○令和3年度に実施した「高知県ひとり親家庭等実態調査」で、ひとり親家庭への主な支援制度や支援機関を知らない世帯が約3割を占めていることから、必要な情報が確実に届くよう、情報提供のさらなる工夫が必要。
子ども家庭課	240	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。	○利用者数は増加しているため、引き続き周知を行う。 ・利用件数: H29:33件 (H28:6件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就業支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(11月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・利用件数 R6:4件	○当該貸付金は、高等職業訓練促進給付金の支給を前提としており、給付金の利用件数減に伴い減少している。 ○引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、ひとり親家庭支援センターの公式LINEや市町村との連携による制度の周知を行う必要がある。
子ども家庭課	241	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、家賃の実費(上限4万円×12か月)を支給する。(償還免除あり)	R3に開設された貸付事業であり、必要としている方に確実に情報が届くよう、制度の周知を行う必要がある。	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就業支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(11月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・利用件数 R6:11件	○引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、ひとり親家庭支援センターの公式LINEや市町村との連携による制度の周知を行う必要がある。
子ども家庭課	242	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合に、受講開始時、修了時及び合格時に受講費用の一部を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(上限15万円)	○利用実績がないため、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用者数: H29:0人 (H28:0人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就業支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・利用件数 R6:0件	○数年にわたり利用実績がないため、ひとり親家庭支援センターの公式LINEや市町村との連携による制度の周知を行う必要がある。
子ども家庭課	243	ひとり親家庭等就業・自立支援相談事業	ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等委託先:特定非営利活動法人	○ひとり親家庭支援センターへの相談件数は横ばいであるが、就業支援(新規求職者、就職者)件数は減少している。 ○就業相談者のニーズに対応するため、ひとり親家庭支援センターと関係機関が連携した支援のあり方を明確にする必要がある。 ・新規求職者数: H29:66人 (H28:89人) ・就職者数: H29:38人 (H28:68人) ・就職率: H29:57.6%(H28:76.4%)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就業支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施 ○ひとり親家庭支援センターにおける就職率: 80.0%	○就業相談、他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士、司法書士(各月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報紙等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○利用者へのアンケートの実施	○就業相談、就業情報の提供等 ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士、司法書士(各月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ等による広報、SNSを利用した情報発信 ・求職登録者数 R6:31人 (R5:60人) ・新規求職者数 R6:29人 (R5:41人) ・就職者数 R6:12人 (R5:24人) ・就職率 R6:38.7%(R5:40.0%)	○相談者のニーズ(職種、就業時間)に合った求人が少ないという理由により、センターの支援を通じた就職者数が減少していることから、相談登録者への継続的な声かけが必要 ○センターが相談窓口として広く認識されるよう、SNS等を活用したひとり親家庭支援センターのPR強化や情報発信を行う必要がある。
子ども家庭課	244	ひとり親家庭医療費補助金	市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担を助成し、ひとり親家庭の親及び児童の健康維持と生活の安定を図る。	○ひとり親親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・対象受給者(実人数): 14,284人 (児童含む)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就業支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○市町村が実施する医療費助成事業への補助 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○SNS(LINE含む)等による広報	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・R6年度対象受給者(実人数見込み) 11,131人(児童含む)	○市町村等と連携し、ひとり親になった方への周知に取り組む必要がある。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿（R6） ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 （事業スケジュール）	R6 計画（P）	R6 実施状況（D）	H30～R6 成果・課題（C）
子ども家庭課	245	児童扶養手当費	父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令：児童扶養手当法	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・受給者数 H30.2月末：8,244人	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○手当の申請受付、審査、支給（通年） ○ひとり親家庭等福祉のしおりを作成し、関係機関等へ配布（7月）（ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他）	○手当の申請受付、審査、支給（通年） ○ひとり親家庭等福祉のしおりを作成し、関係機関等へ配布（7月）（ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他） ・受給者数 R6：5,727人	○市町村等と連携し、ひとり親になった方への周知に取り組む必要がある。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
子ども家庭課	246	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法	○母子・父子自立支援員による相談、派遣指導を行っている。 ・相談件数：H29:1,050件(H28:1,244件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行った。 ○研修者等への参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○自立支援員1名出席 ○四国ブロック母子・父子自立支援員等研修会及び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会合同研修会への参加(11/29) ○自立支援員1名出席 ○全国母子・父子自立支援員研修会(オンライン)への参加(3/24) ○自立支援員2名出席 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行った。 ○研修者数 R6:595名 ○ひとり親家庭福祉事務等担当者(オンライン)への参加(7月) ○自立支援員各2名出席 ○養育費専門相談員等研修会(7/4.5) ○自立支援員1名出席 ○四国ブロック母子・父子自立支援員等研修会及び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会合同研修会への参加(11/29) ○自立支援員1名出席 ○全国母子・父子自立支援員研修会(オンライン)への参加(3/24) ○自立支援員2名出席 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○主な相談は母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談に関するものが多数となっている。 ○四国ブロック研修会では、他県の自立支援員との意見交換等を通じ、支援員の相談業務における資質の向上を図った。 ○引き続き、自立支援員の設置について周知して必要がある。
子ども家庭課	247	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金の貸付根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	○利用件数は伸びているが、H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用件数：H29:72件(H28:51件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報紙等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○SNS(子ども家庭課X)を利用した情報発信 ・利用件数 R6:59件	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)及びSNS(子ども家庭課X)を利用した情報発信 ・利用件数 R6:59件	○修業資金や修学支度資金が増加傾向にある。 ・修業資金 R6:26件(R5:23件) ・修学支度資金 R6:25件(R5:17件) ○引き続き、支援を必要としている方に確実に情報が届くよう、SNSや市町村との連携等による情報提供により、貸付制度について周知する必要がある。
地域福祉政策課	248	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。	本県市町村では居宅がある場合が大半であり、ニーズがほとんどない。	申請から給付までがスムーズに実施されている。	自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化を図る。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会・全体会)の開催 ※全体会については、生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催予定 ○自立相談支援機関に対するヒアリング(書面開催予定) ○特別措置の一部恒久化 令和5年4月1日の省令改正により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で講じられた特別措置の一部恒久化(支給対象者、求職活動要件、再支給要件等)を引き続き、自立相談支援機関の体制を強化	○自立相談支援機関協議会(ブロック会) ・各福祉保健所においてブロック会を開催 ○R6.9.18 全体会を県住宅課と共同で開催し、市町村の福祉部局・住宅部局の連携促進を図った ○自立相談支援機関に対するヒアリング ・対面型ヒアリングは実施せず、書面による実施状況の調査により実施 ○新型コロナウイルス感染症による特例貸付措置のフォローアップのため、自立相談支援機関の体制を強化 ・国の補助金(生活困窮者自立支援の機能強化事業)を活用し、いの町、佐川町、越知町、日高町、黒潮町の各自立相談支援機関へ支援員を増配置	新型コロナウイルス感染症が落ち着いたことにより、住居確保給付金の申請は減少している。今後は、住居確保給付金の申請や、生活福祉資金の特例貸付を通して把握した、生活困窮者への継続的な自立に向けた支援が必要。
福祉指導課	249	被保護者就労支援事業	就労支援員を配置し、被保護者の自立に向けてアセスメントや求職活動の支援、個別求人開拓等の支援を実施する。	就労意欲の高い被保護者が少ない	支援対象者が就労意欲を持って求職活動が行えている。	○各福祉保健所における就労支援プログラムの積極的な活用 ○ハローワークで実施する生活保護受給者等就労自立促進事業へ着実につなげる。	○引き続き、生活保護法施行事務監査において、実施機関の就労指導の取組状況を確認し、就労指導・支援の実効性の確保に努める。 ・各実施機関の就労支援員を対象とした生活保護就労支援協議会を開催し、就労支援のスキルアップを図る。	○施行事務監査方針において就労指導を重点事業として位置付け、県内の15実施機関に対する生活保護法施行事務監査を実施する中で、専用の様式を用いて各実施機関の取組を確認した。また、個別ケース検討の中で取組が不十分であることが確認されたケースについては、改善に向けた指導・助言を行った。	・保護受給期間が長いケースほど就労意欲が低い傾向にあることに加え、地域によっては十分な求人がない場合もあり、就労指導・支援により実際の就職につながるケースが限られている。
地域福祉政策課	250	生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けた協議を行い、県内全域での実施を目指す。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会・全体会)の開催 ※全体会については、生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催予定 ○県内事業所への事業の広報・周知 ○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。	○就労準備支援事業実績(町村部) ・支援対象者数 4名(うちプラン対象者1名) ・プラン策定件数1件 ・支援回数104件 ・協議回数163件 ・社会資源の開発等1件 ○町村担当課への訪問、各種研修会等で広報・周知を実施 ○国の従事者養成研修、県の従事者研修に各自立相談支援機関の支援員が参加し、スキルアップを図った。	県内全自治体において事業が行われる体制を整備済(令和4年度～)。
福祉指導課	251	被保護者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けた協議を行い、県内全域での実施を目指す。	○引き続き、県福祉保健所への訪問による個別説明の機会を設け、事業の活用を促しながら対象ケースの拡大につなげる。 ・法改正により令和7年度から事業が法定化されることから、新任職員研修(R6.4.25、26)において説明を行い、周知を図る。また、福祉事務所への生活保護法施行事務監査において実施を働き掛けている。	○R6.4.25、26の新任職員研修において事業について説明を行い、周知を図った。 ○R6.7.16、17に福祉保健所(幡豆、安芸)を訪問し、対象ケースの掘り起こしを依頼した。 ・県内の15実施機関に対する生活保護法施行事務監査を実施する中で、専用の様式を用いて各実施機関の取組を確認した。	・福祉保健所の事業活用実績は年間数ケースと伸び悩んでいるが、従来の就労指導・支援で効果が上がっていないケース等、潜在的な対象ケースは一定数あると考えられるため、活用をさらなる拡大を図る必要がある。 ・福祉事務所においては、委託先の確保が困難である等の理由から実施が進んでいない。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿 (R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画 (P)	R6 実施状況 (D)	H30～R6 成果・課題 (C)
地域福祉政策課	252	生活困窮者就労訓練事業所支援事業	生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。	○認定就労訓練事業所数 4市町村7事業所(H30.4.1現在) ○認定就労訓練事業所の新規認定	県内全域で就労訓練事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	事業所支援の委託先である高知県社会福祉協議会との連携により事業を周知し、認定申請につなげる。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○認定事業所の増加に向けた県内事業所への事業の広報・周知 ○就労訓練事業の活用に向けた広報及び周知	○事業実績 ・R6新規認定事業所 2カ所 (R6年度末時点 18事業所(※高知市除く)) ・事業所及び福祉保健所に新規認定に関する説明や就労訓練事業の活用に向けた周知・広報を実施	認定就労訓練事業所は増加しているものの、事業の利用につなげていない状況

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
保健政策課	265	子どもの健康的な生活習慣支援事業	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子55.0%、女子40.0% (R4)→増加傾向(R6) ○朝食を毎日食べる子どもの割合 小学5年生 男子81.0%、女子80.4% (R4)→全国平均以上(R6) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子8.0%、女子5.3%(R4)→全国平均以下(R6)	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築	○健康教育副読本のデジタル化を図る ○学校関係者を対象とした研修会の開催 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	○教育委員会と連携し、健康教育副読本を作成し、各学校へ配布(公立学校での活用率100%) ○学校関係者を対象とした研修会での健康教育副読本の配布 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県食生活改善推進協議会研修会(3/7)を開催(参加者数:食生活改善推進員60名、市町村職員等42名) ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会をR5.10.15に開催	○健康教育副読本の公立学校での活用率は100%を継続できているが、より活用しやすくする工夫が必要 ○効果的な伝達方法の研修会を実施することにより、地域の人材育成の推進ができた。
保健政策課	266	地域食育推進事業	若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、保育所や学校などでの食育講座や量販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。	○ヘルスメイトによる食育講座の実施回数に限界がある。	○子どもの頃からの健康な生活習慣が実践される。 ○ヘルスメイトによる地域と連携した家庭の意識の向上 食育講座の実施 一毎年全市町村実施、重点校で食育講座を実施した割合100%	○ヘルスメイトによる小学校高学年を対象とした食育講座を実施する。	○教育委員会と連携し、ヘルスメイトによる児童への食育講座の実施	○ヘルスメイトによる児童への食育講座の実施3 4市町村で(112回)実施(小学校9校) →。朝食摂取率の低い小学校9校を重点校とし、教育委員会と連携して食育講座の実施に係る協力依頼を実施。併せて重点校に対しアンケート調査を実施	○実施後アンケート結果から、「朝食の役割を理解できた」「朝食を摂取したい」と回答した割合はともに9割程度であった。一方、朝食の組み合わせは、「一品のみ」が4割程度の回答であり、朝食の理解と共にバランス食についても啓発が必要。また、効果的に実施に向けて引き続き教育委員会との連携が必要。
幼保支援課	267	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通して働きかける必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。 ・午後10までに寝る3歳児の割合:95% ・3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会を実施した保育所・幼稚園等の割合:55%	○5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間は基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会を実施した保育所・幼稚園等の割合:55%	○パンフレット・リーフレットの配付・各園の学習会の実施等による保護者への意識啓発 ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査	○基本的な生活習慣の定着に向けた保護者への啓発 ・3歳児保護者への幼児期の基本的な生活習慣パンフレットの配付(5月) ・5歳児保護者への意識啓発・パンフレット配付(9月) ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査(8月) ○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合:89.6%	○「幼児期の基本的な生活習慣パンフレット」等を活用した取組が実施され、保護者の理解につながっている。 ○多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。
生涯学習課	268	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)
保健体育課	269	食育・学校給食課題対応推進事業 【R1廃止】	学校給食の普及充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む						
保健体育課	270	食事提供活動	望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、学校と地域等が連携した家庭へのアプローチや地域を巻き込んだ取組を行い、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。	○児童生徒、保護者の朝食に関する意識の高まりは見られるが、朝食欠食傾向にある児童生徒が固定化され、改善に繋がっていないため、ターゲットを絞った取組が必要。	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する。 ・小 全国平均以上 ・中 全国平均以上 ・高 80%以上	○朝食を提供するだけではなく、同時に食育を行うことにより意識の向上にも繋げ、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	令和6年度は、食事提供活動は廃止。 ※朝食摂取に関する指導については、食育推進支援事業等において、引き続き取り組んでいく。	○令和5年度実施団体数…2団体 実施校数…3校 ○県教委による実施校の訪問(潮江南小)を行ない、ボランティア団体の活動状況、児童生徒の参加状況等の聞き取り・確認を行った。 ○実施団体からは、朝食摂取の体験や朝食づくりの手伝い・食育を通して、児童生徒が朝食を摂取することによる体調の変化を実感し、朝食に対する意識が変化したという、すでに朝食を食べようとする姿が見られたとの報告があった。 ○ボランティア団体の高齢化等により、新たに食事提供活動を実施する団体が多かった。例年同じ団体・地域が実施している状況が続いており、効果の広がりが見られにくかった。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）総括シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R6 計画(P)	R6 実施状況(D)	H30～R6 成果・課題(C)
保健体育課	271	がん教育総合支援事業	がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。	○健康の保持増進と疾病の予防という観点から、がんに関する学習は位置づけられているが、教員のがんについての知識・理解が十分でない。 ○学校において、外部講師が指導する際の留意事項等の認識が十分でない。 ○外部講師の派遣が進んでいない。	○外部講師を活用したがん教育が進んでいる。 ○教職員のがん教育に対する知識や理解が深まり、各校におけるがん教育が進んでいる。	○がん教育推進協議会において、関係機関との連携体制を構築するとともに、協議会での意見をもとに各学校におけるがん教育の取組を推進する。	○がん教育推進協議会の開催(1回) ○がん教育外部講師派遣事業(105校)	○がん推進協議会の開催(1/31) ○がん教育外部講師派遣事業(65校)	○協議会では、関係機関や地域の状況を把握し、県内のがん教育の進捗状況やさらなる内容の充実について協議することで、次年度に向けて指導方法の充実やがん教育の推進について検討することができた。 ○外部講師との連携を図り、外部講師と児童生徒の対話的ながん教育の実践を行うことができた。児童生徒自身ががんについて理解を深めることはもちろん、家族や周りの人の健康を守るためには検診を受けることが重要であること等についても理解し、家庭での声かけにつながった。
保健政策課	272	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)
幼保支援課	273	子育て支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業) ※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)
生涯学習課	274	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)
保健政策課	275	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)
保健政策課	276	子どもの健口応援推進事業	子どもの頃からのむし菌、歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。	○フッ素洗口実施市町村の増加 ○子どもの歯科に係る指標(むし菌、歯肉炎等)の改善 ○第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画、よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定める取組を着実に進める。	○一人平均むし菌数(12歳)0.68本(R2)→0.5本以下(R3) ○歯肉炎罹患率(12歳)27.0%(R2)→20%以下(R3)	○フッ化物応用の普及促進のため、各園域ごとに説明会や検討会を開催するなどにより、実施施設の支援を行う ○推進体制の構築	○フッ化物洗口事業開始に向けた支援 ○フッ化物応用推進のための関係者への説明会等の実施 ○フッ化物洗口実施施設へのフォローアップ支援	○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援 ・1回 ○フッ化物洗口の開始 ・18施設 ○関係者へフッ化物洗口実施に向けた働きかけ ・19回 ○フッ化物洗口実施施設数 ・418施設※(R6.3時点) ※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設を含む。	○フッ化物洗口実施率は増加傾向(R4:66.4%→R5:70.0%)。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に休止していた施設も徐々に再開している(休止施設 R4:31→R5:13)。 ○実施率が低い市への働きかけや、既の実施している施設へ手順等のフォローアップが必要。
保健体育課	277	学校保健指導費	むし菌・歯肉炎予防、フッ化物洗口、仕上げ磨きの重要性と口腔清掃定着を図るため、歯と口の健康に関する表彰等を通じて啓発活動を行う。	○12歳の一人平均う歯数の割合は減少傾向にあるが、全国平均と比較すると上回っている。学校保健における歯科保健教育の充実に向けて、健康教育の推進及び各関係機関との連携を密に取組んでいく必要がある。	○12歳の一人平均う歯数が減少する。	○高知県歯科医師会や保健政策課との連携により、歯科健康診断の精度の向上及び事後措置における保健管理及び保健教育の充実を図る。 ○高知県歯科医師会や保健政策課との連携により、高知県歯科保健条例や第3期高知県健康増進計画よさこい健康プラン21の取組を着実に進める。	○保健政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○高知県歯科医師会の協力のもと、日本学校歯科協会による「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業」への参加(指定校:須崎市立南小中学校)	○新規採用養護教諭研修において、保健政策課から歯科衛生士及び歯科医を講師として招聘し、講義を実施(9/21、受講者12名) ○令和5年度歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクールの実施 ・図画・ポスターの部への応募:632点 ・表彰式等を通じて多くの子どもに作品を紹介する中で、家庭や地域、学校での歯と口に対する健康意識の向上も期待される。 ○県立特別支援学校及び県立中学校におけるフッ化物洗口の実施に関する説明と依頼	○歯科衛生士による研修では、発達段階に応じた歯と口の健康課題やその指導方法、フッ化物の応用や全身の健康に影響を及ぼす歯周病に関する講義により、現代的課題へ目を向け、指導に取り組んでいくこととする受講者の意識の向上が見られた。 ○コンクールには、例年同様、多数の応募があり、学校内一人ひとりが歯と口の健康について改めて考えたい機運となった。また、表彰式等を通じて多くの子どもに作品を紹介する中で、家庭や地域、学校での歯と口に対する健康意識の向上も期待される。 ○実施地の県立学校に訪問し実施に関する説明と依頼をした。

令和7年6月24日時点

第10期 高知県子どもの環境づくり推進委員会委員

任期:令和6年10月13日～令和8年10月12日

	分野	氏名	職業等
1	高校生	北岡 新椰	土佐塾高等学校 1年
2		小山 瑞季	高知県立高知国際高等学校 1年
3		須藤 真歩	高知県立高知国際高等学校 1年
4		西野 波留	土佐高等学校 1年
5		山下 瑞	高知県立高知国際高等学校 1年
6	地域	堂本 真実子	認定こども園若草幼稚園 園長
7	福祉	白石 研二	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 事務局長
8		藤原 亨	児童養護施設南海少年寮 施設長
9	NPO	武田 桂子	特定非営利法人土佐山アカデミー 事務局次長
10		中西 稔	認定特定非営利活動法人 カンガルーの会 副理事長
11	PTA	仙頭 竜太	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長
12	教育	小川 真悟	高知市立春野中学校 校長
13		山田 憲昭	高知県立高知東高等学校 校長
14		草鹿 広	土佐塾中学・高等学校 校長
15	有識者	加藤 由衣	高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科 講師

○高知県子どもの環境づくり推進委員会規則

平成18年4月1日規則第61号

改正

平成21年4月1日規則第43号
平成25年3月12日規則第4号
令和3年4月1日規則第32号
令和4年4月1日規則第28号

高知県こどもの環境づくり推進委員会規則をここに公布する。

高知県子どもの環境づくり推進委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県子ども条例（平成25年高知県条例第1号）第11条第6項の規定に基づき、高知県子どもの環境づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 推進委員会に委員長及び副委員長2名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

（会議）

第3条 推進委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 推進委員会は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

第5条 推進委員会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部子育て支援課において処理する。

（意見の聴取）

第6条 推進委員会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、子どもを含めた県民から意見を聴くことができる。

（資料の提出等の依頼）

第7条 推進委員会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、関係する教育機関、行政機関及び団体に対して、資料の提出、説明又は調査を依頼することができる。

（要旨の公表）

第8条 推進委員会は、調査審議した事項のうち重要なものについて、その要旨を公表する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月12日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第32号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第28号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。